

平成30年 8 月 31 日 開 会

平成30年 9 月 20 日 閉 会

平成30年第3回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目

次

8月31日（金曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開　　会（午前10時00分）	4
○日程第1　会議録署名議員の指名について	4
○日程第2　会期の決定について	4
○日程第3　諸般の報告について	4
○日程第4　報第6号及び日程第5　報第7号	5
○日程第6　報第8号　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	5
○日程第7　報第9号　山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について	5
○日程第8　議第66号から日程第21　議第77号まで	5
林市長提案説明	6
○散　　会（午前10時35分）	12

9月7日（金曜日）第2号

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	14
○出席議員	15
○欠席議員	15
○説明のため出席した者の職氏名	15
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	16
○開　　議（午前10時00分）	17
○日程第1　質　　疑（議第66号から議第77号まで）	17
6番　操　知子議員質疑	17
三嶋農林畜産課長答弁	17
6番　操　知子議員質疑	18

三嶋農林畜産課長答弁	18
6 番 操 知子議員質疑	19
三嶋農林畜産課長答弁	19
○休 憩（午前10時08分）	19
○再 開（午前10時08分）	19
三嶋農林畜産課長答弁	19
6 番 操 知子議員質疑	20
三嶋農林畜産課長答弁	20
6 番 操 知子議員質疑	20
三嶋農林畜産課長答弁	21
6 番 操 知子議員質疑	21
三嶋農林畜産課長答弁	21
6 番 操 知子議員質疑	22
渡邊理事兼総務課長答弁	22
6 番 操 知子議員発言	23
8 番 福井一徳議員質疑	23
渡邊理事兼総務課長答弁	23
8 番 福井一徳議員質疑	24
渡邊理事兼総務課長答弁	24
8 番 福井一徳議員質疑	24
渡邊理事兼総務課長答弁	25
8 番 福井一徳議員質疑	25
渡邊理事兼総務課長答弁	26
8 番 福井一徳議員質疑	26
渡邊理事兼総務課長答弁	26
8 番 福井一徳議員質疑	26
渡邊理事兼総務課長答弁	27
8 番 福井一徳議員質疑	27
渡邊理事兼総務課長答弁	27
8 番 福井一徳議員質疑	27
長野まちづくり・企業支援課長答弁	28
8 番 福井一徳議員質疑	28

	長野まちづくり・企業支援課長答弁	28
○休	憩（午前10時38分）	29
○再	開（午前10時38分）	29
	長野まちづくり・企業支援課長答弁	29
	8 番 福井一徳議員質疑	29
	久保田理事兼企画財政課長答弁	29
	8 番 福井一徳議員質疑	30
	久保田理事兼企画財政課長答弁	30
	8 番 福井一徳議員質疑	30
	渡邊理事兼総務課長答弁	31
	8 番 福井一徳議員質疑	31
	渡邊理事兼総務課長答弁	31
	8 番 福井一徳議員質疑	31
	渡邊理事兼総務課長答弁	32
	8 番 福井一徳議員質疑	32
	林市長答弁	33
	8 番 福井一徳議員質疑	34
	林市長答弁	35
	8 番 福井一徳議員質疑	35
	長野まちづくり・企業支援課長答弁	36
○休	憩（午前11時03分）	36
○再	開（午前11時20分）	36
	8 番 福井一徳議員質疑	36
	渡邊理事兼総務課長答弁	36
	8 番 福井一徳議員質疑	37
	三嶋農林畜産課長答弁	38
	8 番 福井一徳議員質疑	38
	三嶋農林畜産課長答弁	38
	8 番 福井一徳議員質疑	39
	三嶋農林畜産課長答弁	39
	8 番 福井一徳議員質疑	39
	大西建設課長答弁	40

8 番 福井一徳議員質疑	40
大西建設課長答弁	40
8 番 福井一徳議員発言	40
○休 憩（午前11時34分）	41
○再 開（午後11時34分）	41
7 番 村瀬誠三議員質疑	41
渡邊理事兼総務課長答弁	41
7 番 村瀬誠三議員質疑	41
渡邊理事兼総務課長答弁	42
7 番 村瀬誠三議員質疑	42
長野会計管理者答弁	42
7 番 村瀬誠三議員質疑	42
大西建設課長答弁	43
7 番 村瀬誠三議員質疑	43
大西建設課長答弁	43
7 番 村瀬誠三議員質疑	43
大西建設課長答弁	44
4 番 加藤義信議員質疑	44
藤田健康介護課長答弁	44
4 番 加藤義信議員質疑	45
安川子育て支援課長答弁	46
4 番 加藤義信議員質疑	46
安川子育て支援課長答弁	46
4 番 加藤義信議員質疑	47
桐山福祉課長答弁	47
4 番 加藤義信議員質疑	48
桐山福祉課長答弁	48
4 番 加藤義信議員質疑	48
鬼頭学校教育課長答弁	48
4 番 加藤義信議員質疑	49
鬼頭学校教育課長答弁	49
○休 憩（午後 0 時03分）	50

○再　　開（午後１時00分）	50
14番　藤根圓六議員質疑	50
安川子育て支援課長答弁	50
14番　藤根圓六議員質疑	51
安川子育て支援課長答弁	51
14番　藤根圓六議員質疑	51
藤田健康介護課長答弁	51
14番　藤根圓六議員発言	52
2番　加藤裕章議員質疑	52
長野まちづくり・企業支援課長答弁	52
2番　加藤裕章議員質疑	53
長野まちづくり・企業支援課長答弁	53
2番　加藤裕章議員質疑	54
長野まちづくり・企業支援課長答弁	54
2番　加藤裕章議員質疑	54
長野まちづくり・企業支援課長答弁	55
2番　加藤裕章議員質疑	55
長野まちづくり・企業支援課長答弁	55
2番　加藤裕章議員質疑	56
渡邊理事兼総務課長答弁	56
2番　加藤裕章議員発言	56
○日程第２　委員会付託（議第66号から議第77号まで）	56
○散　　会（午後１時25分）	57

9月14日（金曜日）第3号

○議事日程	59
○本日の会議に付した事件	59
○出席議員	59
○欠席議員	59
○説明のため出席した者の職氏名	59
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	60
○開　　議（午前10時00分）	61

○日程第1 一般質問	61
1. 13番 武藤孝成議員質問	61
(1) 今後の市政について	61
林市長答弁	62
武藤孝成議員発言	63
(2) 地震によるブロック塀等の損壊対策について	63
鬼頭学校教育課長答弁	64
渡邊理事兼総務課長答弁	65
武藤孝成議員質問	66
宇野副市長答弁	67
武藤孝成議員質問	68
宇野副市長答弁	68
2. 9番 山崎 通議員質問	69
(1) 人口減少時代に向けての施策について	69
林市長答弁	70
山崎 通議員質問	71
林市長答弁	72
山崎 通議員質問	73
林市長答弁	74
山崎 通議員発言	75
○休 憩 (午前10時56分)	75
○再 開 (午前11時10分)	75
3. 4番 加藤義信議員質問	75
(1) 空き家対策について	75
長野まちづくり・企業支援課長答弁	76
加藤義信議員質問	77
長野まちづくり・企業支援課長答弁	78
加藤義信議員質問	79
長野まちづくり・企業支援課長答弁	80
加藤義信議員発言	81
(2) 不育症支援の推進について	81
安川子育て支援課長答弁	82

加藤義信議員質問	82
安川子育て支援課長答弁	83
加藤義信議員質問	83
安川子育て支援課長答弁	84
4. 5 番 郷 明夫議員質問	84
（1）市民目線からの防災等の対策について	84
宇野副市長答弁	88
渡邊理事兼総務課長答弁	89
郷 明夫議員質問	90
鬼頭学校教育課長答弁	91
宇野副市長答弁	92
郷 明夫議員発言	92
○休 憩（午後 0 時21分）	92
○再 開（午後 1 時30分）	92
5. 3 番 古川雅一議員質問	93
（1）公金運用について	93
長野会計管理者答弁	93
古川雅一議員質問	94
宇野副市長答弁	94
古川雅一議員発言	95
6. 1 番 寺町祥江議員質問	95
（1）高齢者支援について	95
藤田健康介護課長答弁	95
桐山福祉課長答弁	96
寺町祥江議員質問	98
桐山福祉課長答弁	98
藤田健康介護課長答弁	99
（2）山県市の子育て支援について	99
安川子育て支援課長答弁	100
寺町祥江議員質問	101
安川子育て支援課長答弁	102
寺町祥江議員質問	102

林市長答弁	103
○休憩（午後 2 時18分）	105
○再開（午後 2 時35分）	105
7. 7 番 村瀬誠三議員質問	105
（1）山縣市地域防災計画および自主避難の見直しについて	106
渡邊理事兼総務課長答弁	107
村瀬誠三議員質問	109
渡邊理事兼総務課長答弁	112
林市長答弁	113
村瀬誠三議員質問	113
林市長答弁	115
村瀬誠三議員発言	116
○散会（午後 3 時11分）	116

9 月18日（火曜日）第 4 号

○議事日程	117
○本日の会議に付した事件	117
○出席議員	117
○欠席議員	117
○説明のため出席した者の職氏名	117
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	118
○開議（午前10時00分）	119
○日程第 1 一般質問	119
8. 11 番 上野欣也議員質問	119
（1）小中学校の熱中症予防対策の具現化と周知徹底について	119
鬼頭学校教育課長答弁	120
上野欣也議員質問	121
鬼頭学校教育課長答弁	124
上野欣也議員質問	126
宇野副市長答弁	126
（2）ため池の安全と保全について	126
三嶋農林畜産課長答弁	127

上野欣也議員質問	128
三嶋農林畜産課長答弁	128
上野欣也議員質問	129
三嶋農林畜産課長答弁	130
○休 憩（午前10時43分）	130
○再 開（午前10時55分）	130
9. 8 番 福井一徳議員質問	130
（1）再び、保育園の民営化に関連して	130
林市長答弁	132
福井一徳議員質問	133
林市長答弁	136
福井一徳議員質問	136
○休 憩（午前11時23分）	138
○再 開（午前11時23分）	138
林市長答弁	138
○休 憩（午前11時26分）	139
○再 開（午前11時28分）	139
（2）2020年度会計年度任用職員制度の導入について	139
渡邊理事兼総務課長答弁	140
林市長答弁	140
福井一徳議員質問	141
○休 憩（午前11時39分）	142
○再 開（午前11時39分）	142
渡邊理事兼総務課長答弁	142
福井一徳議員質問	143
渡邊理事兼総務課長答弁	143
○休 憩（午前11時43分）	144
○再 開（午前11時45分）	144
○散 会（午前11時46分）	144
9 月 20 日（木曜日）第 5 号	
○議事日程	145

○本日の会議に付した事件	147
○出席議員	149
○欠席議員	150
○説明のため出席した者の職氏名	150
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	150
○開　　議（午前10時00分）	151
○日程第1　常任委員会委員長報告	151
○日程第2　委員長報告に対する質疑	154
○休　　憩（午前10時19分）	155
○再　　開（午前10時20分）	155
○日程第3　討　　論（認第1号、認第2号及び議第66号から議第77号まで）	156
8番　福井一徳議員反対討論	156
1番　寺町祥江議員賛成討論	159
6番　操　知子議員賛成討論	159
○日程第4　採　　決（認第1号、認第2号及び議第66号から議第77号まで）	160
○日程第5　議員の派遣について	163
○閉　　会（午前10時42分）	164
○会議録署名者	164

平成30年 8 月31日

山口市議会定例会会議録

(第 1 号)

平成30年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第1号 8月31日（金曜日）

○議事日程 第1号 平成30年8月31日

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 諸般の報告について |
| 日程第4 | 報第6号 専決処分の報告について |
| 日程第5 | 報第7号 専決処分の報告について |
| 日程第6 | 報第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第7 | 報第9号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について |
| 日程第8 | 議第66号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 認第1号 平成29年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて |
| 日程第10 | 認第2号 平成29年度山県市水道事業会計決算の認定について |
| 日程第11 | 議第67号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 議第68号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議第69号 平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議第70号 不動産の譲与について |
| 日程第15 | 議第71号 訴えの提起について |
| 日程第16 | 議第72号 新市まちづくり計画の変更について |
| 日程第17 | 議第73号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第18 | 議第74号 北山辺地総合整備計画の変更について |
| 日程第19 | 議第75号 市道路線の認定について |
| 日程第20 | 議第76号 岐阜市と山県市の重複する市道路線の管理に関する協定の協議
について |
| 日程第21 | 議第77号 都市宣言の制定について |
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2	会期の決定について	
日程第3	諸般の報告について	
日程第4	報第6号	専決処分の報告について
日程第5	報第7号	専決処分の報告について
日程第6	報第8号	財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第7	報第9号	山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
日程第8	議第66号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について
日程第9	認第1号	平成29年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
日程第10	認第2号	平成29年度山県市水道事業会計決算の認定について
日程第11	議第67号	平成30年度山県市一般会計補正予算（第3号）
日程第12	議第68号	平成30年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議第69号	平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第14	議第70号	不動産の譲与について
日程第15	議第71号	訴えの提起について
日程第16	議第72号	新市まちづくり計画の変更について
日程第17	議第73号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第18	議第74号	北山辺地総合整備計画の変更について
日程第19	議第75号	市道路線の認定について
日程第20	議第76号	岐阜市と山県市の重複する市道路線の管理に関する協定の協議 について
日程第21	議第77号	都市宣言の制定について

○出席議員（14名）

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	8番	福井一徳君
9番	山崎通君	10番	吉田茂広君
11番	上野欣也君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君	14番	藤根圓六君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	伊 藤 正 夫 君	理 事 兼 総務課長	渡 邊 佳 宏 君
理 事 兼 地方創生監	柴 田 雅 洋 君	理 事 兼 企画財政課長	久保田 裕 司 君
税務課長	山 田 正 広 君	市民環境 課 長	奥 田 英 彦 君
福祉課長	桐 山 藤 夫 君	健康介護 課 長	藤 田 弘 子 君
子育て支援 課 長	安 川 英 明 君	農林畜産 課 長	三 嶋 克 之 君
水道課長	浅 野 晃 秀 君	建設課長	大 西 一 也 君
まちづくり・ 企業支援課長	長 野 健 一 君	会計管理者	長 野 裕 君
学校教育 課 長	鬼 頭 立 城 君	生涯学習 課 長	土 井 義 弘 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理 事 兼 事務局長	竹 村 勇 司 君	書 記	棚 橋 輝 英 君
書 記	鷺 見 芳 文 君		

午前10時00分開会

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第3回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（石神 真君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、5番 郷明夫君、6番 操 知子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（石神 真君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの21日間とし、9月1日から6日、8日から13日、15日から17日及び19日を休会といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から9月20日までの21日間とし、9月1日から6日、8日から13日、15日から17日及び19日を休会とすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（石神 真君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成30年6月から8月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しています。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

6月29日、岐北衛生施設利用組合議会第1回臨時会が開催され、関係議員と出席いたしました。会議では、議長、副議長の選挙並びに監査委員の選任、補正予算の議案を審議し、原案のとおり可決されました。

8月27日、恵那市において岐阜県市議会議長会議が開催され、吉田副議長と出席いたしました。会議では、会務報告の後、議案4件を審議し、原案のとおり可決されました。なお、次期開催市は土岐市と決定されました。

8月30日、岐北衛生施設利用組合議会第2回定例会が開催され、関係議員と出席いたしました。会議では、平成29年度決算議案を審議し、原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第6号及び日程第5 報第7号

○議長（石神 真君） 日程第4、報第6号及び日程第5、報第7号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件であります。

日程第6 報第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（石神 真君） 日程第6、報第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告案件であります。

日程第7 報第9号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について

○議長（石神 真君） 日程第7、報第9号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による報告案件であります。

日程第8 議第66号から日程第21 議第77号まで

○議長（石神 真君） 日程第8、議第66号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第9、認第1号 平成29年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認第2号 平成29年度山県市水道事業会計決算の認定について、日程第11、議第67号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第3号）、日程第12、議第68号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第13、議第69号 平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第14、議第70号 不動産の譲与について、日程第15、議第71号 訴えの提起について、日程第16、議第72号 新市まちづくり計画の変更について、日程第17、議第73号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について、日程第18、議第74号 北山辺地総合整備計画の変更について、日程第19、議第75号 市道路線の認定について、日程第20、議第76号 岐阜市と山県市の重複する市道路線の管理に関する協定の協議について、日程第21、議第77号 都市宣言の制定について、以上14議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年山県市議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

6月27日から7月8日にかけての平成30年7月豪雨は、西日本の各地で記録的な大雨を記録し、堤防の決壊による河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生し、甚大な被害をもたらし、全国各地で多くの建物が被害を受け、200名を超えるとうとい命が失われました。お亡くなりになられた方々と御遺族に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興、そして再建を願うところでございます。

本市におきましては、7月6日に土砂災害警戒情報が発表されたことに伴い、災害対策本部を設置し、警戒対応するとともに、伊往戸、仲越、円原、今島地区の住民に対し避難勧告を行ったところでございます。この土砂災害警戒情報が7月7日午前8時30分に解除されたことから、一旦避難勧告を解除いたしましたが、再度、午前10時25分に土砂災害警戒情報が発表されたことから、同地区に避難勧告を、さらに大雨特別警報が発令されたことから、北山地区、葛原地区全域の420世帯870人に対し避難勧告を行いました。この大雨特別警報は7月8日午後1時10分に解除、土砂災害警戒情報が午後2時10分に解除されたことから、午後3時に避難勧告を解除し、災害対策本部を解散いたしました。

この豪雨による本市内の被害は、県道神崎高富線、神崎地内の道路ののり面の崩落、北山、葛原、伊自良地域の林道ののり面や路肩の崩壊、市道への土砂の流出、道路冠水などがございましたが、幸いにも人命にかかわるような災害はございませんでした。

なお、県道神崎高富線は岐阜県が早期復旧に向け工事中であり、林道の災害復旧事業は今般の定例会に補正予算案等を提案しており、後ほど御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

また、大雨が7月8日まで降り続いた後に、翌日9日に例年より12日も早く梅雨が明けてから大変厳しい暑さが続き、全国の最高気温が岐阜県内の観測地点で記録されたことがトップニュースで連日のように報道され、本市でも気温35度以上の猛暑日が30日以上記録されるなど、大変暑い夏でございました。

また、小中学校の熱中症予防対策についてもニュースが報道され、普通教室の冷房設備設置率が全国では約50%程度とのことでありましたが、本市内の小中学校では全ての普通教室に冷房設備を設置済みであり、快適な環境で授業を受けることができるよう教

育環境の向上に努めているところでもございます。

さて、8月5日に郡上市で開催されました消防感謝祭第67回岐阜県消防操法大会には、小型ポンプ操法の部に市消防団第5分団が出場されました。出場された第5分団の選手は、連日の訓練により磨かれた操法技術とチームワークを遺憾なく発揮し、すばらしい操法を披露してくれました。連日の暑さにかかわらず厳しい訓練に励んでこられた消防団員を初め、支援された関係者の御努力は、本市の消防力を強化するものと確信をいたしております。

今年は、平成30年7月豪雨やその後の台風など、自然気象による災害が多く発生しております。自然災害はいついかなる場所で起こるかわかりません。大雨や台風につきましては観測データによる予測も可能でございますが、地震につきましては現在、予知、予測ができておりません。本年度も、市民の皆様の避難・救助訓練を通じて常日ごろから防災意識を持っていただき、災害に備えていただくことを目的に、南海トラフ地震を想定した山県市総合防災訓練を10月28日日曜日に伊自良中学校を会場として実施する予定でございます。

あらゆる災害への備えは、行政の力だけでは万全と言えず、市民の皆様が防災意識を高められ、日ごろから御家庭で準備していただくことも非常に重要でございます。行政と市民の皆様が信頼ときずなで結ばれ、今まで以上に災害に強いまちづくりを推進していくため、伊自良地域の自治会関係者及び関係団体の皆様には御協力をお願い申し上げますとともに、議員各位におかれましても、市民の皆様への御参加、御協力につきまして御配慮いただきますよう、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、本日御提案いたしております案件を御説明させていただきます。

本日提案いたしております案件は、専決処分案件2件、報告案件2件、条例案件1件、決算案件2件、補正予算案件3件、その他案件8件の計18案件でございます。

それでは、上程されました14案件につきまして御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー1の9ページをお願いいたします。

議第66号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、代替保育に係る連携施設の確保義務が緩和されたことなどにより条例改正を行うものでございます。

続きまして、資料ナンバー4、認第1号 平成29年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定及び資料ナンバー5、認第2号 平成29年度山県市水道事業会計決算の認定につきましては、各会計の決算の認定でございます。

一般会計、特別会計及び水道事業会計につきましては、それぞれ監査委員の監査を受け、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、別冊の資料ナンバー４―２及び資料ナンバー５―２の審査意見書を付して提案するものでございます。

なお、一般会計及び特別会計決算の内容等の詳細につきましては、主要な施策の成果説明、決算分析等を別冊の資料ナンバー４―３、決算の成果説明書にまとめて提出させていただきます。

続きまして、今般の補正予算について御説明申し上げます。

資料ナンバー６、議第67号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第３号）は、既定の歳入歳出予算の総額に１億2,652万7,000円を追加し、その総額を132億4,251万9,000円とするほか、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正をしようとするものでございます。

初めに、11ページの歳出から款ごとに主な内容を御説明申し上げます。

11ページ、総務費では、まず、本年10月から職員４名を採用するため、人件費904万1,000円、非核平和都市宣言の横断幕作成と関連団体への加入負担金を26万1,000円追加しております。

また、本市の知名度向上のため、市内運送業者の協力を得て、パレット車の後方等に本市のイメージキャラクターであります山県さくらを無料で貼付してもらう作成費等400万円を追加し、財源の２分の１を県補助金で見込んでおります。

さらに、有線テレビ事業のケーブル架線の張りかえに伴い、河川占用協議資料作成業務委託料466万円、続いて、12ページでございますけれども、移っていただいて、消防救急デジタル無線整備工事の損害賠償請求に係る弁護士謝礼66万9,000円を追加しております。

そのほかに、住民基本台帳ネットワークシステムの機器の更新を行う際の文字変換作業経費を67万5,000円追加しております。

民生費では、県の福祉医療費の前年度精算返還金1,430万8,000円、13ページに移っていただき、放課後児童クラブの臨時職員の共済費22万6,000円、放課後児童クラブの学校間の移動業務委託料39万8,000円を追加しております。

また、国と県による６分の５の補助を受けて実施する梅原小学校区の放課後児童クラブ施設の新設工事費511万1,000円を追加しております。

衛生費では、養育医療に係る前年度精算返還金35万4,000円を追加しております。

次に、14ページに移っていただきまして、農林水産業費では、市内の養豚農家が購入する高圧洗浄機と動力噴霧器の畜舎防疫設備整備事業補助金を追加しておりますが、そ

の財源は全額県補助金を見込んでおります。

商工費では、本市のイメージキャラクター、山県さくらを生かした観光プロデュース事業として、期間限定で山県さくらカフェの開設、関連グッズの販売など378万円を追加し、歳入では売り上げ100万円を見込んでおります。

土木費では、後年度の償還額に交付税算入のある有利な公共事業等事業債と過疎対策事業債を活用すべく財源更生をしております。

15ページに移っていただき、消防費では、退職した消防職員1名分を減額しております。

教育費では、県から委託を受け、世界に誇る岐阜県内の施設に触れ合うふるさと魅力体験事業50万円を追加し、財源は全額県支出金を見込んでおります。

16ページに移っていただき、災害復旧費では、本年6月27日から7月8日までに発生した梅雨前線豪雨による林道の災害復旧費8,340万5,000円を追加しております。なお、この財源に県補助金と災害復旧事業債を見込み、これらの経費全額は繰越明許費として設定もいたしております。

続きまして、8ページ以降の歳入について御説明を申し上げます。

初めに、地方特別交付金366万7,000円と地方交付税2億3,968万5,000円は、本市への交付額の決定に伴い、追加しようとするものでございます。

国庫支出金と9ページにかけての県支出金は、歳出で御説明申し上げました補助金と委託金でございます。

財政調整基金繰入金2億3,331万6,000円の減額は、今般の補正に伴い、余剰となる財源について、現在取り崩しを予定している分を減額しようとするものでございます。

10ページの前年度繰越金443万9,000円は、前年度決算の実質収支額を踏まえての追加でございます。

諸収入100万円は、歳出で御説明いたしましたグッズの販売収入でございます。

市債では、過疎対策事業債を120万円、公共事業等事業債を3,750万円追加しており、臨時財政対策債については、本市での発行限度額が4億700万円と決定されたことに伴い、300万円減額し、災害復旧債については3,190万円追加しております。

続いて、4ページにお戻り願います。

4ページ、第2表の繰越明許費は、本年度内に終わらない見込みの林道災害復旧工事に係る分でございます。

第3表の債務負担行為補正は、山県さくら観光プロデュース事業の平成31年度分でございます。

5 ページに移っていただき、地方債補正は、過疎対策事業債と災害復旧事業債を追加するとともに、公共事業等事業債を増額し、臨時財政対策債を減額しております。

なお、17ページと18ページには補正予算給与費明細書を、19ページには債務負担行為の調書を、20ページには地方債補正後の現在高の調書を添付させていただいております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

21ページ、議第68号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に5,093万7,000円を追加し、その総額を32億193万7,000円とするものでございます。

まずは、27ページの歳出明細をごらん願います。

総務費27万円は元号改正等に伴う国民健康保険システム改修費で、諸支出金5,066万7,000円は前年度精算返還金でございます。

26ページの歳入は、繰越金3,635万4,000円の追加と国民健康保険基金繰入金1,458万3,000円の追加でございます。

続きまして、29ページの議第69号 平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に4,192万7,000円を追加し、その総額を26億7,544万2,000円とするものでございます。

まずは、36ページの歳出明細をごらん願います。

地域支援事業費50万円の追加は、近年話題の心身、認知症等の虚弱予防、フレイル予防について、高齢者の食事実態調査をしようとするものでございまして、一定の国、県の補助金等も見込んでおります。

次の諸支出金償還金4,123万円の追加は、前年度の実績確定に伴う国と県の精算返還金であり、一般会計繰出金19万7,000円は、前年度の精算返還分でございます。

歳入では、34ページは、フレイル予防調査の補助金と前年度の精算交付金、35ページは、繰越金118万1,000円と介護給付費準備基金3,620万円を追加いたしております。

続きまして、資料ナンバー1をお願いします。

資料ナンバー1の11ページの議第70号 不動産の譲与につきましては、昭和63年に尾ケ洞自治会が地区公民館用地を取得しようとしたところ、自治会名義で不動産を登記できなかったことから、土地代金相当額を高富町に寄附し、高富町名義で不動産登記を行いました。本年4月に尾ケ洞自治会が認可地縁団体となり、認可地縁団体名義で不動産登記できることとなったため、尾ケ洞自治会から自治会公民館敷地について無償譲渡の申し出があり、当該不動産を譲与することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、12ページの議第71号 訴えの提起につきましては、消防救急デジタル無線施設整備工事の工事請負契約に関して本市がこうむった損害について、中央電子光学株式会社、沖電気工業株式会社に対し連帯で、工事請負契約約款第47条の3第1項に基づき、違約金として請負代金額の10分の1に相当する額及び同条第2項に基づき、違約金、違約罰として請負代金額の10分の1に相当する額の合計3,282万3,000円の損害賠償金を支払うよう請求しましたが、応じなかったため、損害賠償請求を行う訴えの提起を行いたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、資料ナンバー7をお願いします。

資料ナンバー7、議第72号 新市まちづくり計画の変更につきましては、いわゆる旧合併特例法第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本年4月に公布された改正法律により、いわゆる合併特例債の発行可能期間が5年間延長されました。本市としましては、より有利な地方債の有効活用を図るため、計画期間をさらに5年間延長し、平成30年度までとなっている現計画を平成35年度までの21年間にしようとするものでございます。

なお、これにあわせ、整備予定のバスターミナルの追記などをしております。

続きまして、資料ナンバー8をお願いします。

資料ナンバー8、議第73号 山口市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容としましては、2の産業の振興で、鳥獣害対策と美山地域の東沖地区の県営土地改良事業負担金を追記しているほか、市道の舗装面積の一部の変更、消防の広域事務委託、介護支援センターなどの表記の訂正をし、平成28年度の決算額や児童・生徒数の追記等をしております。

続きまして、資料ナンバー9、議第74号 北山辺地総合整備計画の変更につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容としましては、いわゆるオートキャンプ場の整備をするため、観光またはレクリエーション施設の事業費を2,073万1,000円から7,824万2,000円と増額するとともに、辺地の人口、地域の中心の位置、辺地度点数の置きかえをしております。

続きまして、資料ナンバー1、14ページをお願いします。

資料ナンバー1、14ページでございますが、議第75号 市道路線の認定につきまして

は、（仮称）山県バスターミナル整備のため、東深瀬161号線14161として路線番号を付与し、市道路線の認定をお願いするものでございます。道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、資料ナンバー1、15ページをお願いします。

15ページ、議第76号 岐阜市と山県市の重複する市道路線の管理に関する協定の協議につきましましては、市道高富129号線が岐阜市道三輪中1号線と一部区間で重複しており、岐阜市との重複区間の道路の維持管理の方法に関する協定について協議を行おうとするため、道路法第16条第2項ただし書きの規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、関係市である岐阜市においても、9月に開会する定例会において、本市との道路の維持管理方法に関する協定について協議を行おうとするため、議案を提出し、議決を求める予定でございます。

続きまして、資料ナンバー1、18ページの議第77号 都市宣言の制定につきましましては、平和に関する都市宣言について、山県市平和に関する都市宣言検討委員会にて検討を行うなど、市民の皆様の御意見を踏まえた上で非核平和都市宣言を行おうとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

○議長（石神 真君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、9月7日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時35分散会

平成30年 9 月 7 日

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

(第 2 号)

平成30年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第2号 9月7日（金曜日）

○議事日程 第2号 平成30年9月7日

日程第1 質 疑

- 議第66号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成29年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 認第2号 平成29年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第67号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第68号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第69号 平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第70号 不動産の譲与について
- 議第71号 訴えの提起について
- 議第72号 新市まちづくり計画の変更について
- 議第73号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第74号 北山辺地総合整備計画の変更について
- 議第75号 市道路線の認定について
- 議第76号 岐阜市と山県市の重複する市道路線の管理に関する協定の協議
について
- 議第77号 都市宣言の制定について

日程第2 委員会付託

- 議第66号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成29年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 認第2号 平成29年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第67号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第68号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第69号 平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第70号	不動産の譲与について
議第71号	訴えの提起について
議第72号	新市まちづくり計画の変更について
議第73号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第74号	北山辺地総合整備計画の変更について
議第75号	市道路線の認定について
議第76号	岐阜市と山県市の重複する市道路線の管理に関する協定の協議について
議第77号	都市宣言の制定について

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第66号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
認第1号	平成29年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成29年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第67号	平成30年度山県市一般会計補正予算（第3号）
議第68号	平成30年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第69号	平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第70号	不動産の譲与について
議第71号	訴えの提起について
議第72号	新市まちづくり計画の変更について
議第73号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第74号	北山辺地総合整備計画の変更について
議第75号	市道路線の認定について
議第76号	岐阜市と山県市の重複する市道路線の管理に関する協定の協議について
議第77号	都市宣言の制定について

日程第2 委員会付託

議第66号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
-------	--

認第1号	平成29年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成29年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第67号	平成30年度山県市一般会計補正予算（第3号）
議第68号	平成30年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第69号	平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第70号	不動産の譲与について
議第71号	訴えの提起について
議第72号	新市まちづくり計画の変更について
議第73号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第74号	北山辺地総合整備計画の変更について
議第75号	市道路線の認定について
議第76号	岐阜市と山県市の重複する市道路線の管理に関する協定の協議について
議第77号	都市宣言の制定について

○出席議員（14名）

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	8番	福井一徳君
9番	山崎通君	10番	吉田茂広君
11番	上野欣也君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君	14番	藤根圓六君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
理事兼 総務課長	渡邊佳宏君	理事兼 地方創生監	柴田雅洋君
理事兼 企画財政課長	久保田裕司君	税務課長	山田正広君

市民環境課長	奥田英彦君	福祉課長	桐山藤夫君
健康介護課長	藤田弘子君	子育て支援課長	安川英明君
農林畜産課長	三嶋克之君	水道課長	浅野晃秀君
建設課長	大西一也君	まちづくり・企業支援課長	長野健一君
会計管理者	長野裕君	学校教育課長	鬼頭立城君
生涯学習課長	土井義弘君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼事務局長	竹村勇司君	書記	棚橋輝英君
書記	鷺見芳文君		

午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

○議長（石神 真君） 日程第1、質疑。

質疑は、8月31日に議題となりました議第66号 山縣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから議第77号 都市宣言の制定についてまでの14議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 操 知子君。

○6番（操 知子君） 議長の許可を得ましたので、このたびは認第1号に関して7案件、質疑を行います。

まず初めに、資料4、103ページ、資料4―3、129ページ、多面的機能支払交付金についてお尋ねします。

1点目、3組織の実績とありますが、面積は何ヘクタールでしょうか。

2点目、資源向上支払に関して、共同活動の実施とありますが、長寿命化が行われない理由はどのようなのでしょうか。

3点目、活動3組織の構成について、こちらは農業者のみの構成、または農業者及びその他の者での構成のどちらとなりますでしょうか。

以上、3点に関して農林畜産課長へお尋ねします。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 1点目の3組織の実施面積はについてお答えをいたします。

大桑農地環境を守る会が田79.1ヘクタール、畑11.9ヘクタールの合計91ヘクタール。梅原地域ふる里活性化協議会が田81.1ヘクタール、畑3ヘクタールの合計84.1ヘクタール。上願活動組織は田7.1ヘクタール、畑1.8ヘクタールの計8.9ヘクタール。3組織の実施面積の合計は184ヘクタールとなります。

2点目の資源向上支払に関して、共同の実施とあるが、長寿命化が行われない理由はについてお答えをいたします。

長寿命化は共同と異なり、軽微ではない補修、更新等がその対象であり、対象となる作業は、老朽化した水路壁の上塗りや農道のアスファルト舗装など業者が請け負って行

うような作業で、なかなか素人ができるものではありませんし、費用も多額となります。そのため、活動組織からの計画には上がってこないものと考えます。

3点目の活動3組織は農業者のみで構成か、農業者及びその他で構成かについてお答えをいたします。

農業者及びその他自治会、子供会等で構成されております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） 続いて、資料4、103ページ、資料4—3、125ページ、中山間地域等直接支払交付金事業についてお尋ねします。

1点目、田における交付が全交付のうちの100%となりますが、畑地への取り組みはどのような状況でしょうか。

2点目、交付金使用方法として、共同取り組み活動の内訳が幾つか挙げられておりますが、そのうちの3協定が該当するその他の活動とはどのような内容でしょうか。

3点目、第2期、14協定、第3期、13協定、第4期、11協定と減少傾向にあります、個別協定への取り組みはどのような状況でしょうか。

以上、3点に関して、同じく農林畜産課長へお尋ねします。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 1点目の畑地への取り組みはについてお答えをいたします。

土地所有者等において農地を維持管理していくため、取り決め、協定を集落地域で締結し、5年間の事業計画を策定され農業生産活動を行っております。したがって、集落で取り決めた取り組みが水田に対して行うものということで100%となっているもので、現在、11集落から畑地への取り組み計画はございません。

2点目の交付金使用方法のその他とはについてお答えをいたします。

景観の美化活動で花壇の花植え事業のことになります。

3点目の個別協定への取り組みはについてお答えをいたします。

現在、集落協定において耕作放棄地の予防や農地の保全管理が行われており、認定の業者等が農用地の所有権を有する者と利用権の設定や農作業受託を受ける形で締結する個別協定については現在のところございません。今後、所有者等がみずから取り組みができなかった場合など、何年か後には集落協定から個別協定へ移行されることもあるかもしれません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） 続いて、資料4、107ページ、資料4―3、132ページ、狩猟免許取得助成金についてお尋ねします。

1点目、狩猟免許取得後の活動はどのような状況でしょうか。

2点目、予算現額50万円に対して実施が9万5,000円であります。ジビエファンや有害鳥獣被害への理解を深め、取得者増加へ向けた取り組みはどのように行っておりますでしょうか。

以上、2点に関して、同じく農林畜産課長へお尋ねします。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 1点目の狩猟免許取得後の活動はどうかについてお答えをいたします。

本助成の交付については猟友会への加入要件の1つとなっておりますので、取得後は有害鳥獣駆除に御協力をいただいております。

2点目の取得者増加に向けた取り組みはについてお答えをいたします。

広報、ホームページでの周知と、今年度の7月には猟友会の方がジビエ山県を立ち上げ、多くの方にジビエのおいしさを知っていただこうと活動されており、岐阜ジビエの認定も受けました。

今後は、安心・安全なジビエ肉として流通できるよう猟友会、県、JA等とも連携し、山県市のジビエファンをふやしていきたいと考えております。また、今年度、山県市鳥獣被害防止対策協議会では、狩猟エコツアーという3回のイベントを企画しており、身近に体験していただくことで有害鳥獣被害に対する理解、狩猟者の増加につながればと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 暫時休憩します。

午前10時08分休憩

午前10時08分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 予算現額が50万円に対して実施が9万5,000円についてお答えします。

この予算の内訳としましては、1人当たり取得費用が10万円で5人分の予算として計

上しておりましたが、実際に申し込まれた方が1名であったという実績でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） 続いて、資料4、103ページ、資料4―3、118ページ、鳥獣被害防止柵設置助成事業についてお尋ねします。

1点目、実績11件のうち、自給的農家、販売農家の割合はどのような状況でしょうか。

2点目、担い手不足、高齢化となる現状、農業に意欲的な方々への支援は最重要であります。そこで、自給用を含みますが、事業費に対する被害額の減少は比例しておりますでしょうか。

以上、2点に関して、同じく農林畜産課長へお尋ねします。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 1点目の実績11件の自給的農家、販売農家の割合はについてお答えいたします。

自給的農家とは、経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家、販売農家とは、経営耕地面積が30アール以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家と農林業センサスでは規定されております。

自給的農家、販売農家のカテゴリーに分類するに当たって、本助成金申請では農産物販売金額まで求めておりませんので、これについては把握しておりませんが、経営農地面積のみで分けるとすれば、4件が自給的農家、7件が販売農家に該当する申請者となります。

2点目の事業費に対する被害額の減少は比例しているかについてお答えいたします。

本助成金の補助要件は、農家形態を問わず出荷をしていない自己消費のみの農家であっても耕作農地に設置した事実があれば対象とするため、収穫量や販売額、被害額などは集計しておりませんので数値での把握はしておりません。ただ、設置した農家から効果がなかったなどの報告は受けておらず、逆に他の農地にも追加設置する申請をいただくこともありますので、柵の設置によって鳥獣被害が減っているものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） ただいま御答弁をいただきましたが、助成事業を活用する耕作者が望むことは被害をなくすことでありますので、県事業などを活用した設置方法の指導などを積極的に進めていただき、担い手、そして後継者へとつないでいただきたいと思います。

続いての質疑へ移ります。

資料４―３、134ページ、清流の国ぎふ森林・環境基金事業についてお尋ねします。

１点目、要望箇所の総数はどのような状況でしょうか。

２点目、未実施の数、進捗状況はどのようなのでしょうか。

以上、２点について、同じく農林畜産課長へお尋ねします。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） １点目の要望箇所の総数はについてお答えをいたします。

平成29年度は岩佐地区と伊佐美地区の２カ所でございます。

２点目の未実施の数と内容、進捗状況はについてお答えをいたします。

未実施のところはございませんが、伊佐美地区は面積が多いため、0.4ヘクタールのバッファゾーン整備及び危険木の伐採を30年度継続して実施をしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 操 知子君。

○６番（操 知子君） 続いて、資料４、101ページ、資料４―３、121ページ、学校給食地産地消推進事業についてお尋ねします。

児童１人当たりの米の量は、小学校69.79グラム、中学校99.73グラムと確認しております。そこで、１点目、対象児童・生徒減少に対する市内産ぎふクリーン米使用量増加の理由はどのようなのでしょうか。

２点目、県内農産物使用量のうち、山県産の割合はどのような状況でしょうか。また、理由はどのようなのでしょうか。

以上、２点に関して、同じく農林畜産課長へお尋ねします。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） １点目の児童・生徒数減少に対する市内産ぎふクリーン米使用の増加の理由はについてお答えをいたします。

小中学校全12校において、給食でお米を使用する日数が前年度に比べて三、四日程度増加したことによります。

２点目の県内農産物使用量のうち市内産の割合は、また理由はについてお答えをいたします。

県内産食材使用量に対する市内産食材の使用量の割合は、平成29年度では36.8%となっており、また、全食材使用量に対する市内産食材使用量の割合は13.7%となっています。ここ数年来は、おおむね同程度の水準で推移をしております。野菜に関しては、市内産で賄えるものは極力使用することとしておりますが、やはり種類が少ないことがネ

ックとなっており、その使用量に限りがありますし、肉に関しても、山県市産と銘打つものはブランド化されているものがありますので、どうしても通常のものより単価的に高くなっております。そのため、特別メニューの際に使用するなど、これも用途が限定的になります。こうした理由から市内産食材の割合が全体から見れば14%程度にとどまっているものと考えますが、現状では市内産食材の使用量を大幅に増加させることは困難であるため、本補助金の趣旨に沿って、できる限り県内産食材を使用させていただくよう学校教育課とも歩調を合わせて取り組んでいきます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） 続いて、資料4—3、38ページ、自治会集会施設建設事業補助金についてお尋ねします。

1点目、自治会集会施設の総数、運営している数、また廃止となった数はどのような状況でしょうか。

2点目、廃止後、取り壊しとなったものの割合はどのような状況でしょうか。

3点目、現在の自治会の運営状況を見ておりますと、やはり事業の縮小や廃止となるものもあります。現在は維持なされているものの、今後老朽化や、もしくは危険空き家となるおそれが出てくることもあり得ます。そこで、取り壊しのみの場合における補助も対象としていくべきかと思いますが、現在、対象としていない理由をどうお考えでしょうか。

1点目、2点目は可能な場合で構いませんが、以上、3点に関して、総務課長へお尋ねします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

まず最初に、自治会集会施設につきましては、各自治会において所有されておりました、当然その責任の範囲内において管理運営されるものであるため、市では管理しておりません。したがって、御質問いただきました集会施設の総数や実際に運営している数、また廃止した数、廃止後の経緯や取り壊したものの割合など、その実態につきましては市ではほとんど把握しておりません。

次に、集会施設の取り壊しに係る補助の創設についてですが、施設の取り壊しにつきましては、現行の自治会集会施設事業補助金交付要綱においても既存施設を取り壊して建てかえる場合においては、建物全部はもちろん、部分的に一部を取り壊して建てかえる場合も対象としております。

次に、取り壊すだけの場合の補助につきましては、そもそもこの制度は自治会活動及び地域住民相互の融和と自治の振興を図るため設置される自治会集会所に対して補助しているものでございますので、本交付要綱を改正して対象を拡大することは制度の趣旨にそぐわないと考えております。また、仮に市の補助を受けて建設した集会施設であったとしても、各自治会の責任で管理していくべきものでございまして、現時点では、市として利用されなくなった集会施設を取り壊すことを奨励したり、促進すべき積極的な理由まではないというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） 以上で私からの質問は終わります。

○議長（石神 真君） 続きまして、通告順位2番 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 議長から御指名いただきましたので、質疑をしたいと思います。

議長も冒頭で触れられたように、台風21号で山口市でも災害、幸い人災はなかったんですが、非常に被害に遭われた方がまだおみえになるということで、心からお見舞い申し上げますとともに、今、行政も一生懸命やっただいていますが、一日も早い復旧のために努力をお願いしたいと思います。

それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

まず第1番目、山口市非核都市平和宣言PR用備品について。議第67号、平成30年度山口市の一般会計補正予算第3号の資料6の11ページをごらんください。

今回、核廃絶を目指して非核都市平和宣言の制定に当たり、広く市民や対外的にその宣言をPRするための補正予算が計上されました。一般質問で取り上げた際に、県下では既に多くの市町村が制定されており、単に宣言するだけではなく宣言に基づいた実行計画が必要である由の答弁がされました。

そこで、今回計上された22万1,000円はどのようなものを計画されているのか、また、実行計画として、今後市民にまずアピールする点での広報計画、恒久的な掲示物など、今回も含めてどのような計画を考えているのか、総務課長にお尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

都市宣言の関連事業に関しましては、まず、日本非核宣言自治体協議会に加入するため、協議会の規約による区分、5万人未満の市及び特別区に該当いたしますが、その分担金としまして4万円を計上しております。恒久的な掲示物としましては、来庁される方や市役所、伊自良支所及び美山支所の付近を通行される方に、本市が非核平和都市を

宣言したことを周知するための横断幕3枚の購入費用として22万1,000円を予算計上しております。その他、PR事業としまして、予算は不要でございますが、協議会の加入後に加入団体に対して無償で配付される写真やポスター等を利用したミニミニ原爆展を市役所の1階ロビーやその他公共施設で展示することを検討しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今、写真、ポスター、ミニミニ原爆展などを市役所のロビー等で行いたいというお話でしたが、実際に市民への平和に関するさまざまな企画だとか、市民の中で行われる事業への例えば補助制度だとか、それから小中学校、きょう、教育長、おみえになっていませんけれども、平和教育等々を含めて、そうした中身については今後どのように検討されているのでしょうか。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

市民の平和活動に対する補助制度につきましては、まだ検討を現段階ではしておりませんので、今後、平和都市宣言をして市民の皆様にもそういった活動をされているということを御報告いただいて、その状況を把握しつつ市民活動への補助制度については考えていきたいと思っております。

それ以外に、非核平和都市宣言を今回議案で提出させていただく際に、幹部会議である市の政策調整会議におきましては、先ほど申し上げました日本非核宣言自治体協議会のほうに加入いたしますとさまざまな支援が得られますので、そういった支援を活用して、例えば平和教育事業などそういったものに活用できるかと思っておりますので、関係各課において関連事業を御検討いただくようお願いしているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 市民の補助制度等を含めて今後具体的に状況把握も含めて進めていきたい。調整会議の中でも各課で具体的に進めるようにということで検討されているということでしたので、今後さらに具体的な中身は進展できるように、その点は期待をしていきたいと思っております。

続いて、2点目、同じく非核平和都市宣言制定についてですが、資料1の18ページ、ここに文案が出されています。非核平和都市宣言の制定に関して、原発再稼働反対も同じような趣旨で文言に入れるべきではないかと同僚議員から再三提案がされました。答弁では、これは政治的党派の主張という意見があり、盛り込まなかったとのことでした。

しかし、原発再稼働反対の主張は、福島原発の重大事故を経験した我が国として世論の動向も踏まえて当然の主張ではないかとの意見も出されました。一方で、福島原発の事故を受けとめた世界各国では、ドイツを初め自然エネルギーへの政策転換や、ベトナムにおける原発の建設計画を中止するなど、政治的党派の主張云々というレベルではない流れになっています。この点からも、前回の再度の議論を踏まえた上で最終案に向けての議論の内容をお伺いしたい。また、文案に核廃絶の文字が入っていませんが、パブリックコメントではそのような意見は寄せられなかったのか、また、どのような意見が寄せられたのかについてもあわせてお尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

非核平和都市宣言案につきましては、山県市平和に関する都市宣言検討委員会におきまして、核に関する表記についても御意見がありました。しかしながら、イデオロギー的な表現はより多くの市民の理解を得るため除いたほうがよいという意見でございまして、広く市民の皆様にご賛同を得られるような表現としております。

パブリックコメントにつきましては、提出をいただいた御意見の中に原子力発電所の再稼働に関するようなものはなく、また、事務局案を作成する際に原子力発電所の再稼働に反対する趣旨の文言も検討はいたしましたが、原子力政策は政府の方針が大きく影響しますし、国の方向性も明らかでないこともございまして、この宣言において、具体的に原子力発電所の再稼働の是非やその評価などについての言及は避けるべきだと、控えるべきだというふうに判断いたしました。なお、提出いただいた御意見の内容につきましては宣言案に賛成いただくものであり、よく検討されている、被爆国、日本国民として核廃絶を訴え、美しい山県を次世代へと流れよくわかりやすく表現できていると思うという賛成の御意見が多数でございました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 検討の状況についてはわかりました。イデオロギー的表現ということに対しても再三同僚議員からの意見もありましたが、自主的にこの運動を推進していく中でそういう点も含めていろいろ市民とともに考えていくということが必要かなというふうに思いますので、核廃絶って文字が残念ながら入っていませんが、自主的な中身づくりをしていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それでは、続いて、3点目に入ります。

社会人採用計画についてということで、議第67号の一般会計の補正予算第3号、資料

6の11ページです。

4名の社会人採用をするための6カ月分の費用として、904万1,000円が計上されています。この4名について、どのような社会的経験の方をどの部署に想定して採用しようとしているのか、今後の採用の具体的な計画についてもあわせてお尋ねを総務課長にいたします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

今回の社会人の採用につきましては、民間企業等で正職員としておおむね過去5年間に3年以上の職務経験を有する方を採用する予定でございます。配置部署につきましては、今年度における退職者やその他事業の一層の推進などさまざまな課題に対応するため必要な部署への配置を予定しております。また、今後の採用計画につきましては、退職予定者数や対応すべき課題に伴う事務事業の業務量などを考慮し、適正な職員数を確保するため必要な職員を採用したいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 質問の中では、具体的にどういう部署ということでしたが、今の答弁の中では必要な部署への対応をしたいということでした。具体的に今、必要な部署、現状どういうふうな問題点、課題を抱えているかということと、この部署にというのを教えていただきたいと思います。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

今、内示をしておりませんので、現時点でどの部署に具体的にどういった職員を配置するのかということについては、答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 内示をしていないでということでしたので、また別の機会にぜひ報告していただきたいと思いますというふうにしたいと思います。

それでは、続いて、有線テレビ架線、河川占有協議資料作成業務委託料についてというの出されています。資料は6—11ページです。この作成委託料として466万円が計上されているんですが、これはどのような協議、というのはどのようなものなのか、協議の対象や内容、またどうしてこの協議が必要になっているか、この協議自身は今回限りのものなのか、今後も発生するのかという点についてお尋ねをします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

この有線テレビに係る河川占用協議とは、山県市有線テレビのケーブルを設置する際に、河川を横断する場合、必要となる河川占用許可の申請手続の協議でございます。今回の業務委託は、その占用許可に係る資料の作成業務の委託となります。

対象箇所は一級河川である伊自良川、武儀川、神崎川などを横断する30カ所ございまして、具体的な業務内容としましては、該当箇所の測量及び申請書類の作成となります。

協議の必要性につきましては、ことし3月に行いましたCCN株式会社と山県市有線テレビ事業の譲渡に関する基本合意の締結に基づきまして、現在、老朽化した同軸ケーブルにかわる光ファイバーによる情報通信網の整備がCCN株式会社により進められているところでございますが、河川占用許可の申請の協議をCCN株式会社が行う段階になり、山県市有線テレビが所有するケーブルについて合併時の事業開始当初からと思われませんが、申請そのものが行われていなかった箇所が、先ほど申し上げました30カ所あることが判明いたしました。このことにつきまして、河川管理者である岐阜土木事務所へ経緯を説明して報告したところ、速やかに河川占用許可申請を行うよう指導がございましたので、本委託料を計上させていただいたものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今の答弁ですと、本来きちっと届け出をする必要があったんだけど、今度のCCNとの譲渡の契約の中で新たに発覚をしたと。だから、改めてその部分をやるということで、それは今回限りというような中身なんでしょうか。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 議員御指摘のとおり、今回限りでございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 次、行きます。

これも一般会計の補正予算ですが、山県さくら観光プロデュース事業委託料について、まちづくり・企業支援課長にお尋ねをします。

山県さくらが登場する動画を制作するとのことでしたが、予算計上の想定として、動画の内容やどの程度の時間ボリュームなのか、また、制作する動画のDVDの録画配布や動画配信などの活用方法についてはどのような想定をされているのか。予算計上ではグッズの売り上げ収入が100万円計上されていますが、実際に制作費を差し引いた収入計上なのか、動画制作費にグッズ製作費も含まれているのか、この中身。それから、この

予算が債務負担行為として当初から31年度の支出予定額になっているのは、制作は今年度から開始をして完成が越年するということなのかについてもお尋ねをします。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

動画の内容としましては、山県さくらが環境拠点施設やその周辺の観光資源等をユーチューブを介して紹介するという動画を考えております。1つの動画の時間は約3分から5分と見込んでおり、2カ年間で16程度の動画を作成したいと考えております。活用方法は、例えばイベント等で流したり、物産展などでも活用させていただき、山県市の認知度向上を図りたいと考えております。グッズの売り上げにつきましては、作成費は委託料で見込んでございますので、その収入については作成費を含んだものということでございます。

次年度の債務負担行為を計上しました理由につきましては、時節ごとの山県市を紹介したいというふうに考えており、2カ年間にまたがって事業を行ってまいります。平成30年度におきましても、4つ程度の動画を作成する予定としております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 具体的な中身としては16程度つくるということなので、結構、山県市をアピールできるのかなというふうに思います。ユーチューブでアップされるということですが、先ほど言いましたけど、DVDなんかを含めてそれを広く配布するとか、今、制作費は非常に安いと思うんですけれども、市民向けにそういうような中身をアピールするような計画はないかどうかということと、それから、もう一つは、前、美山地域の動画を制作されたのがありまして、美山の物語でしたね。あれを、私もずっと見たんですけれども、もう少し、要するにいろいろ地場産業の中身をアピールしてもいいんじゃないかなというような感じもしたんです、見たときに。ですから、制作にかかわってぜひ制作途中で我々も視聴できるとか、そんなような機会をつくっていただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えいたします。

今回の予算の中でDVDを配布するということは考えておりませんでした。ユーチューブで配信してどの程度の反響があるのかということを見きわめながら、そういった方法についても検討してまいりたいと考えております。

地場産業の動画等のことについても、実は30年度予算、当初予算で、水栓バルブ発祥

の地という業界のPR動画というものを今作成しておる最中でございまして、またそちらのほうを見ていただいて、1月ごろには配信する予定をしておりますので、また御意見等いただければと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 暫時休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御意見をというお話でしたが、それは個別でといいますか、そういうお話であれば特段聞く機会はいつでも持つことはできるかと思いますが、改めて議会でとかそういうことでは考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） ありがとうございました。

個別でそんなような機会、自由に参加できるような場を設けていただければというふうに思います。

じゃ、続いて、6番目、北山辺地総合整備計画の変更についてということで、資料9の3ページのところ、企画財政課長にお尋ねをいたします。

山県市過疎地域自立促進計画の変更についての資料P2、資料8には1、産業の振興（8）観光またはレクリエーションでグリーンプラザみやまキャンプ場改修工事一式として7,063万6,000円が記載されています。そして、北山辺地総合整備計画の変更について、資料9の3ページの総合整備計画、参考資料にその内容が記載されています。この注記には具体的な事業ごとに記載し、施設区分ごとの小計及び合計を付すことと書かれています。第1回の市議会で辺地債を活用したオートキャンプ場整備について私は取り上げましたけれども、この記載にはオートキャンプ場の名称がありません。この参考資料は行政文書として残るものですから、名称の記載とともに30年度分の一括金額6,318万6,000円ではなくて、注記にある事業ごとの金額の明示、明細表示が必要では 아닙せんか、お尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 久保田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

まず、オートキャンプ場につきましては、全協の場でも御説明しましたように、いわゆるオートキャンプ場ということで、ここに限定した公的な表現ではありませんので説明上で使ったものであります。また、今、辺地計画の注記欄に書いてあって、このように書くべきじゃないかということにつきましては、注記欄に書いてあるように、この事業というのは捉え方としましては、事業のくくりはグリーンプラザみやまキャンプ場改修工事というのが1つの事業のくくりでありますので、これについて明細は書いてあります。この過疎計画につきましても辺地計画につきましても、いわゆる国、県の様式にのっとって余分なことは書かないように適切な表現に努めておりまして、今後これを具体的に事業化する際には、予算のほうにはまた詳細を書かせていただいて御説明申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 私、いろいろ意見はあるんですが、一応具体的にそれを進めるということで予算も確認をされておる中身ですので、それで、外装の塗装工事ということがずっと1枚に出ていますけど、実際に要するに費用のバランスからいくと、もう少しわかりやすく書いたほうがいいんじゃないかという趣旨ですので、どうでしょうか、変えていただけないでしょうか。

○議長（石神 真君） 久保田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（久保田裕司君） 重ねて申し上げますが、こちらの指示は国と県とも様式を統一しておりますので、ここにたくさん書き過ぎるということはちょっと考えておりません。ただ、御説明するのはやぶさかとしておりませんし、予算の、具体的にこれ、計画でありまして、具体的に事業化するためには当然予算化が必要ですので、その際には議員各位にはわかりやすく御説明できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） たくさん書くのは控えて、やぶさかではないとおっしゃっていたので、4,800万円もかかるのでぜひ変えていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それでは、次、7点目、財産に関する調書、普通財産の雑種地1,981平米の売却についてということで、平成29年度、認証1号ですが、山縣市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、資料4の268ページです。

雑種地の1,981平米が減算されていますが、この内容について、売却の手續及び価格等の内容、処分に至る経過や売却先についてお尋ねをします。また、市の遊休用地の現状や今後の方針についてどのようにお考えなのかということについて、理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

昨年度における山県市の笹賀の普通財産の売却につきましては、隣接地の所有者である株式会社木村製作所から売り払い申請とともに当該普通財産の利用計画が提出されました。

計画の内容を検討しましたところ、山県市普通財産売却事務取扱要綱第4条第5項における、市長が隣接土地及び普通財産の沿革、当該普通財産の管理経費並びに土地利用に係る経済的価値等を総合的に勘案し、地域の活性化に寄与すると認める場合に該当すると判断しまして、売り払いを決定しました。なお、売り払い価格につきましては、不動産鑑定士による不動産鑑定額をもとに決定いたしました。

次に、遊休地の現状及び今後の方針についてですが、普通財産のうち売却等が可能な土地につきましては、順次、測量などを行い、積極的に広報等で公募するなど、今後も売り払いに向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今、計画の内容が要綱に沿って適切であるというお話でした。不動産の鑑定額についても鑑定士の中身を聞いてやったということと、今後については公募も含めて検討していきたいということでしたが、要綱に基づいて計画の内容が適正であったということなのですが、計画というのはどのようなものかということについてお尋ねします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

株式会社木村製作所の新しい工場を建てるという計画でございました。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 了解をしました。

続いて、8点目、防犯灯新設工事についてということで、認第1号、平成29年度の一般会計の認定についてですが、資料4—3の33ページです。

防犯灯事業の実績の数値に誤りがあって、28年度の成果説明書を見ますと、総数が3,409

基となっているんですけれども、33ページの総数が3,351基ということで、増減も違っているんですね。下の刑法犯認知件数も28年度は138件ではなくて139件が正しいのではないかと、これを読んでいると、基本的には成果説明書って附属資料ですので、この本体が正式な資料だというふうに思うんですけれども、我々は実際にどのような中身なのかということを知る上ではこの成果説明書は非常に参考になりますので、今後、校正の段階で数字についてはしっかりチェックしていただきたいなということで、今後のためについてお尋ねします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

総設置数の昨年度との違いにつきましては、施設灯などを総務課と建設課、まちづくり・企業支援課との所管がえをした結果の差し引きの58基が影響してございます。

今年度の報告にある平成28年度の数値3,351基に58基を足しますと3,409基になるわけですが、こちらが昨年度の報告数値となっております。しかしながら、この58基は、正確には平成29年4月1日に所管がえしておりまして、本来であれば平成29年度の実績として計上すべきでしたが、事務的には平成28年度中に行ったため、担当者が昨年度の報告書にこの58基を平成28年度の実績として計上しておりました。今年度の報告書では、ごらんいただくとおわかりになるかと思いますが、その58基をこの成果説明書の中でも記載しておりまして、平成29年度の実績として改めて計上し直した結果、昨年度の報告数値と異なる結果になったものでございます。したがって、平成29年度末の総設置数は3,429基が正しい数値となっております。

次に、刑法犯の認知件数の数値でございますが、平成28年度の成果説明書を作成しました昨年6月ごろ、担当が岐阜県警のホームページで確認し、平成28年実績として139件を記載しました。今年度、平成29年度の成果説明書の作成に当たりまして、昨年度と同様6月ごろに岐阜県警のホームページで確認したところ、平成28年の実績が138件、平成29年の実績が133件になっておりました。このことから、昨年度の数値を修正して記載しました。しかしながら、議員からの発言通告を受け、岐阜県警のホームページを先日再度確認しましたところ、数値が変更されておりまして、結果としましては平成29年が134件、平成28年が139件となっておりますので、大変失礼ですが、この場で修正の御報告を申し上げたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 事情はよくわかりました。そういう事情であれば、いつ時点での

というようなことの表記がいいかなというふうに思います。

続いて、9点目です。危険空家等除却補助金についてということで、認第1号 平成29年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、資料4―3の50ページです。

市長にお伺いをします。事業成果に1件除去したとありますが、同じページの空家等対策協議会事業で、特定空き家等の判断基準について精査し、素案を収集したとの記述もあります。9月4日の台風の影響の巡回に行った際に、台風の風で高富の町組のところなんです、空き家が瓦が飛んで隣地の物置の屋根を突き抜けていました。ちょうどそこに居合わせた地元の方とお話をしたんですが、ここは子供たちの通学路、確かに通学路なんです、であって、実際に危険が隣り合わせしていて、市役所にも対応をお願いしているがなかなか進まないということでした。地元では、両隣がお金出して買おうかというような議論までしたというようなお話でしたけれども、高富本通りの危険家屋も含めて、実際には事故があつてからではやっぱり遅くて、危険空き家対策は待ったなしの状況ではないか。その地元の方が言われるのには、ロープを張ってなるべく反対側のほう、道の端のほうを歩くようにと言うんだけれども、子供は興味があつて中をのぞいているというようなことがあつて、確かにそんなこともあるので、危険空き家について、市内で地域ごとに、こういう通学路のところ、具体的に何軒あつて、その対策計画とか除却補助金について、29年度の結果を踏まえて、今後どのように対策を迅速に進めるか、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） お答えをいたします。

市内で老朽化が進みまして周辺住民等に悪影響を及ぼすことが懸念されている空き家は、高富地域が8軒、伊自良地域が2軒、美山地域が16軒の合計26軒と見込んでおります。そうした対策につきましては、これからも、今までも行ってきましたけれども、しっかり所有者の方に伝えていきたいということを考えております。また、高富のまちの中にあります先ほどの場所につきましては、本町通りの空き家につきましては、現在担当課が土地の所有者や複数の関係者、土地の、建物の所有者が何人かおみえになります、そうした複数の関係者と跡地の活用方法等も含め、専門家の意見を聞きながら今協議を行っているところでございます。

また、市民の皆様からの不安の声も多く寄せられておりまして、解決のめどが立たない場合には、しっかりとした手段を講じていきたいということを考えております。具体的には、27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されまして、その制度

にのっとしてやりますと、空き家で放置されて老朽化が進んでいきますと市のほうで立ち入りの調査をさせていただきます。調査を拒まれたような場合には20万円以下の過料が科されるということで、そういったところを確認しまして、助言とかお願いとか指導します。そして、聞き入れていただけない場合には市のほうで勧告をいたします。勧告の内容といたしましては、居住用地特例の対象から除外をする、これは固定資産税の6分の1が1分の1になるということでございますし、また、そうした状況でも放置されるような場合は、空家等対策協議会等の審議をいただきながら市のほうから命令という形を行いまして、その命令に違反した場合には50万円以下の過料を科することができます。それでもできない場合は、なかなかここまでは全国的にもまだ少ないと思いますが、行政代執行を行いまして費用をいただくというこの制度にのっとして進めていきたいということを考えております。

また、現在まで、28年度から30年の5月までに45軒の空き家をお願いをして除去されましたことも御報告をさせていただきたいと思います。

そこで、先ほどの御質問の中に9月4日の台風ということで、台風の風で、質問には高木と書いてありますが、先ほど高富と言われたんですけれども、町組の空き家は瓦が飛んで隣の家の物置の屋根を突き抜けていました。居合わせた地元の方はということをお話されているんですが、こうした空き家の所有者に、具体的にそういった事実があったことを早くタイムリーにお話をして、そして理解をいただくことが大切だと思いますけれども、そこで、山県市議会の基本条例がございまして、その14条で反問させていただきますが、そういった事実を福井議員は確認されて、市のほうに伝えていただいて、そして市のほうから速やかに対応すべきだと思いましたが、どんなことを具体的に市のほうにお話をいただいたんでしょうか。安全と安心のためにはやはりそういった気づかれたときに早く対応することが大切だと思いますので、14条だったと思いますが、反問させていただきます。

○議長（石神 真君） 済みません。基本条例に反問とありますが、議長が許さんことには反問にならないので、反問というか市長の意見ということで捉えていただきたいと思います。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 具体的な中身について、今26軒、山県全体であって、所有者に伝えるということと、あわせて具体的な特別措置法の施行に基づいて具体的なことを進めているというお話でした。

先ほど気がついた時点でどうするかということですが、実際に今まで言ってもなかなか

か進んでいかないといういろんな事情があるんですが、ですから私はきょうここで取り上げたんですね。実際に、北海道の地震じゃないですけど、もし何か起こったときということを想定すると、通学路じゃないところはいいと思うんですけども、実際に要するに子供たちに危害が生じるようなところ、そんなような場所の問題については、もし事故が起こった場合には、具体的には要するに行政の責任とかいろんなことが一般的に言われるようになると思うんですね。ですから、このところについてはやっぱり迅速にどうするかということ、逐一状況については、地元の人が所有者はわかっているのでもいつも連絡を取り合っていると、でも、なかなか進まないということなので、やっぱりそこは踏み込んで、法令も含めて踏み込んで、具体的にやる必要があるという意味で、きょう私は質問しています。やっぱり解決をするということが一番ですので、しかも何か事が起こってからでは遅いと思いますので、そこらあたり、ぜひ積極的に推進していただきたいというふうに思うんですが、市長のお考えをお聞きします。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 今、お話がありましたが、議会の一般質問ですとか質疑でそういった依頼をされるよりも具体的に聞かれたときに、そして事故が起こってから遅いわけですから、よく福井議員はこの場でないと物が言えないのかわかりませんが、具体的なそういう危険の伴うような事案につきましては、その都度、速やかにお話をいただきたいと思います。特に、安全・安心のためには私どもも行政側もそうですが、議会の皆さんも同じような立場ですので、市民のためにどうあるべきかは福井議員で考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） いろんなことについては、直接各課にもお願いしたりとかというふうにしていますし、今後積極的に、市長おっしゃるように安全・安心という意味ですので、どんどんその問題については言って、改善をお願いしていきたいというふうに思います。

空き家の具体的な対策について、債権放棄だとかいろんなことを含めて、じゃ、補助金についてもどう考えるかということも含めて難しい問題があると思うんですけど、いずれにしても具体的にやっぱり解決をしていくということが必要なので、その点については引き続き努力をしていただきたいというふうに思います。私も積極的に取り組みたいというふうに思います。

それでは、10番目に移ります。

地域振興イベント事業負担金について。資料4―3の51ページです。まちづくり・企

業支援課長にお尋ねをします。

ふるさと栗まつりの事業が参加者5万人の来場を得て盛大に行われたと書かれています。毎年、1,400万余の負担金を支出し、債務負担行為も行っているということで、議会とか議員として負担金の内容を精査し認定するのが当然だと思います。そこで、29年度行われたふるさと栗まつりの実行委員会があると思うんですが、まとめ報告とか決算書をぜひ議会に提出をお願いしたいと思うんですが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えいたします。

議会から要請がございましたら検討させていただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 再質問ある。

〔「ない。要請したらということでしょう、ない」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） ここで暫時休憩いたします。議場の時計で11時20分から会議を再開いたします。

午前11時03分休憩

午前11時20分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君、先ほどに続いてどうぞ。

○8番（福井一徳君） 11番目です。

集落支援員・地域おこし協力隊設置事業についてお尋ねをします。資料が4—3の54ページです。

設置人数事業実績には、平成28年度8人に対して平成29年度は5人と減少して、不用額が235万9,000円出ています。地域おこし協力隊は、テーマを決めて決裁権限を持たせて取り組んで成功している事例も視察研修等で述べられていました。そこで、この人員確保ができなかったことと関係して、現状どのように、今後どのように進めるかという点について、理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

集落支援員につきましては、1名の支援員が平成25年5月から継続して就任しており、地域おこし協力隊につきましては、平成28年度の時点では7名の協力隊員が活動していましたが、平成28年度中に3年の任期を終え、6名が退任いたしました。

地域おこし協力隊につきましては、山県市のホームページや移住定住に関するPRサイトなどで募集しつつ、東京と名古屋にある県の総合相談窓口の清流の国ぎふ移住・交流センターの相談員を訪問しまして、山県市への移住定住について詳細を説明するなどして、協力していただけるようお願いしているところであります。

募集に当たっては、活動内容を林業による起業活動、森林資源活用活動、体験型・滞在型観光プロデュース活動、移住・定住促進コンシェルジュ活動、農業による遊休農地活用活動などとしております。

平成29年4月1日に1名に委嘱した後、平成29度中には14名のお問い合わせがあり、現地の見学などをされた結果、2名の方に委嘱しましたが、予算上は5名の方への委嘱を想定しておりましたので、協力隊員の報酬や社会保険料、旅費など235万9,000円の不用額が生じたものでございます。

募集の方法としましては、ホームページの利用や県の協力を仰ぐほか、集落支援員のネットワークを活用した募集などを引き続き行いたいと考えております。

さらに、現在の隊員の活動を引き継ぐ活動として、柿渋を利用した商品開発と柿ZANMAIの運営や、農家レストランの運営支援も活動概要に追加し募集しております。

今後も引き続き地域活動に意欲と情熱があり、地域に溶け込む意思がある隊員に委嘱をしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 概要についてはわかりました。

新聞なんかにも、全国的に地域おこし協力隊についてもう少し行政のサポート等も含めてという全国的な課題もありましたので、今後いろんな機会にその問題について触れたいと思います。

それでは、12番目です。

担い手について確保経営強化支援事業補助金について及び関連して中山間地域等担い手育成支援事業補助金について。資料は4の101ページと103ページ、4—3の119及び125ページです。

農林畜産課長にお聞きをします。今回、事業補助金が884万5,000円一般財源から支出されて、担い手農家5軒を支援したとあります。また、中山間地域等担い手育成支援事業補助金も、11集落377戸に対して579万4,000円が支給されました。昨年も580万7,000円が計上されていましたが、同様に農地利用集積モデル地域支援事業に400万円の県支出金がついています。

山口市の農家を担う人たちのもうかる農業を目指した産地構造への転換を図る取り組みを支援したとありますが、具体的にもうかる農業を目指した産地構造への転換とはどのような内容でしょうか。この事業で山口市のもうかる農業目標からするとどの程度の段階にあるのかをお聞きいたします。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 1点目のもうかる農業を目指した産地構造への転換はどのような内容かについてお答えをいたします。

岐阜県の農家1戸当たりの農業所得は全国平均の43%にとどまるなど農業による収入は十分でなく、農業従事者の減少と急速な高齢化による担い手不足も深刻となっております。また、農業従事者の減少は、荒廃農地、遊休農地の増加も招いており、それらの現状は当市においても例外ではございません。

このような状況に対処するため、県はぎふ農業・農村基本計画を策定し、3つの基本方針、多様な担い手づくり、売れるブランドづくり、住みよい農村づくりに即した産地構造への転換の取り組みを、中山間地域等担い手育成支援事業や元気な農業産地構造改革支援事業等を利用して支援することにより、未来につながる農業、農村づくりを推進していくものでございます。市としましても、この政策に同調して、担い手確保経営強化支援事業として担い手農家の支援を行っているところでございます。

2点目の、この補助事業で山口市のもうかる農業目標からするとどの程度の段階にあるのかについてお答えをいたします。

本事業では、意欲ある担い手農家が、経営面積による規模拡大等の目標を生産者みずからが実施計画書において今年度から3年後の目標を設定するもので、段階的には3年目標の1年目ということになります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今説明があったんですが、意欲ある担い手ということで、事業規模を拡大していく3カ年計画を出して、それに対して補助していくということがありましたが、若干質問は、そういういろんな事業者のところで、こういう事業の計画を出して進めてやっている人たちが、実際の従事者のどのくらいの程度なのかというのをお聞きしたいと思っております。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 今、担い手として、この事業を使いまして補助している団体は5団体でございます。これが全体の農家数のどれくらいかという割合は、ちょっ

と把握はしておらないのですけれども、現状はこういう状況でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 全体の割合等については、また別の機会でお聞きしたいと思います。

それでは、13番目、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業についてということで、資料が4—3の127ページ。

鶏舎2棟分、1億893万5,000円、豚舎が5棟分で1億7,429万9,000円がいずれも県支出金で行われました。一時期、田栗地域の自治会長さんからも相談を受けて、豚舎の臭気対策について取り組んで、市役所、市民環境課とか農林畜産課の職員の皆さんの尽力もあって、この9月には一応臭気問題についてもおさまることができてよかったなというふうに思っています。今後とも地域住民の理解を得ることが重要だというふうに思うんですけれども、今回の補助事業によって、鶏舎とか豚舎の飼育規模はどの程度になったのかということと、また、この事業補助金というのは、県内でどの程度採択されているのかということについてお尋ねをいたします。農林畜産課長によろしくをお願いします。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 1点目の、今回の事業補助金によって鶏舎、豚舎の飼育規模はどの程度になったのかについてお答えをいたします。

鶏舎につきましては武藤ファームでございまして、今合計で11棟で、12万9,000羽の飼育規模になりました。豚舎につきましてはハシエダ養豚でございまして、豚舎の合計が29棟で、1万6,200頭の飼育規模になりました。

2点目、この事業補助金は県内でどの程度採択されたかについてお答えをいたします。

29年度の施設整備事業として事業採択されたのは、当市のほか3協議会がございまして、内訳としましては、東濃地域の食鳥クラスター協議会、飛騨酪農畜産クラスター協議会、ポーノポークぎふクラスター協会の3つの団体でございまして、事業費総額は4億5,000万円でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 全体の県での採択状況なんかをお伺いすると、かなり山県市は積極的に頑張っているなという感じがいたします。今後もこういう点で積極的な育成のための対策事業を進めていただきたいと思います。

それでは、最後、道路改良工事についてということで、資料4—3の155ページのところでですね。

平成29年度、37路線の改良で1億2,893万円の事業費になっていまして、不用額が2,892万、事業費の22.4%に対応します。ちなみに、28年度は2億4,861万の事業費に対して、468万が入札差金等による不用額として計上されています。事業費に対して1.9%に相当します。平成27年度は、事業費が2億4,326万円に対して不用額が3,386万で、事業費に対して13.9%に相当しています。

そこで、工事の完成時期なら繰越明許ということになるんですけど、不用額の算入にはならないのではないかとということで、29年度の不用額が事業費と比べると22.4%って、かなり数字が年度で見ると大きいので、特別な中身があったのか、その中身についてお伺いをしたいと思います。

○議長（石神 真君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

道路改良事業についてですけれども、議員も御承知のとおり、毎年箇所づけを行い予算計上を行っております。

平成29年度の不用額2,892万2,000円につきましては、主な理由は入札差金となっておりますが、その理由といたしましては、実施設計時には自治会、地権者と協議を行い、現場の詳細な測量を行いますが、測量時に宅地化や埋め立て等がなされている場合もあり、土地利用の変化に伴う構造物等が変更になり、当初予算額と設計額に差額が生じたことも不用額が多くなった理由でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今の答弁ですと、実際想定したものと、それから実際に工事をやってみたときに事業環境が違うので、予算計上のときと執行に差が、特別にことはあったと言うんでしょうか。例年ですと非常に少ないので、ここだけ金額が比率で多いという中身ですので、その点をお伺いします。

○議長（石神 真君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 29年度につきましては、そういう状況が多かったということでございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 以上で質疑を終わりたいと思います。

○議長（石神 真君） 福井一徳君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位……。

〔「済みません。ちょっと暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 暫時休憩します。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） まずもって、先般の台風21号により被害に遭われ、また生活に不便を感じられる方がまだおみえということで、お見舞い申し上げます。

さらに、市長を初め各職員の方、連日御苦労さまでした。特に理事兼総務課長が幾分お疲れの様子なので質問は差し控えたいとは思いますが、もう少し元気を出してお答えいただければということで、最初に、理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

不動産の譲与について、議第70号、資料1の11ページに記載してあります。

地縁団体として法人化されていなくて譲与されていない団体は、現在どのくらいあるのか。それによって2番目の質問にも関係するんですが、譲与されていない団体とは覚書のようなものを交わしているのかどうか。

それから、地縁団体への譲与になると、今度は各種税法上の対象になってくるのかなという気もしないでもないんですが、そこら辺をお尋ねします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

地縁団体として法人化されておらず、譲与していない団体は4団体であり、その団体とは、寄附を受けた際に確認書等を交わしております。

次に、地縁団体への譲与に係る各種税金につきましては、不動産を取得された認可地縁団体に対し不動産取得税や贈与税の対象になるというふうに考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 今の理事兼総務課長さんのお話の中に出てきた、どうしても私たちも考えるのは、地縁団体になるとそういう法律的な税法上はなかなか対象ができないということで、わざわざこんなことまでしないでもいいんじゃないかということで、こういう団体が残ってくるのではないかなという推察をするわけですが、それは今後、そういう地縁団体として法人登録していただいて、市としてはできれば贈与をしたいというふうに持っていくのか、それともこのままでいこうかという考え方なのか、そこら辺

の見解をお伺いします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

市としては、特別どちらにという意向はございませんので、各自治会の御意向に沿った形で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（石神 真君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） それでは、次の質問に参ります。

歳入の中で、20諸収入、5番の雑入の収入について、収入未済額が出ております。認第1号、資料4の49ページ、ここに収入未済額113万9,230円と記載されております。

会計管理者にお尋ねします、中身は何でしょうか。

○議長（石神 真君） 長野会計管理者。

○会計管理者（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

歳入の諸収入、雑入におけます収入未済額の113万9,230円について御説明を申し上げます。

未済額についてその内訳でございますが、児童扶養手当及び生活保護費に係る返還金が主なものとなっております、そのおのこの額につきましては、児童扶養手当返還金が98万円、生活保護費返還金が9万2,510円となっております、この2つの返還金を合わせますと107万2,510円となっております、94.1%を占めております。

なお、今般のこの返還金につきましては、児童扶養手当及び生活保護費の支給後において、当該者より山県市が返還金として受け入れるべき額について、その一部が収入の未済となったものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 実は、これが山県市独自なのか、どこでもこういうやり方なのかちょっとよくわからないんですが、私が今まで経験した中では、雑入というのは基本的には収入見込みが出たときに調定を起こす、言い方がちょっと悪いかもしれませんが、そういうのがほとんどでありまして、雑入の収入未済がこれだけ上がってくるというのは、今まで私自身は経験をしたことがありません。ただ、こういうふうな山県市のやり方もあるんだよということであれば、これ、今度は、先ほど会計管理者の説明によりますと、どうやら私どもの委員会のほうの内容になってきますので、それ以上は委員会のほうでもちょっとお尋ねしようかなと思いますが、そういうふうに私どもは認識しておりました。間違っておれば申しわけないんですが、本来、雑入というのは調定をやる段

階、年度当初に調定をやる場合は変わってくると思いますけれども、そういう認識をしておりました。回答は要りません。

続きまして、工事検査管理監報酬について、建設課長にお尋ねをいたします。

認第1号、資料4―2の150ページ。

工事の検査件数は年間何件ぐらい行われるのか。また、多分検査される方というのはそれぞれ専門分野があると思うんですね。この報酬をいただける方については、専門分野は何なのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（石神 真君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

平成29年度の工事検査件数は61件でございます。工事検査管理監は検査の専門知識を有しており、全ての検査を適正に行っております。

専門分野ではない検査のところはどうしているのかという御質問でございますが、岐阜市の工事検査室の専門分野の知識を有する職員にその都度問い合わせ、適正に行っております。

なお、検査管理監の施工業者への適切な指導により、業者が向上心を持って施工に取り組む姿勢もうかがえるようになってきております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） じゃ、再質問をいたします。

多分61件全部はこの検査監で十分賄えるということのような回答に聞こえたんですが、多分、土木工事、電気工事、その他いろんな機械工事があると思うんですが、なかなかそれを全て把握している検査監というのは、僕は非常に、だから、今、岐阜市からも派遣していただいているよという話でしたので、岐阜市からどの程度あったかも含めて、61件全部がそういう検査監で対応できたのかというのが幾分疑問に思うんですが、岐阜市からの派遣の方は何件ぐらいやられたのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（石神 真君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 岐阜市からの派遣ではなく、岐阜市に問い合わせを行って、専門知識のあるそういう職員の方に検査の方法とか知識を得てから、検査を行っておるという意味でございます。

○議長（石神 真君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 私の疑問に思っているのは多分わかっていると思いますが、なかなか全てを網羅する検査監というのは、まず普通にはいないでしょう。

もう一点、再々質問になりますので最後結構ですが、これは同僚議員の中でも1回話が出たことがあります、例えば、結構市の課長さんって知識を持ってみえる方、たくさんおみえの方、多いと思うんですよ。金額によってはクロス検査なんかもやってもいいんじゃないかなという気はするんですが、その方向性は今後どうでしょうか。クロス検査って、わかりますか。

○議長（石神 真君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

以前、クロス検査というのはやっておりました。あんまり課長同士の喧嘩になりますので、ちょっとなれ合いのところもございまして、検査監が来ていただいて大変ありがたく思っています。私も合併してから検査係として四、五年検査をやらせていただきましたが、自分の専門以外の検査については、自分が資料を取りそろえて勉強してから検査に臨むという姿勢を持っておりますので、検査監も専門以外のことでもある程度の知識を得られておりますので、それなりの対応はできると確信しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 村瀬誠三君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位4番 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、議長より御指名いただきましたので、通告に従い4点質問させていただきます。

その前に、私からも今回の台風21号で被害に遭われた皆様、また、いまだ大変な生活を強いられてみえる皆様にお見舞いを申し上げます。

それでは、まず第1点、議第69号、介護保険特別会計補正予算（第2号）、健康介護課長にお尋ねをします。

高齢者食事实態調査委託料について、一言で言えば虚弱を意味するフレイルですが、フレイル予防の調査の委託料とのことですけれども、その背景と調査人数及び調査内容をお聞きます。

○議長（石神 真君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

資料6、平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算、36ページの高齢者食事实態調査委託料につきましては、昨年度から健康介護課で始めましたフレイル予防事業の1つでございます。今年度は、昨年度の栄養から口腔や運動、レクリエーションといった内容にまで拡充し進めています。

フレイルとは、健常な状態と要介護状態の中間の状況として、日本老年医学会が2014

年に提唱いたしました。

フレイルのきっかけは、社会とのつながりが薄れることから始まります。外出が減り、活動量や社会とのつながりが薄れ社会的に孤立し、食欲が湧かなくなり食事量が減ります。食事量の減少により、筋力や体力が低下するとかむ力も弱くなり、さらに栄養状況が悪くなり、要介護状態へ進行する流れができてしまいます。要介護状態になりますと、なかなか健常な状態に戻すということは大変難しいのですけれども、フレイルの状態ならば、その時点で対策を打てば健康な状態を取り戻すことができるというふうに言われております。

今年度のフレイル事業を進めていく中で、介護保険の任意事業で行っております配食サービスに着目いたしました。配食サービスは、年々利用配食数が増加しております。御自分で調理できない高齢者、高齢者世帯の方々に見守りを兼ねたお弁当の提供をさせていただいておりますが、適切な栄養を摂取できているか、加齢による摂食嚥下の能力はどうか、それに伴う食形態は本人に適しているかなどの食事実態調査をすることで、低栄養防止や栄養改善を目的とします。

調査票の作成、個別訪問による食事の摂取状況調査、フレイルチェック、フレイル予防の指導、必要な場合の他職種への連携、調査結果の報告などを事務内容と考えております。

対象者は、現在配食サービスを利用しておられる高齢者、約66名です。アンケート調査だけではなく、個別のフレイル予防の対応も一緒にできればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 厚生労働省は、今年度からフレイル対策を本格的に取り組むということとしています。加齢とともに運動機能や認知機能が低下してきた状態で、課長、今言われたような要介護に至る前の状態と位置づけているということで、低栄養に限らず筋力の低下など広い要素があるようですので、2025年問題に対応する取り組みとしてよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、2点目、議第67号、一般会計補正予算（第3号）、子育て支援課長に、資料6、P13、放課後児童クラブ改修工事について伺います。

平成30年当初予算では、梅原小学校の放課後児童クラブの開設で、体育館2階へ移行改修工事として1,185万6,000円が計上されておりました。今回の補正で511万1,000円の追加になっていますが、再度体育館2階から移設になったことに対する経緯と、新設場所等の詳細についてお尋ねします。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） 御質問にお答えいたします。

初めに、梅原小学校放課後児童クラブ室改修について、体育館２階から変更になった経緯でございます。これにはまず、当初に体育館２階にクラブ室を計画した経緯を御説明いたします。

放課後児童クラブ室の設置場所につきましては、校舎内の空き教室の活用が、費用面や安全面からも一番いいと考えてはおりますが、学校側と調整を図ったところ、空き教室はなく、ほかにランチルームの一部利用や学校敷地内の中庭のスペースの活用なども考慮に検討してまいりましたが、給食に係る衛生面への影響や中庭での工事は難易度が高いことなどから、最終的に体育館の２階に設置することを計画いたしました。

そこで、今回御質問の体育館から変更になった経緯でございますが、今年度に入りまして、県に補助金申請をするため工事内容の費用等を再精査しましたところ、体育館内での児童クラブ室の設置は利用目的が異なることから、建築基準法によりまして異種用途区画となりまして、主要間仕切りの耐火構造や排煙設備などの施工が必要となりまして、事業費が大幅に増額することが判明しました。このため設置場所の再検討を行い、今回の変更となりました。

新設の場所につきましては、経費や子供への安全面等について関係部署等と検討した結果、給食棟東側の樹木植栽地を含めた空き地への設置を予定しております。この設置場所は、位置的には若干の支障はございますが、体育館２階での設置よりは建築費は安価で、また子供への安全は確保でき、適切な場所であると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○４番（加藤義信君） それでは、ちょっと再質問させていただきますが、結果的に６分の５の補助率になったということで、これに対してはよかったというふうに思いますが、当初の見積もりで建築基準法に照らし合わせて、設計の上から最初に見積もりを出されたのではないのかというふうに思いますが、どうしてそのようになったのかお聞きします。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） お答えいたします。

当初につきましては、今申しましたが、設置場所につきましていろいろ場所の検討に時間を要したこともあり、予算計画までにぎりぎりであったということと、また、担当職員につきましても、体育館内に小規模なものをつくりますので、建築基準法上の問題

があるということに少し認識が不足していたこともありまして、今回の計画になりました。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） わかりました。

じゃ、続きまして、3点目、決算の成果説明書、資料4—3、77ページ、緊急通報システム設置事業について、福祉課長にお尋ねをします。

まず、ひとり暮らしの高齢者を対象に設置し、緊急時に必要な措置ができるように実施したとありますけれども、同居の高齢者であっても、離れで食事をし、お風呂、トイレもあり、そこで日々の生活をされていて昼間は誰もいないといった、ひとり暮らしに近い中で生活されている方も不安だというお話をよく伺います。そういう意味でも、緊急通報システムの設置は対象者を拡大する必要があるのではないかということを、まずちょっとつけ加えさせていただきまして、3点お聞きします。

1点目に、設置台数について、平成29年3月31日時点では298台、平成30年3月31日現在では257台で41台減になりますが、事業実績では3台減となっておりますが、その合わない理由。2点目に、現在の在庫数。3点目に、本体価格と設置費についてお聞きします。

○議長（石神 真君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 御質問にお答えします。

緊急通報システムの設置台数が前年度の事業実績に合わない理由でございますが、資料に掲載してございます設置工事と撤去工事の数につきましては、予算を執行した数でございますので、このほかに御家族等が撤去されて市へ直接返却されているものがあるためでございます。

詳細には、平成28年度末の設置台数298台に、平成29年度新たに設置した26台を加え、委託業者により撤去した1台と、家族等が撤去され直接市へ返却いただいたもの20台、市職員が撤去したものが1台の計22台及び消防広域化により緊急通報先を委託業者へ変更したことによる更新において、転出や転居、施設への入所、また死亡などにより更新できないことが判明したもの45台の合わせて67台を減じて、平成29年度末の設置数は257台でございます。

2点目の在庫数でございますが、現在新品の在庫はゼロでございます。再利用できる在庫といたしましては8台と、接続先の更新ができないことによる返却予定のものが15台の合わせて23台でございます。

3点目の本体価格と設置費でございますが、近年購入実績はございませんが、最後に購入した平成26年度の価格は3万9,420円でございます。また、設置費につきましては2万3,220円でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 30年度は委託というようなことですが、29年度の緊急通報の件数、また、この通報システムを使用し日常生活の悩み事とか相談に応じたというふうにありますけれども、何件の相談があったのか、またどんな相談が多かったのかお尋ねします。

○議長（石神 真君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 再質問にお答えします。

緊急通報システムの通報件数についてでございますが、平成29年の消防署への緊急通報件数は257件で、そのうち10回の警戒出動をいたしております。

福祉課への相談の通報につきましては7件で、相談の内容といたしましては、相続に関するものが1件、健康に関するものが1件で、そのほかのものはボタンの押し間違いということでございます。

その他、過去にありました相談内容といたしましては、機器の使用法ですとか、ダイレクトメールまたは不審電話への対応について、また動物の糞尿への対処や蜂の駆除等についてというような相談をいただいたことがございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） わかりました。

相談ボタンに関しては、意味がないような何かそういうイメージをしますけれども。

4点目、決算の成果説明書、資料4―3、192ページ、山高未来プロジェクト負担金について、学校教育課長にお尋ねをします。

山県高校存続は、市にとっても大変重要なことだというふうに思います。今年度も当初予算で100万円が計上されています。平成29年度の事業成果として、高校の活性化に向けての協議と対策が実施されたというふうにあります。その対策の内容、また今後の方向性、進捗状況はどのようなかをお聞きします。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

本事業の山高未来プロジェクトについてでございますが、一昨年度、生徒の未来、学

校の未来、地域の未来のため活力ある高校づくりをしていこうと、山口市、商工会、地域代表、学校関係者等を中心に山高未来プロジェクトを立ち上げ、生徒の実態、高等学校の学校経営構想等を受け、山県高校の今後のあり方について多様な意見を交流し、存続や活性化について協議をしてまいりました。

事業の具体でございますが、山県高校の魅力、特色ある制度改編に向けて教育活動の仕組みづくりや、その学習の充実に活用されました。例えば、工業系にかかわる学習におきましては、3Dプリンターの購入、福祉系にかかわる学習におきましては、介護用ベッドや福祉体験グッズの購入、企業実習、デュアルシステムにかかわる学習におきましてはタブレット購入など、魅力的な学習内容の可能性が広がる支援ができたと評価しております。

また、昨年3月、学校、地域の活性化につなぐ制度改編を求め、山高未来プロジェクト顧問である市長から県の教育長に、山県高校の将来を考える提言をいたしました。

こうした取り組みもございまして、山県高等学校は、31年度入学生から制度改編により、自分の学びたい科目を5つのコースから選択できる単位制高等学校に生まれ変わります。

今後も山県高校や生徒の願い等を尊重しながら、山口市で唯一の高等学校の存続と活性化、地域人材の育成に向けて協議等を進めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、最後の質問になりますけれども、すばらしい取り組みかなというふうに思います。

市内の中学生の、特に3年生の生徒、また父兄の方に対しての情報提供などはされていることというふうに思いますが、市外中学校等に対して、市としてそういったことを独自に発信されているようなことがあれば紹介していただきたいと思います。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 再質問にお答えします。

山高未来プロジェクト、または市としては、近隣の市町への具体的な活動についてはございません。今後協議の上、必要な検討事項等が生じましたら取り組んでいくものと考えております。

なお、本取り組みについては、山県高等学校のホームページに詳しく議事録等が掲載されておりますし、本年度、岐阜県下中学生に配布する山県高校のガイドブックにも、山高未来プロジェクトの紹介がされております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 以上で加藤義信君の質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。議場の時計で13時から行います。

午後 0 時03分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 5 番 藤根圓六君。

○1 4 番（藤根圓六君） 議長の許可をいただきましたので、今回質疑は 3 案件申し上げたいと思います。

それに入る前に、先ほど同僚議員の皆さんから災害の見舞いの言葉をいただきました。

私、被災者ですのでお礼を言っておきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

それでは、資料 1 の条例案件の山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、山県市家庭的保育事業の概要の説明。2 つ目に、第28条に関する小規模保育事業A型及びB型とあるんですけれども、その概要説明。3 つ目は、現在山県市においてはこの条例は該当しないのでは、これは当然だと思えるんですけれども。その 3 点をお願いいたします。子育て支援課長をお願いいたします。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） 御質問にお答えいたします。

1 点目の家庭的保育事業等の概要でございますが、認可保育所とは位置づけが異なりまして、地域における多様な保育ニーズに対応できる質が確保された保育を提供し、子供の成長を支援するためのさまざまな場所で展開できる事業として位置づけがされております。

受け入れ年齢はゼロ歳から 2 歳でございますが、形態としましては認可定員が 6 人以上19人以下の小規模保育事業と、定員が 1 人以上 5 人以下の家庭的保育事業及び事業所内保育所がございます。

2 点目の、第28条に規定する小規模保育事業A型及びB型でございますが、1 点目で御説明いたしました、定員が 6 人以上19人以下の小規模保育事業についての区分でございますが、必要な職員数や保育室等の設備基準につきましては同様でございますが、配置される職員の資格により違いがございます。A型は職員が全て保育士であることが必

要でございますが、B型は職員の半数が保育士である必要がございます。この違いでございます。

3点目の、現在山口市において、この条例は該当しないのではないかと御質問でございますが、現在山口市におきましては、小規模保育事業などの事業者はありませんので、御指摘のとおり、この条例が適用される事業者は現在存在しておりません。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 了解しました。

次の質問は、児童福祉費の放課後児童クラブ施設改修工事ですけれども、同僚議員が質問されましたので、重複する部分は結構ですので、規模等の工事概要についてのみ御説明をお願いいたします。子育て支援課長にお願いします。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） 御質問にお答えいたします。

今回の補正につきましては、梅原小学校放課後児童クラブ室の新設でございます。概要につきましては、木造平屋建て、間口8.4メートル、奥行き9メートル、建築面積75.6平米でございます。玄関、ホール、遊戯室、トイレが設置をされます。設置場所は、梅原小学校給食棟の東側でございます。

事業費は建築工事、電気工事、給排水工事、外構工事など合わせて1,599万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 了解しました。

3点目も、資料6番の高齢者食事实態調査の内容についてのことでございますけれども、先ほど同僚議員が質問しましたので、重複する部分はよろしいので、この中で委託業者先がわかったら教えてください。その1点のみです。藤田健康介護課長にお願いいたします。

○議長（石神 真君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

高齢者食事实態調査の委託先につきましては、現在配食サービスの契約をしております社会福祉法人三輪会に委託し、献立を立てていただいている管理栄養士の方を中心にお願いしたいと考えております。

現在の配食は、普通食以外に刻み食、極刻み食、御飯のかたさも普通からやわらか目まで、量もさまざまということで、いろいろ対応していただいていることもありますし、

調査をやっていただくには本人と面談をしていただくのに適任だというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 了解しました、終わります。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位6番 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） それでは、議長より許可をいただきましたので、私のほうから4点質問させていただきます。

私のほうからも冒頭、先ほどの藤根議員同様、私も被災者でありまして、神社が倒木、少しあったり、栗の被害がちょっと、落下してしまったりありましたけど、もっとひどい被害に遭ったところがあると思いますので、本当に被災された方にはお見舞い申し上げます。

それでは、質問に移らせていただきます。

初めに、認第1号、資料4、140ページ、山県の水栓バルブ製造業リノベーション事業について。この事業の具体的にどのような成果があったのか。例えば、業界や高校教諭の意見などといった、取りまとめられた成果がわかりましたらお尋ねします。

2点目に、昨年度の成果を踏まえて、今年度、来年度どのような計画があるのか。まちづくり・企業支援課長にお尋ねします。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

具体的な成果でございますが、13の企業と商工会から専門家が聞き取り調査をしまして、業界の課題抽出を行いました。主な課題としては、技術を生かした付加価値の高い製品開発の必要性、情報の発信力不足から来る知名度の低さ、工場内の作業効率化やIT化が進んでいないこと、また、これらの要因もあって人材確保が困難な状況にあることなど、さまざまな課題が見つかりました。

また、近隣高校教諭と業界の意見交換会では、現在の高校生の求人状況、求人申し込みは毎年途切れずに行うことが有効であること、保護者の意向が高校生の就職先を決めるのに大きく影響すること、高校生が感じる魅力ある会社の内容などを聞くことができました。また、工業系の高校教諭からは、山県市に水栓バルブの集積地があるということとは全く知らなかったということで、改めて知名度の低さを企業側の方も認識していました。

こうしたことを踏まえて、平成30年度においては人材不足の課題を解消するために、岐阜市文化センターでの合同就職説明会への参加、近隣高校の教諭の方々に工場見学をしていただき、それに加えて企業側との意見交換会を実施します。また、この事業で開発した現場診断ツールを用いて、希望のある工場の診断を行います。また、大学や専門機関と連携をして、新製品の開発や付加価値の高い製品の開発への補助を考えております。これに加えて、業界全体のPRを行うために動画を作成しようと考えております。また、平成31年度においても同様に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 具体的に成果等を教えていただきまして、わかりました。ぜひ、これ、大変、地域のバルブ産業の活性化ということで、地域の人材を確保するという意味でも重要なことだと思いますので、今後2年間かけてしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に移らせていただきます。

認第1号、資料4、P142ページ、名山めぐり漫画作成事業について、これもまちづくり・企業支援課長にお尋ねします。

ホームページの閲覧数がふえたとありますが、具体的な数字でどの程度ふえているのか教えてください。

それから、よく、漫画ではないんですが、例えば「君の名は。」という映画で、飛騨市のほうは、今でもその場所に訪れるという人があるということも聞いているんですが、このさくらの漫画を見て、その載っている場所に実際訪れた観光客があるのかどうか、そういう声を聞いているのかどうか教えてください。

それと、もう一点、そもそもの漫画作成の目的が観光誘客で、観光地、こちらのほうに訪れていただくということが目的なのか、それとも認知度をアップするということが目的なのか、そのあたりも教えてください。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

山県さくらのホームページでアップしたのは、平成30年3月22日のことでした。3月のアクセス数というのは、山県さくら物語へのアクセス数は2,848回であったのに対して、4月の月間アクセス数は7,456回ということで、4,600回ほど増加しております。

漫画に登場する観光施設で、ハーブブレンド及び香り会館の来客数を見ますと、平

成29年4月と30年度を比べてみました。平成29年4月が1,954人なのに対して、平成30年4月は2,102人ということで、150人ほどふえております。これが山県さくら物語による増加の要因であるかどうかというのはわかっておりません。天候やそのときのイベントなどにもよるのかなということではございます。当時の担当者に確認しましたところ、山県さくら物語を見て訪れたという方は何人かはあったというふうには聞いております。

山県さくら物語の目的ということでございましたが、山県さくらは御存じのように、平成24年に名山めぐりイメージキャラクターとして生まれました。若い世代に人気があることから、特にこうした若い世代に対して山県市を知っていただくことも山県さくら物語を作成した1つの狙いではございます。山県さくら物語は、名山めぐりと観光資源や特産品をPRするために今回29年度に作成をいたしました。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 再質問させていただきます。

先ほど、ハーブブレンドの実績については教えていただきました。実際に漫画に載っているところに訪れる去年はその影響で訪れたという実績が、今後何かしらの調査方法によって把握される予定があるのかどうか、どういう方法によって把握すべきかどうかというのは私もわからないんですが、そのあたりの御見解を教えてください。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） ハーブブレンドとか香り会館でございましたら、今、指定管理者が管理を行っておるところですが、例えば、アンケートみたいなものをとっていただいて、何でこの施設を知りましたかですとか、どこから訪れていただいているのかとかということで、そういう管理者がみえるところには、そういった手だても可能なのかなというふうで考えておりますが、例えば管理していない観光資源であると、そういったものを調査することは難しいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） わかりました。

じゃ、次の質問に移らせていただきます。

認第1号、資料4、P148ページ、観光コンテンツ創出事業についてお尋ねします。

開発した体験型観光は、8つ開発したということで説明がありますが、実際に参加された方の人数はどのくらいあったのかをまずお尋ねいたします。まちづくり・企業支援課長にお尋ねします。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

体験型観光の参加者数でございますが、本年４月から８月までで250名というふうにお聞きしております。

８つの中で、季節的にしか行えないものがございまして、今５つほどしかできる季節にないというふうに考えております。この数が多いか少ないかということですが、まだまだ少ないのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君。

○２番（加藤裕章君） 再質問いたします。

先ほど、参加者数は250名ということで、まだまだ少ないという認識でいるということをお答弁いただきましたが、まだまだこれからふやしていかなければいけないということだと思いますが、その250名だった、少なかったと認識された原因はどういったことがあったのかという分析はされているのかどうか教えてください。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

先ほども言いましたが、まだまだ季節しかできないメニューが３つほどございまして、例えば、ワカサギ釣り体験というのはこれからのことでございますし、そういったものはこれからということでございます。

また、メニューの中身が親子で参加できる気軽なもの、団体ということではなくて現在は少人数、例えばファミリーで訪れるということが観光のこれからのターゲットになっていくんだろうというふうに思っております。親子で参加できるメニューの開発がありますとか、金額がお安くリーズナブルなものでないと、やはり大勢の方は利用していただけないのかなということを思っております。

また、「a s o v i e w !」というサイトに登録していただいておりますが、「a s o v i e w !」のみではなく、コンテンツの開発者みずからがいろいろなところで情報発信をしていただく工夫をして、例えば岐阜地区であるとか名古屋地区であるとかターゲットを絞って、情報発信をしていく努力をしていただきたいなということを思っております。いずれにいたしましても、まだ始まったばかりで、さらなるコンテンツの磨き上げが必要だというふうに今考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） わかりました。

言われますように、やはり今の旅行者は数年前から団体旅行から個人旅行、また物見遊山から体験型の観光チェックに大分前から移ってきていると思いますので、それから、やはり将来的には、やっている人たちが頑張っている人たちが自立してやっていくことが大事だと思いますので、またそのような御支援をいただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

同じく認第1号、資料4の162ページ、常備消防活動事業について、理事兼総務課長に伺います。

市民向け講習会の普通救命講習会の開催数や、また受講者数が減っている理由、また消防・救急訓練の実施数が減った理由についてお尋ねします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

昨年の第2回定例会におきまして、山口市と岐阜市との間の消防事務委託に関する協議について御承認をいただきました後、岐阜市消防の勤務体系に合わせるため、消防庁舎の改修が必要となりました。その結果、大会議室等を改修することとなりまして、講習会の開催が難しくなったことや、岐阜市への消防事務委託に伴う消防職員の研修を3カ月間程度実施したことにより、前年度より減少したものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） わかりました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第66号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから議第77号 都市宣言の制定についてまでの14議案に対する質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

○議長（石神 真君） 日程第2、委員会付託。

議第66号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから議第77号 都市宣言の制定についてまでの14議案は、会議規則第37条の第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（石神 真君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

11日は総務産業建設委員会、12日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第2委員会室で開催されます。

なお、14日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時25分散会

平成30年 9 月14日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成30年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 9月14日（金曜日）

○議事日程 第3号 平成30年9月14日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員（14名）

1番	寺 町 祥 江 君	2番	加 藤 裕 章 君
3番	古 川 雅 一 君	4番	加 藤 義 信 君
5番	郷 明 夫 君	6番	操 知 子 君
7番	村 瀬 誠 三 君	8番	福 井 一 徳 君
9番	山 崎 通 君	10番	吉 田 茂 広 君
11番	上 野 欣 也 君	12番	石 神 真 君
13番	武 藤 孝 成 君	14番	藤 根 圓 六 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
理 事 兼 総務課長	渡 邊 佳 宏 君	理 事 兼 地方創生監	柴 田 雅 洋 君
理 事 兼 企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	山 田 正 広 君
市民環境 課 長	奥 田 英 彦 君	福祉課長	桐 山 藤 夫 君
健康介護 課 長	藤 田 弘 子 君	子育て支援 課 長	安 川 英 明 君
農林畜産 課 長	三 嶋 克 之 君	水道課長	浅 野 晃 秀 君
建設課長	大 西 一 也 君	まちづくり・ 企業支援課長	長 野 健 一 君
会計管理者	長 野 裕 君	学校教育 課 長	鬼 頭 立 城 君

生涯学習課 土 井 義 弘 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼事務局 竹 村 勇 司 君 書 記 棚 橋 輝 英 君

書 記 鷺 見 芳 文 君

午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（石神 真君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 議長より指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、大変、先日台風21号、また北海道では大地震、お亡くなりになりました方には本当に心より御冥福をお祈りいたしますとともに、また、被災されました方々には本当に頑張っていたきたいと、心より謹んでお見舞い申し上げます。

それでは、今後の市政について、通告に従いまして、市長に質問をいたします。

国においては、意欲と熱意のある自治体に対しては、今後とも安定的に事業に取り組めるよう、平成32年度以降も次期総合戦略の策定に取り組むとされております。本市においては、東海環状自動車道のインターチェンジの開通がいよいよ来年度となっております。このインターチェンジの開通前後の数年というのが、本市の未来を命運づけるとも言える、とても重要な時期にあるものと考えます。

こうした背景を踏まえますと、特にここ数年、市長に期待される役割はとても重要なものとなりますが、林市長におかれましては、この2期8年、精力的に本市政を担ってきていただいております。こうした中、林市長の2期目の任期も残り半年ばかりとなりましたが、今後の市政運営について、改めて質問をさせていただきます。

7年半前、林市長は、対話と共感を政治理念とし、40年にわたる行政実績をもとに市民に大いなる賛同を得られ、市長に当選されました。その後、公約として掲げられた各種施策を力強く着実に実現されたことは多くの市民に認められ、今から3年半前、選挙においては、無投票で市長に再選されました。

就任以来、東海環状自動車道を初め、国道256号や国道418号、岐阜美山線や関本巣線等の幹線道路を初め、鳥羽川や武儀川の改修などについて、国や県に対し、精力的かつ効果的な要望を続け、これらの事業は着実に進展していると感じています。

また、人口減少や少子高齢化の問題では、全国的な問題であり、本市としても深刻な

状況にあります。そうしたことから、子育て支援を重点的な課題として力を注いでられています。

保育料の無料化、幼稚園就園費の補助、不妊治療の補助、結婚相談などのほか、学校環境の充実のため市内の全小中学校の普通教室にエアコンを整備し、照明等も効率化を目指したLEDに切りかえられました。放課後児童クラブなどの充実化もされています。こうした取り組みにより、子育て世代の転入がふえており、山県市の将来を見据えれば、とても大きな成果だと感じています。

さて、本市の借金がかつて370億円ほどありました。本年度末には243億円となる見込みと聞いています。これは山県市の最小残高であります。こうした背景には、国からの支援制度を幅広く効果的に活用してこられたことがあるのではないかと思います。特に国庫補助制度の獲得においては、市長みずからトップセールスを発揮されていることは誰もが認めるところでもあります。

また、企業誘致の推進については、どの自治体も力を入れておられることであり、実現はなかなか厳しいものが現実であります。そうした中、間もなく従業員100名以上の企業が本社機能とともに武士ヶ洞に移転することになっています。

他方、本市の地域経済牽引における製造業の中で一番の地域産業である水栓バルブ企業関連の企業経営者との理念の共有化を図り、地域経済力の向上を図られてきています。

加えて、地域経済の循環率の向上を目指した、山県市まちづくり振興券も定着してきており、これを活用した各種施策も実を結んできていると感じています。

以上、林市長の市政を振り返ると、多くの功績があり、御尽力いただいたということは、私以外にも多くの市民が認めるところでもございます。しかしながら、国において未曾有の少子高齢化が進行していくという厳しい環境にあり、本市においてもこれからさまざまな課題が多く出てくると予想されます。こうした中であって、林市長の残り半年ばかりの任期中で、今後の市政運営に対するお考えをお聞かせください。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

ただいまは、私に対しまして、本当に身に余るお言葉を賜りまして、大変恐縮しているところでございます。

私は市長に就任して以来、私なりに全力を尽くして行政を担ってきたつもりでございます。また、それを振り返ってみますと本当にあっという間の8年近い間であったということを思っています。また、行政の中にもまだまだ課題は多く残されているとも感じております。

振り返りますと、私が1期目の市長に就任させていただいた当時は、本市が県内で唯一の起債許可団体、起債許可にあるという報道などがされておりまして、多くの市民の方々には本市の財政状況に関心を寄せられておりました。そのために、さまざまな内部での機構改革等を行うなどして、早々にこれを脱することができました。それには議会を初め市民の皆様、また、職員の深い理解と御協力があったのたまものであると感じております。

近年は、直面する人口の減少と超高齢化という大きな課題を踏まえた地方創生が推進されてきております。また、東海環状自動車道のインターチェンジの開通がいよいよ来年度となっております。そうした中で、地域活力の1つであります産業経済の振興が必要でありますし、また、膨大な公共施設の老朽化の対応も喫緊の課題と言えます。

そうした意味で、議員御発言のように、私もこのインターチェンジの開通前後の数期間はとても大切な、重要な時期であると考えております。私の2期目の任期もあと半年余りとなりましたが、この半年余りの間におきましても、こうした課題をしっかりと見据えながら、そして、今なすべき施策につきましては、時期を失することのないように、市政を適時かつ適切に、また力強く推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 答弁ありがとうございました。

山口市が今抱える課題をしっかりと見据えて、今、何を、施策をすべきか、また時期を失することなく、その時期、適切に前向きに施策をしていくという力強い政治に対する意欲を感じました。また、今後とも活力ある、市民が安心して暮らせるまちづくりをよろしくお願いして、この質問を終わります。

次に、2点目です。地震によるブロック塀等の損壊の対策についてですが、これ、まずもって、被災された方にお悔やみを申すわけですが、さきの大阪北部地震でお亡くなりになりました方々の御冥福をお祈りするとともに、被災されました方々に謹んでお見舞いを申し上げます。

さて、6月18日に大阪北部を震源に発生しました震度6の地震により、大阪府から京都府にかけて甚大な被害を受けました。とりわけ、高槻市の小学校プールのブロック塀の損壊により、小学校4年生の女子生徒の死は衝撃的で、官房長官が、早急に学校関係の危険ブロック塀の調査と対策を関係機関に示したとの記者会見が出ました。建築基準法に違反しており、学校長が市役所の調査を要請したのですが見過ごされ、今回の事故となったわけです。

また、東淀川区では、見守り隊の80歳の男性が通学路沿いの民家のブロック塀の損壊によりお亡くなりになりました。地震によるブロック塀等の損壊は、2007年の新潟県中越沖地震で300戸近い学校で施設損壊被害が出て、文部省は学校保健安全法を公布し、早急の対策を求めましたが、しかし、その後、施設改善は余り進まず、ましてや個人の所有の通学路沿いのブロック塀対策は進んでいないのが現状で、今回の悲しい事故につながったと考えます。

東南海地震では、この山口市でも最大震度6弱が予想され、登校または下校時に地震が発生すれば、大阪北部地震と同様の痛ましい被害が考えられます。

そこで、学校教育課の課長にお尋ねをします。

大阪北部地震から3カ月余り経過しました。山口市には小中合わせて12校がありますが、学校施設内のブロック塀等、危険箇所の調査状況とその対策の現状についてお尋ねします。

また、通学路に関する危険箇所の状況とその対策についても、あわせてお伺いをいたします。

理事兼総務課長には、防災の担当課として、次の3点についてお尋ねをいたします。

1点目に、学校以外の公共施設のブロック塀等の危険箇所の現状とその対策についてをお伺いします。

2点目に、山口市の道路に面したブロック塀等、危険箇所の把握状況についてをお伺いいたします。

3点目に、個人の所有であるブロック塀等改修に関する補助については難しい点もあるかと思いますが、既に解体費の2分の1を補助する自治体や、新たに設置する生け垣等を含めた費用の2分の1を補助する自治体もあらわれています。そこで、山口市の個人所有ブロック塀の改修対策と改修費補助金等のお考えについてお伺いをいたします。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

学校敷地内及び各学校の通学路におけるブロック塀等危険箇所の調査状況とその対策でございますが、6月18日の事案発生を受けまして、学校教育課といたしましてもすぐに調査、対応を進めました。

まず、学校敷地内についてでございますが、コンクリートブロックの積み上げによる目隠し及び建造物等、地震による倒壊などの可能性のある危険箇所が5件ございました。伊自良北小学校の倉庫及び焼却炉を囲んだコンクリートブロックを使用した建造物、伊自良南小学校の焼却炉を囲んだコンクリートブロックを使用した建造物、大桑小学校の

プールの側面のコンクリートブロックを使用した目隠し、富岡小学校の児童昇降口正面の壁の約2トンの重さのある陶壁、順次調査と計画を進めまして、これらについての撤去及び対応工事については、既に完了しております。

現在工事を着手した箇所についてでございますが、桜尾小学校西の忠魂碑及び倉庫周りのコンクリートブロックを使用した目隠しとなっております。

続きまして、通学路のブロック塀等危険箇所についてでございますが、学校職員や学校運営協議会等、地域や保護者の方の目で通学路を点検したところ、ブロック塀の危険と思われる箇所201件、そのほか石灯籠や廃屋等の危険箇所51件、合わせて252件上がってまいりました。

これは目視による素人目で判断したものでございますので、このデータにつきましては、建設課や岐阜土木事務所、警察等、専門的な関係者と学校が合同で行う通学路点検などで情報を共有し、現地確認をいたしまして精査や対応を図る取り組みをしております。

既に8月の終わりに、全小学校区の通学路の合同点検を実施いたしました。例年の合同点検よりも範囲を広げたこと、ブロック塀等の危険箇所の視点や新潟県の事件を踏まえた不審者等の危険箇所の視点を入れたことなど、拡大合同点検を実施し、対応について協議を進めております。

また、児童・生徒への具体的な対応といたしましては、危険箇所のある通学路を通る場合に、より危険の少ない、例えば反対側の路側帯を通る、または通学路を変えて通るなど進めております。

また、7月には、臨時の命を守る訓練、シェイクアウト訓練を全学校実施いたしました。これは、地震発生時に状況を判断し、身を守るための安全確保行動ができることを重要視した訓練でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） それでは、御質問にお答えします。

1点目の、学校施設以外の公共施設のブロック塀等危険箇所の現況とその対策につきましては、大阪府北部地震での事案発生を受け、山県市が所有し、管理する公共施設におけるブロック塀の有無について調査したところ、該当施設が3カ所ございました。そのうち建築基準法上問題があると判断しました伊自良支所交差点の南西にあるフラワー遊園地内の焼却炉倉庫のブロック塀は8月6日に、東深瀬地内の旧法務局、高富公文書庫のブロック塀は8月8日に、それぞれ解体、撤去を完了しております。

なお、高富児童館のブロック塀は建築基準法施行令で定める基準の2.2メートルより低い1.2メートルであることに加え、控え壁も設けてあることから危険性は低いと判断し、残存させております。

2点目の、山県市内の道路に面したブロック塀等危険箇所の把握状況につきましては、これまでにブロック塀等に関する特別な調査を実施していないため、山県市内全域の設置箇所やその危険性等については全てを把握しているわけではございません。

しかし、ブロック塀等の安全点検の実施に関する県からの通知や、通学路に係る緊急点検に関する国からの通知を踏まえまして、建設課職員が一部地域の主要な市道において、道路沿いのブロック塀等の設置状況について、目視による確認を行いました。確認の結果、規格に適さないと推測されるブロック塀や、老朽化が進んでいると推測されるブロック塀の所有者に対しましては、自主的な点検の必要性や、地震発生時の崩落による通行人への危害や避難救助活動の妨げになる可能性などについて、注意喚起を呼びかけ、適正な維持管理に努めていただくようお願いしているところでございます。

なお、市内全域のブロック塀等に関して、建築基準法の基準への対応状況を把握することは、多大な時間と労力を必要とするため、非常に困難でございますので、今後も市民に対して、老朽化したブロック塀等の危険性や適正な維持管理の必要性などについて、周知徹底を進めてまいりたいと考えております。

3点目の、個人所有のブロック塀等の改修に関する助成につきましては、現在のところ制度は設けておらず、今後も厳しい財政状況が継続していくことを考慮しますと、新しい助成制度を独自財源のみで設けることは難しいと考えておりますが、国の動向や活用できる支援策などの情報収集に努めつつ、同様な補助制度を設けている自治体を参考に検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 答弁ありがとうございました。

学校関係においては早急に点検されて、行動に当たっていただいておりますことには本当に感謝します。

それで、総務課と連携してですね、目視というだけではなく、本当に危険があるところはやっぱり各関係機関でいち早く、通学路に関しましては、特に子供たちの移動、また、見守り隊の移動も含めて危険箇所を通らないようにするか、行政でそういうことを進めて、個人のブロック、そういうことを把握できるような見守り、行政としての。そんなことをお願いして再質問させていただきます。

進んでいる事項もありましたね。またこれからということがたくさんあるようです。

文部科学省地震調査研究推進本部の発表によりますと、30年以内に東南海地震が発生する確率は70%ほどと発表されています。南海地震と連動した際、揺れによる死者は8,000人とも言われています。南海トラフ地震が発生するのは時間の差こそあれ確実なことです。今、行政に求められることは減災対策です。いかに被害を軽減し、安全なまちをつくるかだと思います。公共施設の耐震化等はここ十数年でかなり充実してきております。このことについては、市長を初め行政機関の方には努力と敬意を表します。

しかし、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀等の損害防止、廃屋の撤去、家屋密集地の防火対策等のきめ細かな防災指導は、山口市だけでなく、どこの市町もおくれがちで、早急な対策が必要と考えています。

また、行政である以上インフラの耐震化は欠くことができません。先ほどブロック塀の件では一例ですが、地震となれば、不安定なものは全て凶器に変わります。早期の対策が必要で、関係各課がそれぞれの分野で巨大地震を前提とした減災対策を推進することが重要と考えますが、副市長のお考えをお聞かせください。

○議長（石神 真君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 武藤議員の再質問にお答えをいたします。

巨大地震を前提としました災害対策につきましては、まず第一に、市総合防災訓練の実施でございます。この訓練は、南海トラフ地震を想定しまして、防災体制の強化や地域住民の防災意識の高揚、被災時の迅速で的確な対応力の養成などを目的に毎年実施しております。

今年度も関係各機関や自主防災会、自治会、消防団など、各種団体と緊密な連携のもと、10月28日に伊自良中学校のグラウンドで開催を予定しております。特に今回は、児童・生徒の防災意識の一層の向上のため、伊自良中学校、伊自良北及び南小学校にも参加をいただき、協力していただくことになっております。

防災訓練につきましては、総合防災訓練のほか、地域単位の防災力向上のため、自主防災会を単位とした訓練も実施しており、山口市としましても、自主防災組織の育成強化を目的としまして、防災活動の費用の助成や防災に関する講演等への講師の派遣など、各種支援を行っております。

次に、住宅の耐震化につきましては、市の補助事業としまして、木造住宅の無料耐震診断及び耐震補強工事の費用の一部を助成しております。

また、家具等の転倒防止につきましても、高齢者や障がい者の世帯などに対し、転倒防止器具の購入や設置に係る費用の一部を助成することにより、身近なところから災害

の軽減を図る取り組みも行っております。

さらに、地域防災力の向上を図るため、地域における防災活動の担い手となる防災士の資格取得も支援しており、平成28年度及び29年度には、山県市役所において防災リーダー養成講座を開催いたしました。

特に、平成29年度は受講者49名のうち6名が市内在住の中学生であり、山県市初の中学生の防災士が誕生したところでございます。これまでは守られる対象と考えられていた中学生が防災士となりまして、市民を守る側となっていただいたこと、また、学校などで防災の知識を広めていただける存在になったことは、大変心強く思っており、今後も引き続き、市民の資格取得を支援していきたいと考えております。

廃屋の撤去につきましては、構造の腐朽や破損が基準を満たす危険家屋の除去に対して、昨年度費用の一部を助成する制度を創設したところでございます。昨年度の助成件数は1件でございましたが、今年度は既に数件の問い合わせをいただいております。危険家屋等は個人の資産であるため、その撤去については課題も多いのですが、より活用しやすい制度への改正への検討など、今後も着実に推進していけるよう努めていきたいと考えております。

以上、山県市ではさまざまな防災関係の対策を行っておりますが、最も重要なことは、市民一人一人が日ごろから地震を初めとした大規模な災害に備え、高い防災意識を持つことであるため、今後も防災意識の向上を第一に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（石神 真君） 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 答弁ありがとうございました。

災害対策ということで、減災対策ということで、中学生が何名か助けるほうに回るという資格を取るという、そういう方向でふえてきたということは、副市長の言われるような方向性が見えてきたかなと思います。

しかし、通学路に関しましては、やっぱり先ほどのブロック塀に関しましても、また、廃屋の撤去に関しましても、通学路に関したところの本当に危険箇所、これはもう目視で見てもだめなようなところは、それも行政指導の一環で、個人の家でも、行政指導という形は大きくなるかもしれませんが直していただいて、人間が安全で、子供たちがまた安全で、それを見守る人たちも安全であるような、そういう指導も僕は大事だと思いますので、そういう面の体制の補助金とか、そういうものも減災対策の1つだと思いますが、再度副市長に御見解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石神 真君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 武藤議員の再々質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、通学路に関しましては、特に気を配る必要が当然あることとございます。

先ほども課長の答弁の中にもございましたが、現在通学路に関して、建設課のほうで教育委員会が調査いたしました200件余りを、建築基準法及びその損壊状況等について調査をし、本当に危険な部分につきましては、文書等で指導してきたというような答弁もしてくれました。

これに加えて、やはり議員御指摘のとおり、ブロック塀等を撤去する費用の一部、この近くの市でも既に実施しておりますが、私たちのほうとしましても、それらの市の状況を確認し、そして、しっかりと検討をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（石神 真君） 以上で武藤孝成君の一般質問を終わります。

通告順位2番 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

人口減少時代に向けての施策について。

極度の人口減少に備える山県市の施策について、多くの地方自治体が悩まされているのが現状ですが、将来に向けての妙案はないか、あるいは新たな施策がないかを尋ねます。

全ての地方自治体で人口が急激に減り始め、2045年には70%の市区町村で、2015年に比べ、人口が20%以上減るという総務省の発表です。都市部の一極集中も加速し、経済効果は地方に比べ、都市部ではかなりの水準で上がると見られておりますが、その反面、都市部では高齢化に伴うさまざまな問題が深刻さを増しています。

差し当たって、人口減による公共施設の利用が減り、施設が余ることは既に問題視されています。維持管理と更新に係る費用を見るだけでも、財政負担の増加は避けられない。国と地方を合わせて1,080兆円という巨額の借金の中で人口減少が続けば、今の施設を持て余す時代がやってきます。市民の皆様の負託に応えるべく、将来のこのまちの形を早急に、しかも確実に描かなければなりません。

財政破綻をした北海道の夕張市は国の管理下になっている。11万人を超えた人口は、今は8,300人。かつては炭鉱として栄えた市だが、石炭の需要が減り、また、急激な人口減少に見舞われた。その後に、国の指導でスキー場、ゴルフ場、道路改良等々のインフラ整備を次々と手がけましたが、成果が出ないまま350億円の債務超過で破綻をしました。こうしたことを見ますと、本当に人口減少ということが及ぼす影響がいかに大きいかが

よくわかると思います。

そこで、市長に質問ですけれども、1つ、公共施設の将来の活用をどのように考えておられるか。

2番目に、保育園、小学校、中学校などの運営について、どのように考えておられるか。

3点目に、その他行政全般についても、どのように考えておられるかを質問いたします。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

議員御発言のように、地方での人口の減少、都市部での一極集中と高齢化といった状況は、ある程度大胆な施策を展開しても、今後、当面は続くものと考えられます。

そこで、1点目の公共施設についてでございますが、本市の保有する固定資産は約1,000億円に上っており、避けて通れない人口減少の中にあって、これらを全て更新することは不可能と言えます。そうしたことから、昨年の中2回定例会におきまして、議決をいただきました公共施設等総合管理計画にも記述があります、延べ床面積の2割の削減、施設寿命の10年の延長を目指し、同計画の基本方針、実施方針を推進してまいります。

次に、2点目でございますが、保育園、小中学校の運営につきましては、施設管理経費の効率化といった視点のみではなく、むしろ児童・生徒の健やかな成長面から検討することが理想と考えておりますが、具体的には、本市の小学校及び中学校適正規模推進計画に基づいて進められるべきであると考えております。

最後に、3点目のその他行政全般の考え方についてお答えをいたします。我が国の人口をたどりますと、奈良時代の400万人から500万人が2倍以上になったのは800年ほどたった江戸時代のころでございます。その後、300年後の明治時代には4,600万人ほどになったと言われております。それからわずか60年後には1億人を超え、平成15年の1億2,760万人をピークといたしまして、現在は人口減少に至っております。つまり、この人口を長いスパンで見ますと、ここ100年の間は異常な期間であるとも言えます。

そのために大切なことは、これまではこうした人口増加を踏まえて構築されてきました社会構造を、これからは人口の減少社会に対応した社会構造へと転換していかなければならないということだと思います。

高齢化につきましては、本市出身の経済産業省にお勤めの江崎禎英さんが、著書の中で、誰もが健康で長生きすることを望めば必然的に高齢化するのであり、超高齢社会は人類の理想の結果とも言えると述べておられますし、そして、高齢者を害悪として捉え

過ぎではないかとも述べておられます。

また、この超高齢化は、1つのイノベーションの宝の山であると言う経済学者も多く存在し、超高齢化をポジティブに捉える方々も多く存在してみえます。こうした考え方は楽天的、理想主義的過ぎはしないかとも考えられますが、やはり将来の理想の姿を鑑みたときには、高齢者の方々が活躍できて、そして、高齢者の方々が元気なまちでないとみんなが幸せなまちにはならない、そうしたまちにはならないものと考えております。つまり、今後は、人口減少社会に対応した社会構造への転換を目指していく中で、高齢者の方々が元気に活躍できるまちづくりを目指すべきだと考えられます。

そうした中での行政の役割といたしましては、個人、家族、そして地域等で対応のできないものを、より身近なところから対応していくという近接性、補完性の原理、この原理であるべきと考えられます。

そこで、抽象的な回答とはなりますが、今後の市政につきましては、いろいろな法人等を含む市民の方々との協働を主眼にした施策の展開が重要になってくるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 答弁ありがとうございました。

3点とも、なるほどという点ではありますが、私が何回も市長にお願いして、確実なものを将来に向けて答弁をしてほしいと、さっきも言いましたが。というのは、今おっしゃったようなことは理想的で大変いいんですが、これがぶれないで、本当に真っすぐこれに向かって行ってほしいということを思うわけですが。

ただ、私は、市長のマニフェストにもありますが、対話と共感という先ほどの同僚議員もそんなことを述べられましたが、対話と共感というのは、もっとお互いに話し合う、そういうチャンスをつくらなければ何の意味もないということだと思っております。

今、3点目の江崎さんの話も出ましたが、私もちょっとこれ、読んだんですが、お年寄りがふえるというか、お年寄りが元気であるということと、人口減少とはちょっとかけ離れた問題なんです。いずれにしても、私が思うのは、とにかくころんと変わらないうで、真っすぐそれに突き進んでいただきたいということをお願いするんですが。

例えば、古きのことを言っては大変失礼ですけど、消防の広域化にしても、我々には何の相談もなしにどんどんどんどん進んでいったというような、そんな懸念もしております。私は、やっぱり最近の結果として、この間も視察に行ったんですが、余り画期的であったというふうには思われませんし、特にこの間の21号台風のとき、私の家にも

随分といろいろな方から電話がありました。それは、停電をしたからどうしたらいいという不安なんです。そうすると、市長がいつも言っておられる、安全で安心なまちづくりとはかけ離れた問題ではないかということを思っています。

それから、実は、田中勝士県議会議員が一般質問で、関市の養護施設の美谷学園が山県市への移転問題を上げられまして、その内容は、分散型施設のことなんですけれども、定員８人、これは田中勝士さんがおっしゃった内容なんです。もう御存じだと思うんですけれども、定員８人、２組１６人の小規模なグループホームを予定していたが、迷惑施設扱いをされ、その主な理由を、虐待を受けたり、育児放棄をされたり、両親がないなど、悪い環境の中で育った子供たちなので地域になじめない、学校が荒れるなどの理由で断念をせざるを得なかったとあります。

残念なことは、この田中勝士さんがおっしゃるのは、全国紙のウェブサイトのトップニュースに、山県市の地元の同意が得られなかったと報じられたことです。非常に私も残念だなということを思ったんですが、もちろん私も３人の孫がお世話になっていますから、学校が荒れるというのは心配だなということは当然思いました。ですが、今、市長が毎日のように、人口減少に歯どめをかけるため、移住定住の人をふやすということに奔走してみえるのにもかかわらず、片やでは、せっかく来ていただけるという人を難なく手放してしまうというようなことはあってはならないと思うんです。

また、既存に、この山県市で既にやっておられるところも、伊自良の藤倉と、あるいは上願でそういう分散型グループホームを計画されたけれども、これも地元の反対でできなくなって、すぐ近くの岐阜市の西郷でそういうグループホームを開設されたということを知って、非常に関係者の方が残念がって御連絡をいただいたという経緯もありますが。そういうことを思うと、市長のいつも言われる対話と共感、これをどんどん推進していただいて、そして、ここに住んでよかったと思われるまちづくりに専念していただけたら、さっきの同僚議員に増して、私も大賛辞をするところでありますが、市長の御意見を伺います。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

私も長いこと行政の中に勤めておりまして、そして、職員時代と、やはり首長になってからと、本当に大きな思いが違ってきました。職員時代は、しっかり市民の皆さんとのそういったやりとりを進めてきたということを思っていましたし、しかし、首長になってみますと、なかなか自分の思いも自分個人ではないものですから、多くの職員のいろんな意見もございましてけれども、そういったところが、少し違いがあるというのは実

感として感じておりますし、そして、対話と共感というのは本当に大切なことでございまして、しっかり説明責任を果たしていくことが大切なことではないかと思っております。

そして、先ほど言われました高齢者施策につきましては、1つ、今あるプランを持っておりまして、そんな事業展開ができないかなということを考えておりますし、また、先ほどのグループホームに対する、ああいった状況になってきましたけれども、あの件につきましては、地元の皆さんの大きな反対の意思表示がされましたし、また反面、その後私が個人的に、これはあくまで個人的でございすけれども、議員御案内のように、同じ施設を開所したいということで、私は地元の西深瀬と東深瀬の2カ所を紹介させていただいて、東深瀬で、もう1年ほどで開所して、学校へ通い始められたということでございます。

そして、特に私どもだけではなくして、施設の設置者側も市民の皆さんにしっかりと同意をしていただくような説明の仕方が大切だということを思いました。それは、私たちの施設はあるべきものだということの上にとった説明と、やはり何がお互いに協調できて、同意ができるかという、そういった同意をするという視点に立った対応でないと、そういったときに市民の皆さんとのあつれきが出てくるのではないかと思います。

そんなことを思いますと、今後におきましても、職員もそうでございますが、しっかりとした立場上の説明でなくして、やはり相手の立場になった説明も加えながら、行政を進めていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石神 真君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 答弁ありがとうございました。

今、市長のおっしゃる大きな思いというのに向かっていただいて、これからも頑張っていたきたいと思うんですが。

これは蛇足ですけど、市長と知り合ってから40年以上になるんです。それで、お互いに酒を飲みながら将来を語って、夜明かししたこともある、そういう仲間なんですが、今は立つ位置が違うので、私もそう安穩とした言葉だけ言っておるわけにいきませんので、我々議会人は2つの権利の能力があることはよく御存じですが、1つは議決権と、もう一つは批判監視機能なんです。ですから、いつも我々はそういう目で見えていないと、いわゆる山口市のタイタニックは、どこかほかのほうへ向かっていくのではないかという、そういう懸念もしますので、これからもどんどんそういうことで注釈は入れさせていただきます。

それで、私は人口減少について、これはどうしてもとめられない、少なくとも20年は無理だというふうに思っているんですよ。それで、この間、岐阜市の住宅ローン、中心街へ移住の場合は金利を優遇するという、こういう記事がありました。ですから私は、これは何かというと、コンパクトシティの実現に向けて頑張るという、こういうメッセージだったと思うんですが。山県市も随分と広いので、今から10年先、20年先を見越して、コンパクトシティの実現に向けて、早目に手を打つことが必要ではないかと、こんなふうに思っていますが、そんな点もあわせて、御意見があれば伺いたいと思います。

きょうは、実をいいますと、最初の1ページだけは市長にお渡ししてありますが、その後の答弁も、私の再質問も再々質問も、何も原稿はありません。お互いがお互いの意見を言わせていただいたんですが、とにもかくにも、辛辣な話はしますが、このまちのために我々が活動していくということが目的ですので、市長のもう一度の意気込みを聞かせてください。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

議員御発言のとおり、人口減といいますのは本当に山県市の一番大きな課題、問題ではないかと思っています。前回の国調では、21市の中で減少率が一番多い山県市でございました。

そのために、私どもはいろんな政策を行っているわけですが、その中で効果が出てきましたのは、やはり保育料の3歳以上児の無料化ということで、それまでは、ずーっと各年代で人口が減り続けていましたが、初めてゼロ歳から5歳と、30歳から35歳、要は子供の世帯と親の世帯が、それもふえるということは、前の年よりも人がふえるということは社会増として外から入ってみえないことには社会増にはなりませんので、そうした大切な政策の1つとして行っているわけでございます。

そして、私も住宅ローンの新聞で報道されていまして記事を見ましたので、その次の日に、今のまちづくり・企業支援課長に、これはどういう制度なのかということと、山県市で住宅金融公庫さんでしたかね、お金を貸していただく、金利を下げてください、同じような手法ができないかということを示したところでございますが、その返事はまだもらっていませんが、今調査中だと思いますけれども。

常に他市の状況ですとか、そういったしっかりとした施策に目線を配りながら、今後とも進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○9番（山崎 通君） 質問を終わります。

○議長（石神 真君） 山崎 通君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時10分より再開いたします。

午前10時56分休憩

午前11時10分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位3番 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、議長より許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。

最初に、空き家対策についてお聞きします。

近年人口減少や高齢化の影響など、社会情勢の変化に伴い、全国的に空き家が増加を続けております。特に適正な管理が行われなまま放置されている空き家には、環境面や防災面、倒壊の危険など、さまざまな面で周辺に悪影響を及ぼしていることが大きな問題となっており、今後さらにその傾向はふえると予想され、本市でも空き家対策計画の策定に向け、より一層深刻な問題として対処されているものと思います。

こうした状況に対応するため、国は地域住民の生命や財産の保護、生活環境の保全、また空き家等の活用の促進を目的として、空き家対策の推進に関する特別措置法案が平成27年5月に施行されました。それにより、空き家等に関する対策の実施、その他空き家等に関する必要な措置を適切に講じることが市町村の責務となりました。

最近では、近隣市町村でも、地震のみならず集中豪雨による氾濫、土砂災害など想定外の被害が起きております。本市でも、この夏の間だけで土砂災害警戒情報が発令され、北部地域では避難勧告が発令、また、市内に岐阜県で初となる大雨特別警報が発令され、それに伴い避難所が開設をされました。

また、台風12号の接近により発表された暴風警報により、自主避難所も開設をされ、8月には5日連続で台風が発生するという、統計開始以来初という報道もありました。

さらに、9月4日には台風21号の影響により本市でも甚大な被害を受けまして、今回の台風21号で被害に遭われた皆様、そして、今なお大変な生活を強いられてみえる皆様にお見舞いを申し上げます。また、職員の皆様におかれましても、市民の皆様の安心・安全確保のために尽力をいただきました。

そこで、危険な不良空き家等が想定外の災害時等に、ほかに被害を与えることがないか心配もいたします。被害があつてからでは手おくれです。今後は想定外を想定しなけ

ればならない環境にあることを改めて自覚しなければならない、今回の災害の出来事ではないかと感じます。

放置できない空き家の対策については、昨年、第2回定例会において質問をしました。そこで提案した専門家による空き家所有者への相談会も開催されており、空き家問題についてのセミナーも行われております。地道で継続的な取り組みが大切です。

また、本市の空き家に対する基本的な考え、方向性及び対策を示すとともに、予防、利活用の促進、老朽空き家の対応など、総合的な取り組みによる空き家対策を推進するための空き家対策計画の策定についても、空き家対策計画案はできていると伺っています。

今回は、空き家の利活用の促進は除いて、改めて空き家の現状と今後の対策について、まちづくり・企業支援課長にお聞きします。

1点目に、空き家の増減をどのように把握されているのか。その方法とデータベース化が基本資料となりますが、実態調査の結果をどのように整備されているのか。

2点目、平成27年度調査では、市内の空き家総数は1,088件という報道でしたが、現在把握されている空き家の数はどのようなか。

3点目に、今回の質問で、平成27年度調査で、不良な空き家で何らかの対策が必要と見られるものが80件あるとのことでした。そのうち、特定空き家になる可能性が高い不良物件の数はどのようなか。

4点目に、空き家対策計画は、平成30年3月31日現在で、全市町村の約半数の45%が策定されており、平成30年度末には6割を超えると見込まれていますが、本市はいつ示されるのか。

5点目に、持ち家のある後期高齢者の方で単独世帯の方はどれぐらいおられるのか。

以上、5点お聞きします。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

1点目の空き家の増減の把握方法と実態調査結果の整備についてでございますが、本市では平成27年度に空き家についての調査を行っております。この調査については、水道の休止情報など市の持つ情報から空き家と思われる家屋を抽出し、各自治会長さんからの聞き取りを行い、委託による現地調査を経て、台帳整備を行っております。整備の内容は、空き家の所在地、所有者、敷地面積、床面積及びトイレの形式等を記載して、外観調査で、空き家の補修や環境整備の必要性を点数化して表示しております。また、データは、GISによる位置情報とともに保管しております。

空き家の増減の把握方法についてございますが、住民異動情報等により新規の空き家を把握し、当初調査と同様に現地調査を行うとともに、市民や職員からの情報提供により、除却等についてもできる限り把握に努めているところでございます。

2点目の現在の空き家数についてでございますが、当初調査時点において1,081軒となっておりましたが、平成30年5月の時点では、調査時から増加した空き家が66軒で、空き家バンク等を通じて利活用したり、除却により減少した空き家は101軒ございました。現在は1,046軒の空き家数を把握しております。

3点目の不良な空き家数でございますが、実態調査時の外観調査で何らかの対策が必要と思われる空き家は80軒となっておりますが、現在は、その後に除却が行われたことなどにより、12軒減少して68軒となっております。このうち26軒がこのまま放置すると周辺への悪影響が懸念される物件として把握している状況でございます。

4点目の空き家対策計画についてでございますが、現在、岐阜県内では19の市町村が策定済みで、本市においても現在素案を作成したところでございます。今後、精査、修正を行って、本年中にパブリックコメントを実施したいと考えております。

5点目の高齢者の単身世帯数でございますが、市内の65歳以上の単身世帯数は、平成27年の国勢調査では1,046世帯となっております。御質問の75歳以上の後期高齢者の単身世帯数については574世帯で、このうち80歳未満までが224世帯、80歳から90歳未満が292世帯、90歳以上が58世帯となっております。また、住宅土地統計調査によりますと、本市の全世帯数に占める持ち家率は、平成25年の調査によると84%に及ぶことから、多くの単身世帯が持ち家であると推定されます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 空き家の増減数は基礎になる数になりますので、確実な掌握をよろしく願います。

現在の空き家数は、当初調査時より35軒減り1,046軒、何らかの対策が必要と思われる空き家が68軒に減少し、そのうち26軒がこのまま放置すると周辺への悪影響が懸念される物件ということでした。また、空き家対策計画は本年度中に示すということでした。

そこでお聞きしますが、1点目に、空き家対策協議会が立ち上げられ、2回開催されたと同っていますが、特定空き家の認定状況についてお聞きします。

特定空き家とは、特定空き家に指定された後に自治体から改善の勧告を受けると、土地に係る固定資産税の優遇措置が適用されないというものです。先ほどの26軒は特定空き家になる可能性が高い物件で、また、特定空き家対象の不良物件ということですが、

特定空き家認定の最終審査が終わるのはいつになるのか。

2点目に、まず確認をしますが、代執行には行政代執行と略式代執行の2種類があります。行政代執行とは、所有者がわかっていること、また特定空き家の所有者には、改善命令の前に助言、指導、勧告といった段階を経て、それに従わないときに限り命令が発せられるというものです。もう一つは略式代執行です。特定空き家の所有者を調査し、所有者が不明だった場合に略式代執行の対象になります。所有者が不明の場合でも代執行ができる規定があります。

この略式代執行について伺います。例えば、所有者が亡くなり、相続放棄も含めて、法定相続人が確認できない場合もあるかと思いますが、26軒の特定空き家の可能性が高い物件で、所有者が特定できない物件の数とその対応について。

3点目に、所有者等の所在が特定できない中で、老朽危険空き家として略式代執行の対象となる物件は特定をされているのか。

4点目に、本年6月18日、大阪北部で震度6弱を観測した地震では、学校施設のブロック塀が倒壊をして下敷きになって児童が死亡したことは大変痛ましく、二度と繰り返してはなりません。先ほどの答弁にもありましたが、そこで学校教育課では通学路の総点検、調査を実施されました。その結果、ブロック塀に面した通学路は201カ所、うち危険度が高いブロック塀、これは倒れたら下敷きになる可能性があり、危険と位置づけられたものが128カ所、また、その他の危険箇所が51カ所、計251カ所にも及ぶ通学路の危険箇所の現状ということです。

また、そのほかの危険箇所51カ所の中には、危険空き家として危険度が高いランクづけで廃屋として分けられている物件が6軒、そのうち危険度の高いブロック塀のある危険な廃屋が1軒含まれていたということです。こうした物件は教育委員会とも連携し、早急に再調査し、通学路に面した危険空き家等は子供の命を守るという観点から、特定空き家の認定とその先の代執行を含めた早い対応が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

以上、4点、まちづくり・企業支援課長にお聞きします。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 再質問にお答えします。

1点目の特定空き家の最終審査でございますが、前回までの空き家対策協議会において、特定空き家と認定する基準やその方法及び措置について、国のガイドラインに沿って行うことを了承していただいたところです。

これを受け、空き家の老朽度や危険度を現地で調査する一方で、所有者の特定や権利

関係など並行して調査を行っております。今後、特定空き家と指定する場合には、家屋への立入調査が必要となる場合が多く、所有者等への通知や承諾が必要となるためです。こうした特定空き家に指定する可能性の高い物件は、相続ができていなかったり、権利関係が複雑なものが多く、1つの物件の調査に多くの時間を要しているのが実情でございます。

しかしながら、通学路に隣接する危険な廃屋等改善を求める声が寄せられていることを重視し、本年中に一部についてだけでも特定空き家の審査を完了したいと考えております。

2点目の、26軒の不良な空き家のうち、所有者が特定できない物件の数については、現在2軒を把握しております。これは相続放棄の手続がなされているものでございます。

こうした所有者が確認できない場合の対応につきましては、一般的に法定相続人が見当たらない物件については、通常その財産は法人化され、家庭裁判所の審判を経て、最終的に国に帰属されます。国は売却などの方法で処分し、債権者があれば清算され、その残りは国庫へ編入されます。ただし、相続放棄をした方や利害関係人などが家庭裁判所に相続財産管理人の選任申し立てを行わない限り、そのままの状態で放置されることが多く、解消されないケースがございます。

また、新たな管理者等による財産の管理が始まるまでの間は、相続放棄した者に民法第940条の規定で管理責任があると解釈されるのが通例でございます。

お尋ねの特措法第14条第10項に基づく略式代執行の対象となり得るものは、所有者が確認できないとの理由から、2軒は対象の候補になると思われれます。しかしながら、至る経緯や周囲の状況等を勘案し、慎重に検討すべきと考えております。

4点目の、通学路に面した危険空き家等への対応策についてでございますが、教育委員会で行った通学路の点検において、6軒の廃屋が危険性が高いと報告を受けております。これらの中の空き家については関係課と情報共有して、優先度を高めて対応してまいります。また、対象となる空き家で所有者が特定できず、かつ略式代執行の対象となり得るものについては、今後も引き続き調査を進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、最後に、まちづくり・企業支援課長にお聞きします。

本年度中に一部についてだけでも特定空き家の指定を完了する方針とするということでした。そこで伺いますが、これは通学路に面した危険度の高い廃屋6軒ということではないのかどうか。

次に、何らかの対策が必要と思われる空き家についても、所有者が特定できない物件、また、相続がなされていない物件も相当数あると思われます。現在は高い危険度ではない物件だとしても、放置すればするほど老朽化は加速し、不良な空き家は年々増加します。少子高齢化が進む中、さらに必要なことは、市民の皆さんが空き家になったときに慌てなくてもいいようにすることが大切です。空き家問題の必要性に気づきを感じてもらったり、持ち家の将来的な方向性を決めておくことの重要性を知っていただくことも大切です。

最初に質問した答弁で、75歳以上の後期高齢者の単独世帯数は574世帯、このうち80歳未満が224世帯、90歳未満が292世帯、そして90歳以上は58世帯で、その多くが持ち家だと推計をされるということでした。これも大きな今後の問題に発展しかねません。

そこで、こうした世帯の皆さんを中心に、気づきのきっかけとなる空き家に対する意識調査などを行ってはどうかと思います。現在、持ち家に対するどういった考えをお持ちなのか、喫緊の問題点を調査する上での手がかりとなり、今後の空き家対策を考える上で参考になるものと考えます。市民の皆様の理解を深め、自発的に空き家を発生させない取り組みの意識を高め、空き家になる前に対応することこそが、空き家対策の第一歩と考えますが、いかがでしょうか。

以上、2点お聞きします。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 再々質問にお答えします。

今回の通学路の点検で指摘のありました危険度が高い廃屋については、懸念される空き家等の中でも優先度を上げて調査し、所有者の特定を行うとともに、助言や指導を行うことで危険を解消することを目指してまいります。また、解決の見込みがつかない場合で、特定空き家の要件に該当するものは、これを指定し、必要な措置を講じてまいります。

2点目の、高齢者の単身世帯を中心とした意識調査等に関してでございますが、空き家の発生は現在の状況からある程度やむを得ないことであります。問題の本質は、空き家を長期間放置し続け、不良な物件となることにあるものと考えます。

議員御発言のとおり、空き家となる前から、今後の対応について考えていただくことは重要なことであると言えます。現在までは、主に空き家の所有者等への啓発やセミナーを中心に行ってまいりましたが、どのような形で行うことが効果的であるかを検討し、現在お住まいになっている方々にも、空き家対策に関心を持っていただく方策を行ってまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君、質問を変えてください。

○4番（加藤義信君） じゃ、よろしくお願いをいたします。

続きまして、不育症支援の推進についてお尋ねをします。

不育症、余り聞きなれない言葉だと思います。不育症とは、2回以上の流産、死産や生後1週間以内の赤ちゃんの死亡を意味する早期新生児死亡を繰り返して、結果的に子供を持てないことと定義されています。

流産の確率は年齢とともに上がるため、晩婚や晩産化が進む近年では深刻な問題の1つでもあり、不育症について、公明党としても取り組んでいるところです。

厚生労働省の実態調査では、流産は妊娠の10から20%の頻度で起こると言われています。流産を繰り返す不育症患者は全国で140万人、毎年約3万人が新たに発症し、妊娠した女性の16人に1人が不育症であると言われています。不育症の原因については、子宮形態異常が7.8%、甲状腺の異常が6.8%、両親のどちらかの染色体異常が4.6%、抗リン脂質抗体症候群というものが10.2%などで、原因不明は65.3%にもなります。

しかし、厚生労働省研究班によると、検査治療によって80%以上の方が出産にたどり着けると報告されています。つまり、不育症を知り適正な検査や治療をすれば、多くの命を守ることができるということです。流産の原因となる血栓症や塞栓症に対する治療及び予防のために行う在宅自己注射に用いるヘパリンカルシウム製剤というものは、平成24年1月から保険適用になり、不育症に悩む女性やその家族にとって朗報となりました。不妊症と比べ、いまだ不育症を知らない人が多く、流産、死産したことによって、心身ともに大きなダメージを受け、苦しむ女性の4割は強い心のストレスを抱えたままです。

厚生労働省は、平成23年度、不妊症の相談マニュアルを作成し、自治体に配布をしました。そして、平成24年10月に、全国の相談窓口の一覧表を公表し、都道府県ごとに不育症相談窓口が設置され、63カ所で不育症の相談が可能になりました。不育症の治療には、不妊症治療のように多額の費用がかかることから、公的助成を行っている自治体もあります。

このようなことから、不育症に悩む方に対して、正確な情報を提供し、心理的な相談や医学的な相談を行い、不育症支援の取り組みを行っていくことが必要であります。

そこで、子育て支援課長にお聞きします。

まずは、不育症について、本市ではどのような認識をお持ちなのか伺います。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） 御質問にお答えします。

不育症についての認識でございますが、不育症とは、議員御指摘のとおり、妊娠に恵まれながら流産や死産を繰り返し、結果的に子供を持ってない症状をいうものでございます。

不妊症については認知度が高く、不妊治療費助成なども充実をしていますが、不育症については、まだ一般的に聞きなれない疾病であり、認知度が低く、また専門としている病院や産婦人科医も少ないため、検査方法や治療方法など、明確な情報が不足しているのが現状でございます。

市におきましても、積極的に市民に対し、不育症に関しての情報提供や支援などを行っていないのが現状であり、不育症はその対象と思われる方の把握が難しいことや、実際に妊娠や流産の相談を受けた場合でも、不育症を疑う状況は少ないため、不育症についての情報提供や、医療機関での検査を勧めることもほとんどありませんでした。

担当課としましては、不育症についての認知が不足しているということではなく、極めてケースが少ない中での対応であったと考えておりますが、今後は、不育症について正確な情報収集を行うとともに、職員のさらなるスキルアップも必要となると考えております。

市としましては、不育症に悩む方の相談体制や周知方法、関係機関との連携体制を含め、不育症支援にどのような取り組みができるのか、調査研究に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 本市では、不育症に対しての情報提供や支援を行っていない現状だということでした。たとえ少数であっても支援しなければいけない場合がありますし、少数だからこそ守れる場合があります。不妊症で悩んでおられる方々と同様、不育症の方、また、不育症だと気づかず悩んでおられる方、どちらとも強く我が子の誕生を望んでおられます。

妊娠、出産した喜びは御夫婦にとっても大変大きいものです。その中からの絶望ははかり知れません。こういうことから、たとえ友人、知人であってもなかなか相談しづらい問題でもあることから、把握も難しいことと思いますし、認知度が低いことも原因の1つです。であればその分、行政側からしっかりと積極的に正しい情報を提供し、身体的、精神的ストレスの軽減など含め、相談しやすい環境と相談体制の充実が必要だと思います。

そこで、相談窓口や周知啓発をどのように行っていくのか、再度、子育て支援課長に伺います。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） 再質問にお答えします。

不育症の相談窓口や周知啓発についてでございますが、先ほど答弁させていただきましたとおり、まず、子育て支援課としまして、不育症についての認識を深め、正確な情報を把握することが重要であります。その上で、不育症の認知度を高めるため、不育症の症状や検査方法、治療効果などの知識について、市の広報紙やホームページを活用し、周知を行うなど不育症についての情報を市民に提供するとともに、市の相談窓口は子育て支援課となりますが、必要に応じ、県の相談窓口や医療機関の紹介を行うなど、不育症に悩む方の早期相談や、医療機関の受診につながるような支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、最後に質問させていただきます。

担当課としては不育症の認識を深め、市民に対しては正しい情報を提供するということでした。こうしたことができることについてはぜひとも早く進めていただくことをお願いします。

最初に紹介したように、不育症は厚生労働省研究班によると、検査や治療によって80%以上の方が出産にたどり着けるというふうに報告をされています。それにより多くの命が守れるわけです。しかし、不育症の治療は、出産まで自己注射や飲み薬を継続する必要がありますが、保険適用されるものもありますが、検査費を含め出産に至るまでの費用は、平均20万円ほどかかるのが現状です。

きのうの岐阜新聞の記事に、体外受精4万1,110人誕生、18人に1人という見出しで掲載をされていました。晩婚化を背景に、不妊に悩む夫婦がふえる中、費用の一部を公費助成する制度が知られるようになり、経済的支援が少しずつ整ってきて、体外受精することが金銭的問題でこれまで受けられなかった若い世代にまで広がったのではないかとまとめていました。

本市では、不妊治療助成事業を行っています。特定不妊治療に係る助成を行うことで、治療方法の進歩により、特定不妊治療に関して、平成29年度実績で、助成実人員の半数に妊娠成立という喜ばしい報告がされました。しかし、不育症は妊娠した後の症状により出産、生後1週間まで至らないという悲しいものです。不育症の治療費助成が実現し

た自治体では、今まで高額の治療費など経済的理由によって子供を諦めていたが、この制度があることで希望を持てる、という言葉が寄せられています。子育て日本一を目指す本市の総合的な取り組みは、どこの市町村よりも手本として先行する必要があるのではないかと思います。

最後に、子育て支援課長にお聞きしますが、不育症支援として、経済的負担軽減を図り、治療を受けやすくする不育症の医療費助成制度についての考えを伺います。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） 再々質問にお答えします。

山県市の不育症への支援としましては、まずは不育症についての認知度を高めるために、市民に対し周知啓発を行うとともに、不育症の相談体制の充実や関係機関との連携に取り組むことが重要だと考えますが、不育症治療費の助成制度につきましては、県内でもまだ実施をしているところは少ない中ではございますが、子育て日本一を目指す山県市としましては、助成制度について情報収集を行い、不育症に悩む方に対しまして、山県市の子育て支援として、どのような取り組みができるのか調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位4番 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 議長から発言の許可を得ましたので、発言通告に従い、以下質問いたします。

東南海大地震が近い将来に発生するおそれが指摘される中で、この6月には関市上之保で津保川氾濫による多くの家屋浸水被害となった西日本豪雨が発生しました。当市では、県道神崎高富線神崎で道路決壊が発生し、数世帯が孤立したところです。

今月4日には大型台風21号の本土上陸により、山県市でも市北部を中心に電柱倒壊や沿道山林で多くの人工植林の倒木により、国道418号や県道神崎高富線の通行どめ、また市内全域にわたる大規模停電が発生したところです。また、6日早朝には北海道全域にわたる停電事故を引き起こしました震度7の北海道胆振東部大地震が発生したところです。被災されました方々に、お悔やみとお見舞いを申し上げますところでございます。

このように、最近多くの台風、地震などの異常気象が発生しています。今回は、これらの災害から市行政機関において、いかに市民の目線から見た、市民を災害から守る防災対策がなされているかについて質問していきます。

まず最初に、地震時における防災対策について取り上げます。この議題については、

同僚議員も学校敷地内と通学路の危険なブロック塀等について質問されましたが、私なりの視点から、以下質問します。

ことし6月18日に震度6弱の大阪北部地震が発生し、大阪、高槻市で市立寿栄小学校のプール目隠しのブロック塀、高さ3.5メートル、ブロック高さ8段の1.6メートル、コンクリートの基礎は1.9メートルでしたが、これが倒壊し、登校中の小学4年生の女儿が死亡するという痛ましい事故が発生しました。この倒壊したブロック塀は、高さ上限2.2メートルを超え、控え壁設置がない上、鉄筋の不適正な配置があるなど、建築基準法に違反するものでした。この死亡事故を受け、高槻市は夏休み終了までに、全ての小中学校のブロック塀を撤去するとともに、通学路に面する民間のブロック塀の撤去の一部を補助する制度を設けたところでございます。

一方、県教育委員会は各市町村の教育委員会に、小中学校の敷地内にあるブロック塀の調査と通学路の安全確認を要請しました。また、県は7月9日に民間建築物の道路沿いにあるブロック塀を緊急点検するよう、県内の全42市町村に8月中までの実施を要請したところです。

これらを受けて、当市管内では、県管理の山県警察署の署長官舎で北側道路に面する高さ1.6メートルほどのブロック塀が早速撤去されたところです。当市の学校敷地内でも、伊自良北小学校、南小学校、大桑小学校、富岡小学校で倉庫、焼却炉等やプール外壁等の撤去工事が、緊急工事として行われたところです。

8月末に取りまとめられた、教育委員会等が行った目視による調査である通学路のブロック塀等の危険箇所点検によれば、例えば、高富小学校区では48カ所の危険なブロック塀に加え、コンクリート塀、廃墟となった空き家、神社の石柱の玉垣等の危険箇所が14カ所存在し、合わせて合計62カ所もの多くの危険箇所が判明しました。全市の校区全体では201カ所の危険なブロック塀と石灯籠や土蔵、鳥居なども加えた危険箇所51カ所を加えて、合計252カ所もの危険箇所の存在が判明したところです。このように、児童が多くの危険にさらされている状況にあることが明白になりました。

一方の県調査の、県要請の民間建築物の道路沿いにあるブロック塀等の緊急点検は、建設課において目視により実施されました。校区別の点検結果によれば、富岡小学校区で15カ所の危険なブロック塀があるとされ、当市全体では75カ所の危険なブロック塀があるとしています。

この結果は、当市の教育委員会が実施した通学路のブロック塀の危険箇所点検で判明した危険箇所201カ所と比べ、大きく食い違うものとなっています。なお、建設課による道路からの目視による調査では、ブロック塀の傾き、ひび割れのみを目視し、高さ、厚

さ、控え壁の有無、控え壁の配置状況や基礎の状況を確認しないまま調査を終了したとされています。

さらにこの調査では、民間でブロック11段積みの高さ2.2メートルを超えるブロック塀が現実に市内に存在しているにもかかわらず、なぜか2.2メートルを超えるブロック塀は市内にはないという報告となっています。

御承知のように、ブロック塀については地盤から1.2メートル以上のものについて、内部鉄筋の有無、その鉄筋の配置状況、控え壁の設置のあるやなしや、また、基礎のあるなし、厚さ10センチメートル、あるいは15センチメートル以上あるのかないのか、傾き、ひび割れについての有無を含めて点検する必要があることとなっています。また、高さの上限は地盤から2.2メートルとなっておりまして、2メートルを超えるものについては、先ほど申しましたように、厚さが15センチメートル以上が必要となっています。

このように道路からの目視による調査による緊急点検に加え、専門家を交えたブロック塀の測定機器による鉄筋の有無、配置状況等の内部調査、測定機器による高さ、厚さ、傾き、ひび割れなどの測定の調査が不可欠となっています。

今回建設課が実施しました民間建築物のブロック塀等に係る点検では、市は、傾き、ひび割れを目視で発見したので、建築基準法施行令に適合しているかどうかについては、ブロック塀を所有している市民自身が確認することを求めています。一方で、民間建築物の木造等の耐震診断は、市民が市への要請により、市の指定した委託業者による無料の点検診断が行われている状況にあります。

ところで、ブロック塀の鉄筋の配置の状況等を含めた技術的な面を含んでいる調査を、その所有者である民間の市民自身が調査し、確認することとされています。このように、私から見れば、市の対応は極めて市民目線からはほど遠い行政対応ではないかと、このように私は思っています。

市はどのように災害などから、児童・生徒を初めとする全ての市民を守ろうと考えておられるのでしょうか。

全国の一部の市では、高さ、厚さの現地測定を行い、また、傾きの程度、控え壁のあるやなしや、控え壁の配置状況等の現地調査に加えて、内部鉄筋のあるやなしや、また、その配置状況をも調査しているところもあります。また、さきに述べたように、ブロック塀等の除却についても一部補助制度を創設している都市もございます。

少なくとも市行政においては、県要請に伴う調査点検は、補正予算を組むなどですっきりした現地調査を行い、危険箇所を明確にして市民にその情報を提供すべきと私は考えています。ブロック塀撤去工事については、予算の許す範囲で、市民に早期撤去を促

すよう、補助制度を導入するなどの支援を行うべきと私は考えます。

そこで、事務事業全般を統括されております、宇野副市長に以下の３点についてお尋ねをいたします。

今回の県要請に伴う通学路のブロック塀等の危険点検について、また、民間建築物のブロック塀等に係る緊急点検について、危険なブロック塀の数に201カ所と75カ所と大きな相違があるなど、行われた点検結果を行政幹部としてどのように認識しておられるのでしょうか。

２点目に、現状では未確定な目視による今回の調査、点検に加え、今後市民を守るための貴重な提供情報として危険なブロック塀等の確定に向けまして、専門家をも交えた測定機器による現地調査点検などについて、どのように取り組んでいかれる方針でしょうか。

３点目に、通学路で252カ所もの多くの危険なブロック塀と、傾き、ひび割れのある民間建築物ブロック塀等の解消に向け、撤去工事等の市民を支援する新たな補助制度の導入などについて、どのように対策を進めていかれる方針でしょうか、お答えを願います。

次に、まちづくり・支援課長に答えていただく予定でございました。今回の通学路のブロック塀で指摘されました、例えば高富本町通りの連担する家屋の撤去に向けて、非常に市民の関心も高く、空き家対策計画が現在どのように進展している状況かについてお答えをしていただく予定でございましたが、同僚議員もお尋ねがございましたので、今回は、答弁は求めることはいたしません。

次に、災害時における避難箇所の指定について、総務課長に伺います。

６月28日から７月８日にかけて、台風７号及び梅雨前線の影響により、県下でも関市、郡上市、下呂市などで、降り始めから積算雨量で1,000ミリを超える集中豪雨がございました。岐阜県下に、数十年に１度の災害のおそれとなることを市民に知らせる大雨特別警報が初めて発令されました。この７月豪雨では、当市でも北部美山・北山地区で大雨となりました。

さきに述べたように、県道も路肩崩壊し通行どめとなりましたが、市は美山地区の住民の市民の方は、全て南部の岩佐にある美山中央公民館に避難するよう避難指示がなされました。しかしながら、北山地区は唯一の道路である県道神崎高富線が道幅も狭く、道路のり面を含め、落石対策等の道路整備が進んでいない状況であります。市民の利便性を考え、また、昼間の明るい、早い時期に近くの北山公民館、あるいは、谷合公民館に避難するよう市民に指示すべきと私は考えています。

そこで、総務課長に、遠くの岩佐の美山中央公民館を避難所として指示した根拠と、

今後の避難場所の指定の方針についてお尋ねをいたします。

最後に、市の防災用備蓄倉庫の位置について、同じく総務課長に質問をいたします。

現在、市の防災備蓄倉庫は市内全域にはございますけれども、コンテナ型の6基が高富中学校西側にある市総合体育館第2駐車場に配置されています。当地は、県が策定した鳥羽川が氾濫した場合の、各地域における浸水深さを示す洪水ハザードマップによれば、浸水深さは50センチから2メートルとなっている土地となっています。したがって、防災備蓄倉庫として適している場所ではございません。市民の方々からも、なぜ浸水のおそれのあるところに防災備蓄倉庫があるのかとの疑問が投げかけられています。そこで、浸水のおそれのない、例えば高富中央公民館駐車場などへの移設を考えるべきであります。

9月1日の中日新聞によれば、31日に、県は新しい洪水ハザードマップを作成することを決定したとの記事が出ていました。これらも参考に備蓄倉庫の位置を検証されるよう求めます。

そこで、総務課長に、防災備蓄倉庫の位置の移設についての所見を伺います。

○議長（石神 真君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 郷議員の御質問にお答えいたします。

1点目の、緊急点検結果をどう認識しているかにつきましては、議員も御指摘のように、教育委員会が危険であろうというような形で201件を洗い出しました。その中で建設課の土木技師が再度、建築基準法及びひび割れとか傾き等を調査し、75カ所が危険の可能性があるというような形で調査をし、そして、危険を促すチラシを75件に配布し、改善をお願いしたということでございます。緊急にしては、今のところこの程度ではないかと思っております。

2点目の、緊急点検に続く調査につきましては、まずは、今年度洗い出しました72カ所についての安全対策をお願いしていく所存でございます。なお、本年6月18日に大阪北部地震が発生しまして、小学生がブロック塀の下敷きになったということは、市民の皆さんもこのブロック塀による危険性について高い関心を持たれたことと思っております。情報提供等があれば、その都度対応する所存でございます。現時点では、追加的なことまでは考えておりません。今後の動向によりますが、調査が必要であるということであれば前向きに検討をしていきたいと思っております。

3点目の、危険なブロック塀に係る新たな補助制度の導入につきましては、他の議員の御質問にもお答えしましたが、個人所有のブロック塀等の改修に関する助成については、現在のところ制度は設けておらず、今後も厳しい財政状況が継続していくことを考

慮しますと、新しい制度を独自財源のみで設けることは難しいと考えております。しかし、国の動向や活用できる支援策など、情報収集に努めつつ、同様な補助制度を設けている自治体を参考に検討をしてみたいと考えております。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

岩佐の美山中央公民館を避難所にした根拠と、今後の避難所の指定の方針につきましては、さきの7月の豪雨災害に際しまして、北山・葛原地区に避難勧告を出しましたが、北山地区の指定避難所の北山公民館、北山交流センターは、いずれもレッドゾーンと言われる土砂災害特別警戒区域内に立地しております。葛原地区の指定避難所である葛原公民館はイエローゾーンと言われる土砂災害警戒区域内に、葛原郷土研修室、葛原体育館はレッドゾーン内にそれぞれ立地しているため、大雨による土砂災害発生の可能性が予想される場合は、そのような立地条件の場所への避難を市民にお願いすることは難しいと判断し、距離は遠くなりますが、土砂災害の危険性がより低く、比較的多くの避難者を受け入れられる美山中央公民館への避難をお願いしました。

避難所の開設に際しましては、距離が遠いことを考慮いたしまして、余裕を持って行動できるよう、また、足元の明るい時間帯に避難できるよう、従来に比べましてかなり早期に対応させていただきました。

また、避難所の運営は、1カ所に職員2名を配置し、12時間勤務を原則としておりますので、昨年度のように15カ所の避難所を開設いたしますと、1日に60人の職員が必要となるため、今回の7月豪雨災害のように、避難期間が長期化する可能性が高いような場合は職員の確保が非常に困難となります。自宅に近い施設への避難を望まれる市民がおられることは十分承知しておりますが、避難所の開設につきましては、少ない職員を効率的に活用するためにも、危険性が低く、多くの避難者をより適切に受け入れることができる施設を、優先的かつ早期に開設することを基本方針としていきたいと考えております。

もちろん、避難所が遠いため、移動方法がなく、避難が困難となるような方につきましては、親族の方や自治会、民生委員の方などの御協力をお願いすることや、緊急時における職員による対応などにつきましても、柔軟に対応してみたいと考えております。

また、現在の指定避難所につきましては、レッドゾーンやイエローゾーンに立地している施設が少なくないため、より適切な避難所の指定やその運営方法などについて、検討していく必要があると考えております。

次に、高富中学校西側の備蓄倉庫の移設についてですが、御指摘のとおり、この備蓄倉庫の場所は、洪水ハザードマップにより浸水の可能性を指摘されております。しかしながら、防災資機材や非常食などの保管につきましては、さまざまなケースの災害への対応や保管倉庫自体の被災なども考慮し、できるだけ分散して配置する方針としております。高富地域につきましては、この倉庫のほかに、5カ所の各地区公民館や共和町の防災倉庫に分散して保管しておりますが、大雨による浸水のおそれが高く、防災資機材や非常食などの運搬が制限されることが予想されるような場合におきましては、早期に安全な場所への移動を行うなど、対応したいと考えております。

ただ、御指摘のとおり、浸水の可能性がある場所への備蓄倉庫の設置は望ましくはないため、洪水ハザードマップ等のデータを考慮しつつ、避難所に近く、かつ安全な場所が確保できるような場合には移設を検討したいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 回答をしていただきました。

私は今回、市民目線ということで、なるべく市民の実際の声を尊重しながら、本当に危険な、例えば県道を通っていくのはかえって危険だという声も非常に多く聞いています。現実には避難所へ避難された方の人数を見ますと、5世帯10人とかそんなような状況で、非常になかなか避難されていないというのが一方であるわけですが、その辺も含めまして、またよく検討するという回答もありましたので、その状況をまた見守っていきたいと思っております。

そこで、再質問ですが、学校教育課長に以下の2点について、再質問としてお尋ねをいたします。

通学路の多くの危険なブロック塀252カ所が判明しましたが、児童・生徒の安全を守るため、当面どのような暫定的な対策をとっていくのかについてお答えを願います。

2点目は、9月3日の午後19時20分に、強い勢力の台風21号に伴って9月4日を臨時休校にするとの市からの広報が流されました。台風の進路の予想は9月2日にもNHK等のテレビで放映されておりましたし、また、岐阜市、各務原市などの他市のように、もっと早い段階で市民に知らせていたところもございます。そのようなことから、もっと早い段階で広報が流せることができなかったのかどうか、これについての答えを学校教育課長に求めます。

3点目ですけれども、宇野副市長に再質問をいたします。

先月の7月豪雨等における警報の広報、避難指示、避難場所などのさまざまな市民へ

の行政対応を踏まえて、これらをさらに市内部で検証し、今後の防災計画の適切な見直しについて、私は必要だと思います。

このような防災計画の適切な見直しについて、どのような所見をお持ちでしょうか。この点について、市民の目線から見た対応ということを中心にお答えをしていただければと思います。

以上です。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 再質問にお答えします。

1点目の、今後の児童・生徒の命を守るための対策についてでございますが、先ほど武藤議員の質問に答弁させていただいたとおり、大きく2つの対策について取り組んでおります。

1つ目は通学路の危険箇所の周知とその指導でございます。学校職員や地域の見守り隊、自治会、地区役員等の保護者など、合同点検を行っておりますので、危険と思われる箇所の把握とその箇所の通行の留意事項、変更について周知を図り、児童・生徒に指導、徹底をしております。

2つ目は防災教育でございます。7月の臨時の命を守る訓練では、多くの学校が休み時間の時間帯に行いました。どんな場所にいても、どんな場所で地震等が起こったとしても、少しでも危険の少ない場所を探し、ドロップ、まず低い姿勢を、カバー、頭を守り、ホールドオン、動かないといったシェイクアウト訓練でございます。

みずからの安全を、みずから確保できる児童・生徒の育成をテーマに、防災教育の観点を明確にした指導を、さまざまな教育活動において、今後も進めてまいります。

また、先ほど副市長も答弁いたしました、10月の伊自良中学校で開催される山県市防災訓練におきましては、伊自良地区の児童・生徒全員が防災訓練に参加し、さまざまな防災の見学や体験を実施する予定となっております。特に高学年の小学生や中学生におきましては、自助の観点のみならず、共助の視点で参加体験をし、地域防災の意識を高めていくことも狙いとしております。

2点目の、学校の災害対応にかかわる市民への広報につきましてお答えします。

学校教育にとって最優先課題は、児童・生徒の命を守り、安心・安全な生活を送ることと考えております。したがって、災害等発生時、またはその可能性があるときは、迅速に、できる限り正確な情報やその対応を、まず児童・生徒とその保護者に伝えることを大切にしております。この情報には、テレビや気象庁等のほかに、場合によっては通学路や河川の状況を回って、危険がないか等、児童・生徒の動線に立った確認作業を

尽くした迅速で慎重な判断材料なども含まれます。

台風21号につきましては、災害が市全域に及ぶと予想されましたので、山県市立小中学校災害対応マニュアルに基づき、教育委員会主導で対応を決定いたしました。9月3日の昼12時に校長会に確認後、1時間以内に全児童・生徒の保護者に注意喚起と臨時休業決定についてお知らせをいたしました。この市内全児童・生徒に対する対応につきましては、課題が残る対応とは考えておりません。

市民に対する学校の臨時休業等を知らせる同報無線につきましては、近隣で活用している市町は山県市と羽島郡2町のみでございました。7月豪雨の際、石神議長からの御助言や総務課の協力により、市民への周知が実現しまして、大型災害発生時等には有効であることが実証されましたので、今回もさまざまな生活のある市民への配慮も考えながら定時放送で活用させていただきました。

今後も学校の教育活動にできる限り支障を及ぼすことなく、児童・生徒の安心・安全を最優先に、迅速でよりよい判断ができるよう努力してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 郷議員の再質問にお答えをいたします。

7月豪雨に加えまして、先日発生しました台風21号など、最近の災害における経験を踏まえまして、より適切な避難所の指定やその運営方法、そして、自主防災組織や電力会社等々の連携体制のあり方などについて十分に検討し、地域防災計画や避難勧告の判断、伝達マニュアル等の見直しを行っていきたいと考えております。防災体制の強化、これは喫緊の課題と考え、早々に進めていきたいと考えております。

○議長（石神 真君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） ありがとうございます。地域防災計画も見直していくという前向きな回答でした。

今回各般にわたり質問をいたしましたが、市行政におかれましては、今後とも市民目線に配慮した執行を強くお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（石神 真君） 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で13時30分より再開いたします。

午後0時21分休憩

午後1時30分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 5 番 古川雅一君。

○ 3 番（古川雅一君） 議長の許可をいただきましたので、通告順位に従い、公金運用について質問させていただきます。

山口市は県内唯一の起債許可団体から 4 年前に脱却したものの、借金は約 234 億あります。しかし、預金も約 86 億あります。

日銀のマイナス金利政策等の影響により、市場の金利は低水準の状況となっております。基金は、地方自治法によれば最も確実、かつ効率的に運用しなければいけないとされております。政令市を除く市町村の 33.5%、557 団体が債券運用を行っています。金利の低い今、基金を一括運用して国債や地方債などの債券を活用した運用をするべきだと考えます。

そこで、2 点質問いたします。

1 点目、現在のような低金利下の中で、公金の運用はどのように行っているのでしょうか。

2 点目、少しでも利回りのよい国債、地方債などでの運用をしてはどうか。

以上の 2 点を会計管理者に質問いたします。

○議長（石神 真君） 長野会計管理者。

○会計管理者（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

1 点目につきましては、現在、山口市の基金は一般会計として財政調整基金、減債基金、合併振興基金など 16 の基金、そのほかに国民健康保険基金など特別会計として、高富財産区調整基金も含めまして 8 基金が設置されております。それぞれの基金につきましては、条例により、その目的、積立額、管理などが定められております。

なお、直近における基金の保管状況でございますが、平成 30 年 8 月 14 日時点で、高富財産区調整基金の一部を国債 1,997 万 6,000 円と、地方公共団体金融機構債 1 億円により運用しているほかは、振興券支払基金、収入印紙等購買基金などの 4 基金を除く 20 の基金において、約 83 億 3,000 万円を 1 年及び 2 年の定期預金として、約 2 億 4,800 万円については普通預金としております。

2 点目の基金の運用についてでございますが、これにつきましては、毎年開催されます岐阜県都市会計管理者会におきましても、各市における国債及び各種債権などの購入の状況についてが協議、検討の議題として提案されるなど、他市における基金の運用状況につきましても、各市においても高い関心度がございます。

山口市といたしましても、有利な基金運用を進める必要性を感じているところでございます。しかしながら、基金につきましては、山口市における各種の主要事業、その

計画に強く影響を及ぼすことから、基金の運用、活用につきましては、財政部局を初め、市全体において協議、検討を行う必要があると考えております。

ただ、国債などの購入による基金の運用につきましては、市の監査委員さんから、基金は市民の財産である。運用益にこだわることはリスクを伴うこととなる。最優先すべきは損失を受けないことであり、国債などの購入も含めて基金の運用は極めて慎重に検討を行うべきであるとの御意見もいただいております。

今後におきましても、基金の取り扱いにつきましては、より慎重な対応を行いたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 古川雅一君。

○3番（古川雅一君） ただいまの答弁で、市の監査委員より、基金は市民の財産である。運用益にこだわることはリスクを伴うことになる。最優先すべきは損失を受けないことであり、国債などの購入も含め、基金の運用は極めて慎重に検討を行うべきとの御意見をいただいているとのことですが、先ほども述べましたが、基金は地方自治法にて、最も確実かつ効率的に運用しなければいけないともされています。

約83億3,000万円を1年及び2年の定期預金と回答をいただきましたが、その約83億3,000万の一部でもよいので債券運用はできないでしょうか。

私は全くとは言いませんが、国債で運用することのリスクは少ないと思います。例えば、債券の中で政府保証債というものがございます。例を出しますと、9月19日発行予定日の政府保証第360回日本高速道路保有・債務返済機構債券です。さきの定期預金の利率は0.01%です。私の提案する政府保証債は10年ではありますが、利率は0.209%で約20倍です。元本保証もございます。1円でもふやすために利率のよい債券運用は必要かと思えます。

そこで、副市長に国債などの運用のリスク、今後の基金の運用方法について再質問いたします。

○議長（石神 真君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 古川議員の再質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、基金の一部の運用につきましては、山県市の将来における財政面及び災害発生時等における緊急的な予算措置への対応等にも考慮した上で、現在保管している基金の現状と保管方法及び仮にどれだけの額が運用可能となるかなどについて、協議を進めてまいりたいと思います。なお、他都市の状況、そして動静等を参考にした上での検討でございます。

なお、その際には、今回議員から御提案いただきました政府保証のある安全な債券などへの運用についても十分検討を行い、前向きに行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（石神 真君） 古川雅一君。

○3番（古川雅一君） ただいまの副市長の答弁で協議、検討していただけると前向きな回答をいただきましたので、これで私の一般質問を終わります。

○議長（石神 真君） 以上で古川雅一君の一般質問を終わります。

通告順位6番 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を2件させていただきます。

1件目は高齢者支援についてです。

総人口が減少する中で、高齢化率が上昇する日本。65歳以上の人口については、団塊世代が65歳以上となった2015年に3,387万人となり、その後も増加傾向、2042年に3,935万人でピークを迎えます。その後は減少するものの、高齢化率は上昇傾向にあると推測されており、全国的に高齢化に伴う課題を各自治体が抱えています。

人口減少が進む山口市でも同様に、高齢者人口は増加、高齢化率は今後も上昇すると推測されています。中でも1985年から2015年までの30年間で、高齢の夫婦のみの世帯は5.4倍、高齢の単身世帯は4.9倍に増加しています。また、3町村が合併した山口市では、各地域の特性もさまざまです。

こうした山口市が抱える現状から、今年度当初予算のテーマの1つ、健康寿命の延伸と高齢者の活躍の中の、生活支援サービス事業は大変重要な役割を担う施策であると考えます。本年3月には第7期山口市高齢者福祉計画が策定され、第1回定例会において議決を終えました。その計画の重点施策の中に、日常生活を支える生活支援サービスの提供が含まれています。

そこで、現在市が行っている生活支援サービスについて、提供、利用の状況をお尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

山口市の高齢化率は年々増加しており、平成30年3月末時点で33%となっております。地区によっては73%というところもあります。

第7期高齢者福祉計画作成のための介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、平成28年度に行いました、要介護の認定を受けていない高齢者の方へ無作為抽出で行いましたアン

ケートですが、その結果、回答をいただいた方の51%が独居か、もしくは65歳以上の高齢者のみの世帯ということでした。年齢を重ねるにつれ、人と会う機会が減り、1人で食事をする方がふえていくという回答でした。

御質問の山県市が行っている高齢者生活支援サービスの中で、介護保険サービスで行っている支援につきまして答弁させていただきます。

介護保険で行っております支援といたしましては、配食サービス、紙おむつ購入助成、介護予防・日常生活支援総合事業がございます。

初めに、配食サービスでございますが、このサービスは、在宅の高齢者に対して栄養のバランスのとれた食事を提供し健康保持を図るとともに、安否確認を行うものです。平成24年度は利用人数83人、延べ配食数1万3,868食、平成29年度は利用人数90人、延べ配食数1万9,016食で、5年で5,148食と年々配食数が増加しております。

次に、紙おむつ購入助成ですが、在宅において、常時紙おむつを使用している方の日常生活の改善と経済的負担の軽減を図るため、購入費の一部を負担しているものです。平成24年度は利用人数89人、711件、平成29年度は利用人数88人、718件でございます。多少の増減はありますが、毎年80人から90人の利用があります。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、平成28年度からスタートしました要支援認定者及びチェックリストで必要となった方々への在宅のサービスでございます。通所型サービスでは従来のデイサービスと同じデイサービス、それから通所型サービスAというミニデイサービスが利用できるようになりました。訪問型介護サービスにつきましては、従来の訪問介護サービスと、平成30年4月より訪問型サービスAという、簡単な生活援助のみを行うサービスもスタートしておりまして、御本人や御家族の希望に合わせ、サービスが選択できるようになりました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 御質問にお答えします。

現在、福祉課が所管しております高齢者の生活支援サービスに関連する事業といたしましては7つの事業がございますので、それぞれの事業の提供、利用状況につきまして、5年前の平成24年度と平成29年度の実績を比較してお答えをさせていただきます。

初めに、家具等転倒防止器具購入費助成事業でございます。

この事業は、地震災害への備えとして、家具の転倒防止器具の購入費助成と取りつきの支援を行うもので、平成24年度の設置件数は4件、平成29年度は2件でございました。この事業は平成22年度から開始しており、昨年度までに103件の助成を行っていますが、

年間の設置件数は減少の傾向となっております。

次に、住宅用火災警報器設置の助成事業でございますが、この事業は、消防法の改正により全ての住宅に住宅用火災報知器の設置が義務づけられましたが、設置が困難な高齢者等に対しては、機器の取り付けを支援するもので、平成24年度の設置件数は4件、平成29年度はゼロ件でございました。この事業も平成22年度から開始しており、昨年度までに100件の助成を行っていますが、年間の設置件数は減少の傾向となっています。

次に、いきいき生活サポート事業でございますが、この事業は、高齢者等には限定はしていませんが、1回30分程度の軽作業をワンコイン500円でお手伝いすることにより、日常生活の自立を支援しようとするもので、山口市シルバー人材センターが平成26年2月から開始しています。開始後の平成26年度の利用件数は54件で、昨年度は143件と年々増加の傾向にあります。

次に、外出支援事業でございますが、この事業は、通院が困難な要介護高齢者等を対象に、リフトつき移送車両で市内医療機関への送迎サービスを実施するもので、平成24年度は34名の方が延べ372回利用されており、平成29年度は18名の方が延べ181回利用されました。5年前の実績と比較すると約半分の利用に減ってきていますが、近年3年ほどは横ばいの傾向となっています。

次に、緊急通報システム事業でございますが、この事業は、在宅のひとり暮らしの高齢者等が急病や事故、災害等の緊急事態に陥ったとき、押しボタンを押すだけで緊急通報先に通報できる機器等を貸与して、地域の協力体制とあわせて支援するもので、平成24年度末の設置台数は305台、平成29年度末は257台となっています。

また、通報先である消防署への通報件数については、平成24年度は555件の通報で7回の出場、平成29年度は257件の通報で10件の出場がありました。

この事業による機器の設置台数は若干減ってはいますが、通報による出場の回数については、ほぼ横ばいの傾向となっています。

次に、生活管理指導短期宿泊でございますが、この事業は、社会生活の適応能力が欠如しているひとり暮らしの高齢者等の一時的な養護が必要な場合に、施設に短期間宿泊していただき、養護を行うとともに、生活習慣等の指導や支援を行うことにより、基本的な生活習慣を確立していただくもので、平成24年度は6名の方に延べ55日間、平成29年度は2名の方に延べ10日間の短期養護を行いました。年間の平均利用者は3.5人で、1人当たり約9日間の養護を行っています。

最後に、高齢者等住宅屋根雪下ろし助成事業でございますが、この事業は、積雪50センチ以上のときに、住宅屋根の雪おろしで苦勞している高齢者等の世帯が雪おろし作業

を業者に委託した場合の費用の一部について助成するもので、積雪が多かった平成26年度に5名と平成28年度に1名の方に助成を行っています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。

今、お答えいただきました御答弁に対しまして、2点、再質問をさせていただきます。

1点目、各支援について、過去5年の推移をお答えいただきました。

本日は午前の一般質問でも、防災に対することなどが多く取り上げられていますが、家具等転倒防止器具購入費助成費と、住宅用火災警報器設置の助成事業については減少傾向にあるとお答えをいただいております。

これに対する今後の対応策はどのようなのでしょうか。

2点目、いきいき生活サポートや配食サービスについては増加傾向にあるとお答えをいただきました。

国の統計では、65歳以上、主世帯の約8割の方が持ち家に居住しているというデータがあります。午前の質問の答弁にもありましたように、山口市でも同様の傾向が見られるかと思いますが、年を重ねても住みなれた家や地域で暮らし続けていくためには、これらのような生活支援はとても重要な役割を担っていると考えます。

見守りを兼ねる配食サービスでは、以前に配食先で異変に気づいていただいたことから行方不明になられた方の捜索が始まったことがあったかと思います。

御答弁にもありましたように、年を重ねるにつれ、人と会う機会が減り、1人で食事をするのがふえていくという状況の中で、今後もなくてはならないサービスであると考えます。

必要な方に必要なサポートが行き届いていくことが、生活支援の推進となっていくかと思います。気軽にといったら語弊があるかもしれませんが、辛抱や無理をされることなく声を上げやすい環境、仕組みづくりが必要かと思いますが、推進していく手段や方法はどのようにお考えでしょうか。

○議長（石神 真君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 1点目の再質問にお答えをいたします。

家具等転倒防止器具購入費助成と住宅用火災警報器設置助成事業の実績が減少していることへの今後の対応策はどのようなかとの御質問でございますが、まず、近年において設置実績が減少傾向にある要因といたしましては、真に困っている方の多くが、制度を開始した年度に申請をされまして設置をされているため、開始以降の年度については減

少してきているのではないかと分析をしております。

しかし、全ての対象の方が設置を完了されたとは考えておりませんので、今後も制度の周知に努めるとともに、器具の取り付けを支援していただいている自主防災組織の協力をいただきながら、防災意識の向上についても啓発してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） それでは、2点目の再質問にお答えします。

配食サービスにつきましては市内全域で実施しておりますが、民間の食事サービスを利用しておられる方もみえます。しかし、現在、利用されていない必要な方にサービスを提供していくことは重要なことと考えており、民生委員さんや地域包括支援センターの協力をいただきながら、必要な方への説明や、時には説得をすることも行っております。地域の方々もお気づきの方がみえましたら、健康介護課や地域包括支援センターへ連絡をいただきたいと思います。

配食サービスは個人により配食数が異なっております。現在利用されている方は、平日毎日昼食と夕食をとっておられる方からデイサービスに行かない日の分だけ頼まれている方、また、子供さんが届けられる日以外の日の分だけをとっておられる方などさまざまです。そして、食事の内容も普通食から刻み食、極刻み食、御飯のかたさも普通からやわらかめまで選択することができ、お茶わん、おわん、お皿を使用しておりますので、家庭的な食事となっております。いろいろな集まりでも配食サービスについて、これからも周知してまいりたいと思っています。

今年度予定しています高齢者食事実態調査では、配食サービスを受けている方の実態を調査し、さらに、このサービスがフレイル予防としても充実できるように努力してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。

再々質問はいたしませんので、次の質問に移らせていただきます。

2件目は、山県市の子育て支援についてお伺いします。

子育て支援日本一を目指し、山県市ではこれまでさまざまな子育て支援が進められてきました。本年4月には子育て支援課、子育て世代包括支援センターが設置され、その役割については第2回定例会でもお聞きしたところですが、より当事者に寄り添った支援が広がることと期待しております。

本年3月、こちらの『こそだてし やまがたし』という冊子がシティプロモーション事業で作成され、発行されました。冊子には、木と一緒にすくすく育つ、健康で心豊かな子に育ってほしい、そんな家族の思いをかなえる場所が、ここ山県市にありますと書かれており、3歳児以上の保育料の無料化や、小中学校のランチルーム、虫歯罹患率の低さやアウトリーチなど、山県市の子育て環境、支援の内容が紹介されています。

子育て世代の心をぐっとつかむすてきな冊子だと感じますが、この冊子にあるように、山県市にしかない子育て支援、山県市だからできる子育てが、ここ山県市で子育てをしたいと感じる魅力となると考えます。

そこで、山県市が行う近隣他市にはない子育て支援の現状、また、それによる成果や効果はどのようなかお尋ねします。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） 御質問にお答えします。

山県市の近隣他市にはない子育て支援事業の現状と成果、効果でございますが、まず、3歳児以上の保育料無料化でございます。保護者の負担を軽減するための目玉となる支援であり、子育て世代の転入者がふえた要因の1つとなっているものと認識をしております。

また、虫歯予防のための、保育園や幼稚園、小中学校でのフッ化物洗口、高校生までの医療費助成、小中学校における自校調理方式及びランチルームでの全員給食なども、近隣他市での実施は少なく、山県市の大きな魅力でございます。特にフッ化物洗口の効果は大きく、中学生1年生の1人当たりの虫歯本数は今年度0.12本であり、県下においても虫歯の少ない市となっています。

議員御指摘のシティプロモーションにより発行されております冊子『こそだてし やまがたし』では、「木といっしょにすくすく育つ」とのキャッチコピーのもと、他市にはない山県市の子育て支援や自然環境などが紹介されており、子育て世代が暮らしてみたいと思うような山県市の魅力をPRしております。

また、昨年度実施しました体験型保育事業につきましては、まさに山県市の自然環境を生かし、地域の中での子育ての機運を高めることを目的とした事業でございましたが、現在、来年度に向けて、その事業効果及びノウハウを、保育園活動など既存の子育て事業に組み込むための検証をしているところであります。山県市の恵まれた自然を生かした体験は、特に若者世代に山県市の子育て支援事業をPRできたものと考えており、今後その効果を期待しております。

そのほかの事業としまして、保健福祉ふれあいセンターの木育広場で毎月1回、木の

おもちゃを使い、木の持つ温かさや優しさ、心地よさを肌で感じるにより、子供の心を豊かにする木育教室の実施や、高富児童館内の山縣市子育て支援センター事業として、市内の自然豊かな施設や公園において、親子で楽しく遊ぶことを目的とした自然遊び、わんぱくひろばを毎月1回実施しております。毎回60人を超える親子に参加をしていただき、好評を得ておりますので、本市の豊かな自然を感じていただく機会となっているとともに、その魅力を実感していただいているものと認識をしております。

山口市の豊かな自然を活用した事業と、充実した子育て支援事業をあわせて実施することにより、子育てのまち山口市として、さらに魅力をアップさせるとともに、市内外へ発信をすることにより、子育て世代により関心を持っていただけるものと考えており、今後におきましても、山口市ならではの子育て支援事業のさらなる推進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

山口市独自の取り組みとしてお答えいただきました、3歳児以上の保育料無料化、フッ化物洗口、高校生までの医療費助成、自校調理方式、ランチルームでの全員給食、どれも山口市が全国に誇れる子育て支援だと考えます。フッ化物洗口についても、その成果が数字としてあらわれており、3歳児以上の保育料無料化については、子育て世代の転入者がふえた要因となり、国に先駆けて取り組んだ山口市の成果は明らかであると考えます。

再質問1点目は、保育料の無料化についてお尋ねします。

現在、国は少子化の一因となっている子育て世代の負担軽減、そして、能力開発や身体育成、人格形成などの大切な幼児期の教育や保育の役割の重要性などから、3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を2019年10月から無償化とする方針を固めました。

全国的な無償化が始まれば、山口市独自の子育て支援とはなくなりますが、市のお考えはどのようなのでしょうか。

2点目は体験型保育についてです。

前回、第2回定例会の一般質問の際にお答えいただきました内容が、実際来年度に向けて進展していることを大変うれしく思います。

各園の状況は前回お伝えしましたが、時代や環境が変化する中でも、市内の保育園で

工夫された体験遊びや外遊びができていることは、現場の保育士の方々の力であり、山
口市が他市に誇れる保育の質であると考えます。

その保育園活動に自然体験型保育が組み込まれる検証がされているとのことで、山
口市独自の保育に、さらに期待が高まりますが、保育士不足が叫ばれている現状で、事業
を組み込むことによる保育士への負担などについても同時に検証がされているかどうか
をお尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） 再質問にお答えします。

1点目の、全国的な3歳以上の保育料の無償化に対する山口市の考え方でございま
すが、山口市は平成27年度9月以降、3歳児以上の保育料の無料化を行ってまいりま
したが、このことは山口市の誇れる子育て支援策であり、評価をいただいているところ
でございます。

国によります保育料無償化の実施に伴い、山口市としましても、さらなる新しい子
育て支援を実施しなければならないものと考えておりますが、今後、働き方改革など
により、3歳未満児の入所の数がふえる見込みでございますので、保育の質のさら
なる向上や保育サービスの充実、また、保護者の負担を軽減することなど、子育て
日本一を目指す山口市としまして、山口市独自の子育て支援策の検討が必要と考
えます。

2点目の、体験型保育の検証の際の、保育士の負担の検証でございますが、議
員御発言のとおり、時代や環境の変化の中での保育ニーズに対応した山口市の
保育の質は高く、子育て市、山口市を支えているところでございます。

現在、体験型保育の保育園活動への組み込みにつきまして検証しております
が、保育士の不足が懸念をされておる中でございますので、過度な事業展開は
避け、事業の初期段階としましては、年に2回程度、もしくは季節ごとに1回
を実施の検討をするなど、保育士の負担増とならないような事業実施につ
いての検証を行っております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。

再々質問をさせていただきます。

国が行う方針となっている3歳児以上の保育料無償化に対しては、3歳児未
満の保育のニーズの増加から、保育の質のさらなる向上、充実、そして保護
者の負担軽減などの山口市独自の子育て支援策が必要であること、また、
体験型保育については保育士の負担を考慮した実施を検討していくという御
主旨の答弁であったかと思います。

今、課長より御答弁いただきました内容を踏まえ、再々質問は市長に2点お尋ねいたします。

1点目は、3歳未満児の保育料の無償化についてです。平成29年第3回定例会で同内容でお尋ねいたしました際には、国、県の動向や市の財政状況、山県市の成果を踏まえ検討していく旨をお答えいただいております。

国は3歳児以上の保育料無償化とともに、3歳未満児の非課税世帯に対する保育料無償化についても、対象範囲を拡大する方針としています。

これまで、山県市が行ってきた保育料の無償化は、単に子育て世代への経済的な負担軽減だけでなく、自然や地域との触れ合いが多い山県市の保育の質を、市全体で支えているものだと考えます。

地域に愛され、大切に育っていく山県市の保育を誇りに思いますし、また、私自身もその保育に支えられている子育て世代の1人として、感謝の日々を送っています。

質の高い保育を全ての子供たちが平等に受けることができる、この支援をぜひ3歳未満の小さな子供たちへと広げていただきたいと考えますが、その後の御検討はいかがでしょうか。

2点目、保育のニーズが高まる一方で、保育士不足を抱えているのが山県市の現状です。処遇や労働量などについては、これまでの議会でも議論されてきました。市内各園の園長もイクボス宣言をされ、現場でも御尽力いただいております。

今年第2回定例会では、学校の教員の負担を減らすために、授業や会議の事前準備などを担うスクールサポートスタッフについても補正予算が議決されました。同様にとはいきませんが、例えば、保育園では保育業務のほかに事務仕事、園内の清掃や園庭の整備、暑い中での草抜きや、園児が登園する前の雪かきなども保育士の方が担っています。

こういった保育資格を必要としない業務の部分をサポートすることができれば、保育士の負担軽減にもつながるのではないかと考えます。

これまで山県市の保育に力を注ぎ、その質を守ってこられた保育士の方々。今後展開される事業を含め、その能力を十分に発揮できる環境を整えていくことが、山県の魅力ある子育て支援をつくる重要な要素となると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えします。

まず1点目の、3歳未満児の保育料の無償化についてでございますが、山県市が行ってまいりました3歳以上児の保育料の無料化という、他市には非常に実施が少ない、県内も1つもございませんけれども、全国的にも本当に1%ぐらいでしょうか、そのくら

いの市が実施しておるのではないかと考えておりますが、そうした支援事業と、それから質の高い保育や充実した保育サービスとともに、山県市の大きな魅力、そういったことが市の大きな魅力となりまして、子育て世代の転入者の増加にもつながっているところでございます。

国によります3歳児以上の保育料無償化が実施されることに對し、山県市としましては、現在実施している子育て支援策をさらに充実させるとともに、また、新しい魅力ある事業の展開を検討することが必要ではないかと考えております。

3歳未満児の保育料無償化につきましては、まず、全国的な無償化、そして、働き方改革によりまして、3歳未満、3歳以上児もそうでございますが、入所児童の増加が見込まれることに對し、懸念される保育士不足への対応や、質の高い保育を維持するための保育士の負担の対応など、保育現場の環境を整備する必要があります。

そうした上で、市全体の子育て支援の状況を踏まえながら、3歳未満児の保育料無料化を検討していかなければならないと考えておりまして、総合的に考えますと、1つは国の動向、これから、来年ということでございますけれども、国の動向を見ながら、そしてもう一つは、市の現在の財政状況でございます。

合併算定替が来年度で終わりますけれども、非常に交付税が削減されております。そういった状況を見ながら、起債は全体で近隣市町と比較しましても、80億以上という非常に高い基金を持っておりますけれども、そういった基金の状況等を考慮しながら、そしてまた、無料化によります未満児の入園の要望等の動静でございますけれども、例えて申しますと、高富保育園では現在ゼロ歳児でございますが9人と、これが9人でございます。これ、3人に1人の保育士を確保するということ、そして1歳児ですと18人でございます。この1歳児は6人に1人の保育士、これ2歳は36人でございます、これも6人に1人です。そして3歳児は27人入園しておりまして、20人に1人の保育士、4歳、5歳は両方とも36人入園しておりますが、30人に1人の保育士を確保するということで、例えて申しますと、この二十数人、一番多いのは36の園児数でございますけれども、これを2歳とか20人、30人に1人を2歳とか1歳に置きかえますと、非常に今の30人に1人でいい保育士が、同じ条件で人数で入ってきますと、非常に保育士の数を多く確保しなければいけないということもございまして、そしてまた、今の物理的な保育園の整備状況です。教室といいますか、園児の生活している面的な整備の施設の状況等を考慮しながら、総合的に見きわめていく必要があるものと考えております。

次に2点目の、保育士の能力を発揮できる環境整備の必要性についてでございますが、山県市の誇れる質の高い保育内容は、保育士一人一人の努力に支えられているものでござ

ざいます。今後におきましても、働き方改革などによりまして、特に3歳未満児の保育需要が高まることが予想されます中で、質の高い保育を守るためには、1点目の御質問で答弁させていただいたとおり、保育士の負担軽減ですとか、働きやすい職場環境づくりなどに一層取り組み、魅力ある山県市子育て日本一を目指した、山県市を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で14時35分より再開いたします。

午後2時18分休憩

午後2時35分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位7番 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 本日最後の質問者として、議長から許可をいただきましたので、事前通告に従って質問をさせていただきます。

午前中に3名の同僚議員が関連質問をされました。それから、先ほどの議員も転倒防止、災害に対して転倒防止はどうなっているかというような関連まで質問されましたので、本当に私は何を聞いていいのかなと、事前通告がかなり変わってしまったなという気はしないでもないんですが、多少似ているにしてもちょっと観点が違いますので、御了承いただいてお聞き願いたいと思います。

ことし7月6日から台風7号及び梅雨前線の影響に伴う集中豪雨によって全国に大きな災害をもたらしました。

岐阜県にも被害が発生して、その対応について今でもテレビなどで検証されています。

また、この一般通告を提出してから台風21号による被害、これは山県市においてもまだに傷跡が残っているわけですが、先日は被害に遭われた方のお見舞いを申し上げたわけですが、その後、実は私の家もかなり被害を受けておりまして、それが判明いたしました。今回は、今までとは違って、風台風の恐ろしさというのを改めて実感したわけですが、それを考えますと、災害のあり方、災害そのものが多種多様になってきたのではないかなというふうに思います。

また、その後は北海道において、震度7を計測する大地震が起きています。これも東日本大地震による津波被害とは違い、内陸部での被害が大きく、北海道厚真町や安平町、むかわ町など、写真を見ると山の半分以上が緑をなくす山崩れを起こしている状態です。

それによる後遺症はいまだに続いているわけで、札幌や函館などは電力不足による都市機能の麻痺ということで、きょうの新聞にも出ておりました。

まずは、台風7号及び梅雨前線と台風21号に話を戻しまして、そのことによる行政機関へのインタビューを聞いていますと、まるで本当に痛々しい限りですね。特に、今回は大雨特別警報が発令され、その対応に注目されたわけですが、その言葉に住民自身がなじんでいないこともありました。気象庁が考えているほど徹底されていなかったようです。

災害については、1番が自分を守ること、いわゆる自助であり、その次が地域で守っていく共助、それから公助ということになることはわかっております。しかし、9月1日の防災の日前後に隣の市の市長を初め、行政機関の対応の悪さばかりが防災の日に向けて取り上げられることが多かったわけです。

マスコミの取り上げ方には幾分問題があるなというふうに聞いてはいたんですけど、幾ら叫んでも、とてもマスコミは流れたものは逆らい切れません。特に住民の生命、財産を守ることが行政機関に科せられた一番の責務だろうと思います。

まだ、避難準備情報、避難勧告、避難指示の文言に対する理解も十分でなかったのではないかなと思います。

先日、朝日新聞が調査した結果、12都道府県307市町村のアンケートの結果、特別警報により避難指示を出したにもかかわらず、避難所へ逃げた方は3%未満、確か2.6%ぐらいでしたか、だったということです。

これらのことを踏まえ、特別警報発令の市町村において、避難情報や避難の実態におけるマニュアルの見直しを始めているとのコメントがありました。

そこで、理事兼総務課長にお尋ねします。

以前の質問において、当時の総務課長は防災計画の見直しの必要性は感じながらも、膨大な文言とボリュームの見直しは簡単ではないが、私もそう思います、随時見直しをしたいとのことでした。その言葉どおり、ことし3月にこれを見ますと、インターネットから引っ張り出しますと、3月22日ですか、改正されているようですが、どこが直されたか正直わからない部分があります。大分読み直しましたがわかりませんでした。多分、消防関係かなというふうには思っております。

そこで質問です。

1番目として、災害が、先ほど言いましたように多様化しています。どんどんどんどんいろんな災害が起きております中、山口市地域防災計画では、地震、南海トラフと、これは午前中にも同僚議員が質問していましたが、南海トラフの問題もあります。それ

から、原子力災害も含まれています。そこまでは確かに地域防災計画は入っております。

ですが、先ほど言いました多様化してきた中に、特に土砂災害、河川氾濫に分けた柔軟な、防災計画だけではなくて対応マニュアルを考えてはどうかという御提案です。

さらに、これは追加で聞くので、そこまで考えてみえなければ結構ですが、さらに今回のような風台風、内陸型地震も、新しくそういういろんな要素を加えたマニュアルをつくってはどうかというのが1問目の質問です。

2問目、自治会等との連携体制の見直しをしてはどうか。

これは、各自治会における自主防災組織のあり方、民生委員の対応、避難訓練のあり方などを含めて、もう一度多種多様な災害に向けたやり方を考えてみてはどうか。

3番目、避難準備情報、避難勧告、避難指示の判断基準と、避難箇所への伝達方法及び誘導方法はどのようになっているか。

先般、広報やまがた、実はこれに、本当のことを言うと詳しく書いてあるんですね、ここに。でも、なかなかこれが理解されているかどうか、ちょっと不安なところがございまして、せっかく出されているのにもったいないなという気はいたします。

それから、4番目、避難所については内容に合わせて弾力性を持たせ、幅広く考えてはどうか。

これは、先ほど同僚議員もちょっと聞きましたんですが、このことについては、実は昨日の岐阜市議会においても取り上げられて話題になっておりました。ちょっと聞いておりましたら、そのようなコメントが出ておりましたけれども、山県市の対応としてどうなのかということをもまずはお尋ねしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

1点目の多様化している災害に対応した、土砂災害、河川氾濫等に特化した柔軟な対応マニュアルの検討につきましては、数年前より既に県と連携しまして、水害、土砂災害に対応した適切な避難勧告等の発令により、住民の迅速、円滑な避難を実現するための避難勧告の判断・伝達マニュアルを作成しており、今年度も河川改修事業の影響を踏まえた最大水位上昇量など、一部内容を見直したところでございます。

このマニュアルでは、水害については鳥羽川、伊自良川、武儀川を対象に、避難判断水位等による避難準備・高齢者避難開始、避難勧告、避難指示の各発令基準を定めておりまして、内水氾濫につきましても、新川を対象に氾濫注意水位などによる避難勧告等の発令基準を定めております。

この基準を参考に、降雨予想や河川の水位状況などから総合的に判断して、避難情報を発令することとしております。

また、土砂災害につきましても、山口市を5キロ四方でおおむね8分割した短時間降雨指標の60分間積算雨量と土壌雨量指数による土砂災害警戒判定図の具体例を明示しまして、避難勧告等の発令基準を定めております。

今後も、より適切な避難情報の発令のため、必要な場合は本マニュアルを適宜見直していきたいと考えております。

2点目の、自治会等との連携体制の見直しにつきましては、現状、各自治会単位で自主防災組織を設立いただいておりますが、定期的に防災訓練を実施される積極的な組織と、残念ながら余り防災訓練を実施されていない消極的な方々に分かれております。

自主防災組織で実施される防災訓練につきましては、自主防災組織活動費補助金により、訓練費用の一部を助成し、訓練の推進を図っており、依頼があれば防災担当が災害対策等の講義を行うなど、積極的な自主防災組織とは常に連携をとっております。

しかし、消極的な方々には、防災訓練などを実施していただくことも難しく、防災担当との連携はなかなか難しい状況であります。減災には共助が非常に重要になってくるわけですが、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時だけでなく、ふだんからの助け合いや共同作業が重要となるかと考えております。

そのためにも自主防災組織の防災訓練は重要であり、山口市の防災担当との連携についても、まずは防災担当が訓練に参加し、市民と交流していくことが大切であると考えておりまして、消極的な方々に関しても機会を見て、その重要性を伝えていきたいというふうに考えております。

3点目の避難準備情報、避難勧告、避難指示の判断基準と避難箇所への伝達方法及び誘導方法についてですが、まず、判断基準につきましては、先ほど申し上げました避難勧告の判断・伝達マニュアルにおいて定めており、例えば鳥羽川、伊自良川、武儀川の場合は、避難判断水位に達し、引き続き水位上昇が見込まれる場合に避難準備情報を発令するなど発令基準が定められております。もちろん、この基準を絶対的な基準とすることなく、この基準を参考としまして、気象庁や県の防災情報を常に情報収集し、早目の避難準備等の発令に心がけております。

市民への伝達方法につきましては、防災行政無線の屋外拡声子局や屋内の戸別受信機による放送、山口市のホームページ、防災情報ネットワークシステムによるメール、今回の台風21号で初めて使用しましたが、NTTドコモなどの緊急速報エリアメールによりお知らせしております。

避難誘導につきましては、災害の規模や避難の種類にもよりますが、必要な場合は、消防団に依頼するほか、各自主防災組織にも御協力いただくことになるかと考えております。

4点目の、弾力的な避難所の開設についてですが、現在、山口市総合体育館、伊自良中央公民館、美山中央公民館の3施設を基本的な避難所として開設しております。

これらの避難所の収容可能人数は、山口市総合体育館が1,500人、伊自良中央公民館が230人、中央公民館が300人としており、近年の本市における災害の規模と避難所開設時の利用者人数等を考慮いたしますと、第一段階では、この3施設での対応が効率的かつ合理的であると考えております。

ただ、一方で自宅に近い施設への避難を望まれる市民がおられることは十分承知しておりまして、しかしながら、避難所の中にはレッドゾーンと言われる土砂災害特別危険区域、またはイエローゾーンと言われる土砂災害警戒区域などの指定を受けた施設がございますので、それらの施設につきましては、大雨が降る可能性がある場合は、土砂災害発生の危険性を考慮し避難所として開設することを控えております。

現在の指定避難所につきましては、レッドゾーンやイエローゾーンに立地している施設が少なくないため、より適切な避難所の指定やその運営方法などについて、検討していく必要があるというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございました。

判断基準をお持ちのようですし、またそれに対応するマニュアルもそれなりに準備されているということを聞きました。ありがとうございます。

ただ、なかなかそれが多分、徹底していないんでしょうね。今回もそうでしたが、理解してみえる方が少なかったと思います。

もう一点、それから自主避難所の開設、ホームページに載っているのはもう少しあったんですが、こちらのほうの生きということによろしいですね。

ホームページにはこれだけたくさん載っていたんです。これは7月13日付で引っ張り出しました。

〔発言する者あり〕

○7番（村瀬誠三君） 確認だけです。じゃ、いいです。

それでは、再質問させていただきます。

実は、先ほどの午前中の同僚議員にもありましたけど、事前通告しておりませんが、

これからは午前中の質問とあわせて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それで、再質問させていただくのは、理事兼総務課長及び市長にもお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

今、お見せしたこの山県市のホームページの中に自主避難場所が掲載されております。私も高富地区のことを例に申し上げますと、以前、総務産業建設委員会での視察において、関連性を含めて山県市総合運動場、体育館ですね、を視察しました。そのとき先輩議員が、こんな水がつくところ、どうして避難できるんやというような質問をされたり、いわば水が出たときに、たどり着くのは大変だろうということだろうと思います。

また、先ほど午前中にもありました、防災倉庫のある場所はここでいいのかというような質問が、かなりこれは、私、当時1年生議員でしたから、質問はできませんでしたけれども、先輩議員たちは次から次に質問されたわけですが、当時の総務課長さんは地元の地形を余り御存じないもんで、現在はこういうふうに対応しておりますという返事で終わったわけですが、先ほど午前中の回答ですと共和町とか分散配置も考えていくよということで御回答いただいておりますので、このことは、私、再質問から省かせていただきます。

それで、先ほど言いました総合体育館がだめならば、高富の保健福祉ふれあいセンターや高富公民館があるわけですが、先ほども言いましたけど、災害が多様化している、水がつく場合と山が崩れる場合、そして地震の場合と、いろいろ出てくると思うんですが、それに関して総務課長、先ほど、いろいろこれから対応していくんだよという御返答でしたので、それを思うわけですが、私だと、例えば車利用できる者はぱっとそこへ行けるんですが、先ほど午前中の質問にもございましたかね、単独世帯で高齢者の方も含めて、単独世帯だと1,046世帯ぐらいだろうというふうなことを聞きますと、なかなか避難するのは大変だろうというふうに思います。

それで、具体的に御質問をさせていただきます。

自主避難所をもっと柔軟に考えてはと、先ほどちょっと言ったわけですが、この方法として、これ、理事兼総務課長にお尋ねするわけですが、身近な場所を開放してはどうでしょうか。これも同じようなことを聞かれました。もちろん、それには行政機関だけでは対応できないと私は思うんです。そうするとお手伝いをさせていただく、午前中に副市長がちょっとおっしゃいましたけれども、自主防災組織であるとか、地域消防団、それから自治会という方々である程度御協力をいただく体制によって、そういう地域の公共施設を開放するというのも、僕はありではないかなというふうに思っております。

開放するに当たっては、マニュアルが当然その場合は必要でして、何でもいいで開放

してやるよというのは、これは確かに危険だと思います。

先ほど言いました、副市長の言葉をかりれば自主防災組織、それから消防団、自治会というのが、もし、この3つの組織がしっかりしていると思いますので、その人たちとそういう地域の施設を開放するに当たってはこうですよというマニュアルをつくって、どうぞ、例えば北部地域の人はこちらでもいいですよ。これは例えば、先ほど言いました災害によって違いますので何とも言えませんが、災害に合わせた、そういうものをやってもいいんじゃないかなと、まず1点目、それです。

それから、2点目、山口市地域防災計画には、計画の周知というところに地域住民の周知徹底すると記載されております。地域自治会連合会の方々と話をするのですが、災害への危機感は確かにあります。これは、最近、しょっちゅう災害がありますから、聞くと災害への危機感があります。しかし、避難場所や自治会長の役割ということになるとなかなか、先ほど総務課長もおっしゃいましたが、認識が薄いんです。私ら何やったらいいんやという話になってくると思うんです。

これもせっかく、1番目の質問と関連してきますけれども、そういう自治会長さんや消防団さんや自主防災組織さんなんかとの会合で、それぞれの役割というのをもう一回、最低限のお願いをということはやってもいいんじゃないかなというのが2番目の質問です。

それから、これからは市長さんにお尋ねするわけですが、先ほど朝日新聞の調査の結果をお話ししました。特別警報の避難指示を出しても、避難場所に行かれた方が3%にも満たない、これは大変少ない数字。以前、市長さん、いろんな場所で話をされたときに私も聞いていましたが、なかなか山口市も思いどおりに避難をしていただいていないというような話を聞いております。そうしたときに、例えば、もちろん先ほどの総務課長にお尋ねした避難場所の見直しもそうですが、避難のタイミングによっては社会福祉協議会など、バスを持ってみえるところと、また、消防団も多少乗れるのかな、消防団等の車とそういうふうなものを使ってでも早目早目の避難を協定的な、協定まではいかないにしても、話し合いの中でやれるようにしてはどうか。また、それから山口市の地理的な問題が今回は結構、同僚議員からも質問がありました。私どもは、比較的平地のほうに住んでいますので避難場所はさっと行けるんですが、山間部の方々はなかなかそこまで避難できないよということがございますので、そういうふうな避難をするときの方法についても、今後検討していただいたらどうかと。

総務課長に2点と、市長に1点、お尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） それでは、御質問にお答えします。

まず1点目の、柔軟に避難所の指定をされてはどうかという御質問でございますが、議員御指摘のとおり、消防団や自主防災組織、自治会等と連携して市民の方により身近な場所で避難していただくということは、十分検討の範囲内でございますので、今回、本当に災害がたくさん続きまして、避難所を、先ほど申し上げましたように、3つ、自主避難所を非常に早く、台風が来る全然前から開かせていただきまして、避難していただいた方もいらっしゃるんですけども、なかなか近くじゃないと避難できないというようなお声も実際数人の方からはいただきましたし、議員の方からもそういった声を代弁していただいております。

そのことを踏まえまして、避難所の指定、一方でイエローゾーン、レッドゾーンの避難所に避難していただくわけにはいきませんので、かといって施設が余分にたくさんあるわけでもないというこの現状を踏まえながら、今おっしゃったような柔軟な体制で、市の職員も少ない中、御協力を何とかお願いして、そういった形で柔軟に対応していく方策のほうを検討していきたいなというふうには考えております。

あと、2点目の、計画の周知でございますが、議員おっしゃるとおり、なかなかこの防災計画というのは非常にボリュームがございまして、それを全て市民の方に読んでいただくというのは、実際的には無理な話でございます。逆に、今、これだけ災害が日本全国続いておりまして、防災に対する意識がここ最近、非常に高まっているというのも身をもって感じております。と申しますのは、防災無線の戸別受信機などを急に、この災害が続きますと、皆さんお持ちになって、戸別受信機のほう、故障していたけど今、ちょっと直したいみたいな形で持って来られる方とか、停電が続く、非常に長く停電が続いたということもございまして、そういったことで、非常に防災関係の意識が住民の方に高まっていると思います。この機を逃すことなく、住民の方の防災意識というのをより向上させていくべきだというふうに考えておりますし、先ほど申し上げましたように、自主防災組織における防災訓練の重要性というのも、皆さん大分意識が変わってきたというふうに思います。

災害が少なかった山口市ではありますけれども、今後、不幸にもいろいろな災害が続きましたけれども、この機を利用して、住民の方の防災意識、特に自助の部分ですけれども、そういった意識を向上させていきたいというふうに思いますので、何らかの対応策を考えていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

まず、私の質問にはないんですけれども、体育館、中学校の隣の総合体育館なんですけれども、先ほどハザードマップの中にあのエリアが入っておるというお話のような…

…。

〔「午前中そうでしたね」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） そうですか。私の認識では、9・12の災害でも体育館は湛水していなかったという認識でおるんですけれども、ただ、駐車場は多少水がついていたという認識ありますけれども、体育館については、9・12のあの状況では湛水していなかったという認識であります。

それでは、私にいただいた、避難勧告・指示の後もしていただく方が少ないということで、また、その方法として提案いただいたバスで送迎をということでございますけれども、これは、あの後、ある投書をいただきまして、そういった避難方法を検討してはどうかということでございましたけれども、災害が大きな災害になればなるほど、そういった手段といいますか、方法は、言ってみれば公助で市民の皆さんをどこかへ運ぶというのは非常に困難ではないかと思います。そうしますと自助、共助ということで、この地域の方が自主防災会の皆さんですとか民生委員さんですとか、家族の親戚、縁者の方が、本当にそういったときには周りから対策をとっていただきたいと願うものでもございますし、そのためには、やはり安全で施設に移動していただく場合、避難準備情報ですとか、そういった準備の段階から可能な限り、早くそういった啓発をしていくことが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

総務課長の話を聞くと、随分これから変わってくのかなという気はしますし、また、問題の多いことも私も認めます。なかなか周知徹底していかないだろうなという気はしますが、だけど、何とかそれを少しでも1%でも2%でも周知して理解してもらうのが大事なかなと思います。

市長のおっしゃったとおり、なかなか公助だけではいけない。ですから、いろんな団体との連携を模索していく必要があるだろうと、どういう御意見が、そういう投書が行ったか僕は知りませんが、やっぱりそれも必要だろうというふうに思います。

ということで、先ほど市長が、51年災害の話が出ましたけれども、再々質問でそこら辺を含めて、また市長にお尋ねをしたいと思います。

今までいろんな災害被災地へ私、赴きまして、どんな問題があるのかなということを見てきたつもりです。すると、ほとんどの地域で共通していることが1つだけあります。

それは、被災地の市町村職員自身が被災者であるということなんですね。市長を含めて市の方もいろんな被災地へ行かれたと思いますけれども、まず、行政がばにくってしまいうというのが非常に多い。それはやむを得んことなんですね。

私は、昭和51年の災害のときに、実は、その年に、私は県職員になりました。そのとき、私の家の堤防下にある物置が流れていってしまったわけですが、さらに堤防を少しずつ水がオーバーフローし始めたそうです。そうですというのは、また後で言いますが。

当時、父は名古屋に勤めておりまして、また私の兄弟は全員が公務員でして、家には母しか残っていなかったんですね。いまだに母はそのときの不安を口にして、もう恐怖でいっぱいだったということを言っております。

私などは家に帰ったのは2日後、家によりやく帰らせてもらった。このことは、山県市職員の方も同じだと思うんですよ。公務員でありますから、職務専念義務というのは必ずあります。そうしたときに、じゃ、私は年休をちょっととって家へ帰りますわって、これはなかなか勇気のいることで、できないだろうと思うんですね。

そうやって考えますと、最近どうやら国のほうでもそれを協議し始めたという情報が入ってきましたけれども、行政機関そのものを麻痺させないために、よその行政機関の経験者が応援に来るシステムというのをもう少し考えようじゃないかということを、どうもうわさされております。

今回、市長にこういう提案はどうかというのは何かといいますと、山県市から少し離れた地域の他の市町村と、十分行政が回っていかないときに、お互いが協力し合う協定というのを、人員派遣をしていただいて、行政の麻痺を最小限に抑える方法はないだろうかという御提案なんです。もちろん、姉妹都市提携を結んでみえる市町村にも協力していただけるかもしれませんが、災害協定都市というように名づけても結構かと思うんですが、そういう他の行政機関の方が、地域のことはわからないかもしれませんが、罹災証明の出し方とか、どこも共通したことは出せるだろうと思うんですね。そうしたもののについて、お互いが協定を結ぶ。

かつて岐阜県は鹿児島県で起きました大規模災害のときに、土木の技術屋さん、それから林業の技術屋さん、職員だけではなくて事務職員、これは福祉関係の職員の方も大分行かれたんですが、応援派遣をいたしました。実は、私は行っていないんですが、ただ、私、その後イベント関係の部署へ行きまして、全国のイベントをやらせていただいたときに、鹿児島県は元々姉妹県でしたから、鹿児島県と一緒にイベントすることがあ

りました。

そのときに、何度も何度もお礼を言われるんですね。岐阜県から人を派遣してもらったと、非常に助かったと。先ほど言いましたように、みんなが被災者だから、こういうときにはやっぱり助かるよねという言葉は何度も聞かされました。

もちろんたくさんの人を派遣するということは地域の行政に影響がありますけれども、例えば、お互いに一時的にとまってもいいという言い方はちょっと難しいですね。多少行政が滞っても後でもできるということであれば、その人員をお互いに派遣し合うような、そういうことを今後は考えていくと、行政の麻痺も最低限でおさまるんではないかなという気はするんですが。姉妹都市の中でそういうことが含まれていれば別ですけども、また、ちょっと離れた地域で片方は災害がある、向こうのほうは災害がないということであれば、お互いに協力し合うようなこともあってもいいのかなという気はします。

そこら辺を、市長の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

大きな災害でございますけれども、先ほど議員のお話にあったように、51年の9・12災害でございますが、あれから40年たちますと、この役所の中に、あの当時職員として勤務していた、勤めていたのは私1人でございまして、あのときも3日、4日間だったと思いますが、旧の中央公民館の下の庁舎で、水が順番についてきて、初めは鳥羽川から福祉センターの橋、下の橋から見ていましたら本当に全く茶色く濁った水が流れてきて、それが外へぐーっと流れ出た10センチか20センチぐらい、これはどうなるのかという思いでした。

それから、庁舎そのものが、初めは机の上に書類を置きましたけれども、そこも危ないということで、夜中の10時ごろから自衛隊の方にも手伝っていただいて、私も膝の上まで中で、手渡しで2階へ上げてまして、そして9月ですので日が明けてくる30分ぐらいか1時間ぐらい前に、やっと上げ終わったというような状況でして、そうしますと、本当に職員も常に24時間体制で、初めの、初動は勤務していくわけでございます。

そういった点から、御提案のように他市との連携ということでございますが、26年度に愛知県の日進市と防災協定を結ばせていただきました。多分この防災協定、初めてだったと思いますが、日進市と結ばせていただきました。日進市とはちょっと地形も違っておりまして、そういった防災協定、割と高速で行きますと比較的近い距離にありますので、そういった状況でこの防災に関する防災協定の市町をもう少し可能な限り、少し、

広げていけないかということを考えております、そういった形で。

それと、もう一つ、ことしから全国市長会が従来、防災協定を結んでいるところからお互いの物資の支援ですとか、協定がまずそこからスタートするわけですが、まだことしの調査だったと思いますが、それを一気に、何か災害が発生したときに人的な支援が欲しいとか、物理的な支援が欲しいということを、全国市長会が、今の、ことし代わられた市長会の代表の方がそういった提案をされて、今、常にそういった協定を結んでいなくても市長会が責任を持って、人とか物を派遣するという、そんなシステムを今、計画を、ことしからしていただいておりますのでございます。

以上でございます。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

○議長（石神 真君） 以上で村瀬誠三君の一般質問を終わります。

○議長（石神 真君） これで本日予定しております一般質問は全て終了いたしましたので、18日予定しております一般質問は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後3時11分散会

平成30年 9 月18日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

平成30年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 9月18日（火曜日）

○議事日程 第4号 平成30年9月18日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員（14名）

1番	寺 町 祥 江 君	2番	加 藤 裕 章 君
3番	古 川 雅 一 君	4番	加 藤 義 信 君
5番	郷 明 夫 君	6番	操 知 子 君
7番	村 瀬 誠 三 君	8番	福 井 一 徳 君
9番	山 崎 通 君	10番	吉 田 茂 広 君
11番	上 野 欣 也 君	12番	石 神 真 君
13番	武 藤 孝 成 君	14番	藤 根 圓 六 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
理 事 兼 総務課長	渡 邊 佳 宏 君	理 事 兼 地方創生監	柴 田 雅 洋 君
理 事 兼 企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	山 田 正 広 君
市民環境 課 長	奥 田 英 彦 君	福祉課長	桐 山 藤 夫 君
健康介護 課 長	藤 田 弘 子 君	子育て支援 課 長	安 川 英 明 君
農林畜産 課 長	三 嶋 克 之 君	水道課長	浅 野 晃 秀 君
建設課長	大 西 一 也 君	まちづくり・ 企業支援課長	長 野 健 一 君
会計管理者	長 野 裕 君	学校教育 課 長	鬼 頭 立 城 君

生涯学習課 土井 義弘 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼事務局長 竹村 勇司 君 書記 棚橋 輝英 君

書記 鷺見 芳文 君

午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（石神 真君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、14日に引き続き、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位8番 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 議長より発言のお許しを得ましたので、大きく2点、質問をします。

まず最初に、小中学校の熱中症予防対策の具現化と周知徹底について、学校教育課長にお尋ねをいたします。

ことしの夏は日本列島の南側の海面水温が高かった影響で、太平洋高気圧が例年になく強く北に張り出し、東海地方を覆い続け、日照時間が長くなって、記録的な猛暑となったというふうに気象庁は発表をしておりました。

ちょっと山県市の実態がよくわからなかったもので、お隣の美濃市の実態で申し上げますと、8月8日には、美濃市で全国で2番目に高い気温41度を記録いたしました。35度以上の猛暑日は、美濃市の場合で申し上げますと近年で年間10日ぐらいだそうですけれども、ことしは3倍以上の34日を数えているというふうに報道をされています。これは、統計を始めてから最高の暑さだというふうに記述されておりました。

7月には、豊田市の小学校で郊外学習から戻った小学校1年生の男子児童が熱中症で死亡するという痛ましい事故が起きました。学校へ行って、けがをして帰ってきた、これでも大変な時期に、熱中症で亡くなってしまったということはものすごい大変なことなんですね。文部科学省は、その事故を受けて児童・生徒の健康を最優先に考え、臨機応変な対応ということで求めてきております。これ、端的にそういうことが重点的に書いてありますが、その中身は、私、非常に深いものがあるというふうに考えております。子供の命に直結する内容だけに、もう過ぎたということではなくて、この機会に再認識をしていきたいと考えます。

以下、7点、端的にお答えをいただければ結構です。

1つ目は、各校には通知文はいつ、中心的な内容は何かで出されていると思いますが、それを教えてほしい。

2番、今年度熱中症で小中学生が市内として緊急搬送された事例はあるのかないのか、あればその数。

小学校の水泳指導の実施日。夏休みを除きますと6月、7月、9月が可能かと思いますが、その上限、下限、それから平均的な数値があれば教えてほしいと思います。

4つ目、小学校の夏休みのプールの利用日。これも同じように最高と最低と平均でお願いをします。

5番、小学生に対する具体的な熱中予防対策というものは、具体化されているのかどうか。

6番目、中学校の部活指導における生徒への具体的な熱中症予防対策はどのようにされているか。

7番目、部活の外部指導者への熱中症予防対策を具体的に依頼してあるかどうか。

以上の点について、お尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

1点目の、市教委等から小中学校への通知文につきましては、まず、山県市教育委員会独自といたしまして、空調設備の冷房使用開始時期の1学期に、山県市小中学校空調設備運用指針改定版を通知いたしました。改定の大きな内容は、これまで教室の温度が30度以下が望ましいとあったところを、28度以下が望ましいとしたことでございます。

また、5月から8月までに国や県の通知等を受け、7件の通知をいたしました。5月には運動会、野外学習等各種行事が計画されておりますので、その事故防止対応や研修資料の紹介などについて、2件通知いたしました。7月半ばには、熱中症事故の防止の徹底につきまして、市と県から2件通知いたしました。この中には、事故防止のポイントや熱中症対応フローにつきまして、再度、全職員に注意喚起をいたしました。夏休みに入りまして、7月以降の記録的な高温と今後の見通しが気象庁より示されましたので、高温注意報発表された際の対応等についてを、また、部活動の熱中症事故の防止について、熱中症予防強化月間の延長についての計3件を通知いたしました。

2点目の、熱中症の症状による小中学生の救急搬送事案につきましては、この夏5件ございました。小学校では、水泳教室後、帰宅してから救急搬送されたという事案が1件ございました。中学生では、中体連市大会におきまして3名、部活動中1名の救急搬送事案がございましたが、いずれも重症には至りませんでした。

3点目の、小学校の授業日の水泳指導の実施日につきましては、13日から21日と幅がございますが、6月と7月の平均実施日でございますが、約16日でございます。

4点目の、小学校の夏休みのプール開設日につきましては、PTAの意向、判断等により、本年度は夏休みのプール開設を中止にした学校もございますので、学校によって開設なしから9日と幅がございます。平均開設日は約4日でございます。

5点目の、学校が行う小学生に対する具体的な熱中症予防対策につきまして、主な対策についてお答えします。

朝、朝の会前、活動量の多い活動後の児童の健康観察を十分に行う。高温注意報が発表された場合、原則屋外での活動及び屋内での運動系の活動を禁止する、中止する。また、職員による引率下校を実施する。活動後のクールダウンを冷房等で十分に行う。プール時には、シャワーで十分行う。水分補給を定期的、または活動に応じて小まめに摂取する時間を確保する。経口補水液、保冷材、塩分タブレット等を保健室などに常備する。天候を予測し、体育や野外活動の時間帯を変更する。ミストシャワーを設置する。熱中症予防のポイントや健康的な生活について、保健便り等で児童や保護者に周知徹底するなど、主な予防対策として挙げられます。

6点目の、中学校の部活動指導における生徒への具体的な熱中症予防対策につきましては、3つの中学校が共通理解のもと方針を決め、部活動中及び大会における熱中症予防の徹底の文書を全職員、生徒、保護者に配付し、周知徹底を図りました。

内容につきましては、暑さ指数31以上になったときは原則活動中止。活動開始時刻を早める。活動時間、試合時間を短くする。給水時間を15分に1回はとる。心肺機能に強く負担をかける活動は行わない。暑さ対策用持ち物として、氷などを入れたクーラーボックスを部として用意するなどが挙げられます。

7点目の、外部指導者への具体的な熱中症予防対策依頼につきましては行っております。先ほどの市内共通の文書内容につきまして、外部指導者及びたかみスポーツクラブ等に理解の上、活動を進めていただくよう学校より依頼をいたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 再質問いたします。再質問を4点しますけど、簡単な内容ですけども、物事は重要なんです。

実は、皆さんも知っておられるかどうかということをちょっと確認しながらお話しするんですけど、スポーツ庁ができて、そして、いろんな何か問題を起こしているので、私はスポーツ庁の出す文書を毎月こうやって見ておったんですよ。どういう内容かなとって見ておりましたら、そうしたら5月16日に、スポーツ庁がですよ、庁が、熱中症事故の防止についてという文書を出しているんですね、これを。それは非常にわか

りやすいんですよ。よくわかる文書で、スポーツ庁でなかなか、ああ、教育委員会よりわかりやすいなと思って読んでおったんですけど、非常にどういうときにどうしたらいいかというところまで具体的に書いてある。そうして、皆さん御存じかな。スポーツ庁は7月を熱中症予防強化月間として設定すると、こう書いてあるんですね。これ、依頼文として出しておるんです。そうして、スポーツ庁はそういうふうだけれども、教育委員会関係では7月に子供が亡くなったでしょう。亡くなったもので、慌てて文科省が出しておる。その事故後ですよ、文科省が出してある具体的なこれの予防対策というものはその後に出ております。幾つか出ておりますけど、ずーっと並べてみますと、熱中症予防に関する、学校がきちんとしなけりゃならない内容が書いてあるんですね。そういうものが出てきております。

それで、私はこれを、熱中症予防対策のスポーツ庁のこういったものをやっぱり踏まえて、学校とか関係あるでしょう、特に中学生なんかね、部活の指導なんかも書いてあるわけですから、進めていく必要があるなと思います。俺ら知っておるがやということやったらお許しをいただきたいと思いますが、私、そういう印象で見ました。

それで、1点目は、外部指導者がことしからきちんと採用してくるわけですがけれども、これはどこに監督権があるのか、指導権があるのか、私たち一般の者はよくわからない。7月27日でしたけど、私、中学校へちょっと用事があつて行きました。学校長に会いたかったんで、学校長に会いたいと言ったら、急に出張ができたのでいない。教頭をお願いする事項を何点か言って、帰ろうとしたら、市議会議員さん、今、部活もやっておりますのでちょっと見ていつていただけるとありがたいと言われたので、私、行きました、体育館。そうしたら、そこで、剣道とバレーボールの練習をしておりました。大きな送風機がありまして、それで子供たちは一生懸命やっておりましたが、我々のような年寄りには倒れそう。もう入ったら、む一っと来て、こう汗がだら一っと出てきて、立っておるのもえらかったんですけど、それで15分見ておりましたら、ホイッスルが鳴って、そうして、うわっと休み時間になった。子供たちは、うわ一っとお茶があるところ、お水があるところへ走っていきました。

しかし、そういう姿を見ていて、きちんと私は信頼できる指導者だなとは思いましたが、みんなそれを徹底しているのかどうかというのがちょっと心配なんですね。だからその辺の、例えば校長が見回るとか教頭が見回るといのはちょっと語弊があるかもしれませんが、子供を見て回るなので、いい環境かどうかぐらいはつかんでおく必要があると思いますが、その辺の指導はそういうふうになっているのかということをお尋ねします。

それから、2番目、今、救急で5人、5件ですか、運ばれたということはありますけど、そういった具体事例をやっぱりきちんと分析をして、何が要因になっているかぐらいはやっぱりこういう時期ですから、僕は、学校はきちんと把握しておく必要があると思うんですよ。来年も続くとは限りませんので、こういったものはきちんとやっておいてもらいたいと思いますが、どういうふうな配慮がされていますか。

3点目、水泳の実施日。皆さん、小学校にプールがあるのは日本だけやということを御存じですか。世界の中で、小学校にプールがあるというのは日本だけです。何で日本が小学校にプールをつくったかという、これは、戦後になって非常に小中学生の海難事故が多くなった。岐阜は海なし県ですから余りそういう影響を受けていないと思いますが、多くの子供たちが亡くなったんですよ、水難事故で。それで、これではいかんということで、2つ対策をとりました。小学校にプールをつくろうと。これですーっと広がってきました。

もう一つは、教員の単位を厳しくする。そして、水泳のできない者は教員にしない。私たちの学校もものすごく水泳は厳しかったです。大体、水泳の単位がとれれば、受験が8割はいくと言われているぐらいの。だって、私の大学の隣で三十数名の中学生が海難事故に遭っておる、亡くなってしまったと。そういう痛ましい事故ですから、結局どうしたかという、自分の身はまず自分で守ると。口で言うんやなしに、泳げない子は金づちは沈むんや、何とかそれを克服しようという構えで、こういう行政がお力添えをいただいて、こういうふうになってきたね。したがって、私はそういう認識をきちんとして、そしてやっぱり、どういうときに水泳はしていかなければいけないかということをはっきり求めないといかんと思うんですよ。

それで、さっきお聞きしましたら、16日間ですから、週3時間水泳の時間、3ないし2時間ですよ。そうすると、大体3週でいうと、それが10時間程度ですよ。10時間程度を6年間で泳げるようにしなんですよ。私は、目標があるかどうか、ちょっと、今、時代おくれですのでわかりませんが、私が学校におったときは目標時間がちゃんと決まっておって、十何時間で目標として、最終目標が大体50メートルで、平泳ぎとクロールができるという目標を設定しておいて、自分の泳力に応じてそれに近づくように、それを越えた人はさらに伸ばすようにというのはついていたんですよけれども、今どうなっていますか。その辺の目標達成が、どんどんどんどん水泳時間が少なくなるごとに低くなってこやへんかなと。そうすると泳げない子がたくさん出てきて、最後はスイミングスクールへ行かんならんと。これではいかんので、その辺はどうなっていますかということとを3点目。

4点目は、熱中予防の指導というのは、子供たちも学ぶ必要があるのではないかなと、先生が知っておるだけではなくて。私自身も恥ずかしい思いをしたんですけど、実はこういうのは余り見せたくないんです、経口補水液というのを薬局で買ってゴルフに持っていった。そうしたらスコアがどれくらいよかったもので、薬局の人に、これ、いいですねと言ったんやね。何がいいんですかと言われて、それで説明を受けたら、これは熱中症の初期症状が出たときに飲むものですよと。それでもし、そういうスポーツをやるということになると、こちらのスポーツドリンク系、スポーツドリンク、あれは総合的によく予防できるようにできておるので、これのほうがお勧めですよ。これは、しびれがきたとか吐きそうになったとか、こういうときに、初期に飲むものですよということを知って知ったんですけど、そういうところの知識理解というのはやっておいたほうがいいんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

以上。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 再質問にお答えします。

1点目の外部指導者の指導中の学校管理者の見回りについてお答えします。

まず、外部指導者は、校長が信頼をおいて委嘱した方々で、単独でも学校部活動指導ができるとされております。ただ、どの部活動においても学校職員の顧問がおりますし、部活動によっては、複数の指導者がみえますので、単独での指導は少ないと捉えております。運動部活動においては、2名以上の顧問を配置することを原則としておりますが、近年の教員定数減により、厳しい状況もございます。合同部活動の設置や、例えば養護教諭を顧問にするなど、工夫や努力をしております。しかしながら、外部指導者単独で部活動を指導する場合がないわけではございません。どのような指導を行っているのかを定期的に点検し、指導する必要があると考えます。実際に学校の管理職は、練習や試合を見ておりますので、誰がどのような指導や配慮をしているかを把握し、課題につきましては指導しております。

また、教育委員会といたしましても学校の部活動育成会等の場に出向き、山県市の部活動指針を説明、または指導、助言を行ったり、部活動ではございませんが、山県市の児童・生徒が会員となっている社会スポーツ団体等の活動内容等につきましては、確認、審査、指導等を昨年度から行っております。教職員の勤務の適正化という課題もございしますが、児童・生徒の安心で安全な学校生活を願い、今後も工夫、改善への努力を進めていきたいと考えております。

2点目の救急搬送事案の要因につきましてお答えします。

市中体連の大会におきましては、いずれも中学3年生、つまり最後の大会、チームのためということと体調不良を感じておりながら、本人、保護者の強い希望で出場したということを知る結果となりました。また、大会会場がふだんとは異なる環境の変化もあったと考えております。さらには、7月豪雨の関係で練習が十分できなかったことや1週間大会が延びたこと、この辺も要因として挙げられるのではないかと考えております。

水泳教室におきましては、保護者の水泳許可の承認印をいただいておりますが、症状があらわれたことにつきましては、やはり水泳後の十分なクールダウン等について、確実な指導と見届けを徹底していく必要があると考えております。

ことしの中体連や水泳等の教育活動におきましては、これまでにない対策をさまざまに講じましたが、結果として、昨年なかった救急搬送事案があったことを真摯に受けとめて、今後もさらに万全な対策につきまして、関係者と協議、指導を進めてまいります。

3点目の泳力についてでございますが、議員御指摘のとおり、小学生の体育の授業としての水泳の時間は、指導計画におきまして、どの学年も10時間程度でございます。小学校の水泳の授業における目標は、浮いて進む運動ができること、水の中で潜る、浮く運動ができることとあります。山県市の小学校では、6年生までに全児童が25メートル程度泳げるようにするという目標を立て、取り組んでおります。泳力が低い児童につきましては、夏休みなどに学校主催で水泳教室を開催し、参加を促し、二、三日間の水泳強化指導を実施しております。

現在の中学1年生の状況でございますが、さまざまな事情で水泳の授業等を受けていない、または受けられない生徒が全体の約1%ございますが、それ以外は、先ほどの目標を達成しております。また、水難事故等の対応にかかわりますが、水の中での自分の命を守る訓練として、着衣泳等を実施しております。

4点目の熱中症の予防、対処法等を児童・生徒自身が学び、自覚できるようにすることについてお答えします。現在の小学校高学年や中学校の保健の教科書には、環境の変化と適応能力の学習の単元で、熱中症等について1から3時間程度学びます。そこでは、熱中症の起こり方、起きやすい条件、熱中症を疑ったときの対応、予防につきまして、詳しく学び、自分自身で気づき、判断し、対応できるような力を身につけていくよう指導しております。また、その内容や学校保健会等の資料から、どの学校も教育活動の節目ごとに事前指導を行ったり、児童・生徒や保護者にわかりやすく保健便り等で啓発を行ったり、親子で行う生活習慣自己チェックの取り組みを行ったりするなど、自覚化を図っております。

これまでの指導や取り組みを繰り返し行うこと、また、保健調査票等で個々の状況を把握できるようにし、さらに細かな取り組みを図ることなどを進め、児童・生徒のヘルスプロモーション能力を高めてまいりたいと考えております。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 再々質問いたします。副市長にお願いしたいのですが、ちょっと予算の関係もありますので。

今、学校教育課長が申し上げてくれたことは、経験的にというか、そういう側面で判断すると、35度を超えたら原則運動中止ということですが、それを測定できる装置ができておるんですね。今、それがぼちぼち学校現場にも入ってきていると。それでなかなか予算化できないところは、恐らくPTAの費用だと思うんですけど、そういうもので購入して、そして数値が出るんですよ、そこに。そうすると、それをオーバーしたときは郊外学習もやめるよ、水泳もやめるよという判断ができるそういうもの、科学的にできるそういう装置なんですけど、値段的にも私、まだきちんと聞いておりませんが、今後、命ということにかかわりますので、そういったものを検討していただくとありがたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（石神 真君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 上野議員の再々質問にお答えします。

まず、御指摘の機器につきまして、十分な検討を行っていきたいと思っております。その上で、先生方が判断される場合、客観的な数値として参考になるということであれば、購入に向けて努力をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（石神 真君） 上野欣也君、質問を変えて下さい。

○11番（上野欣也君） それでは、次の質問に移ります。

ため池の安全と保全について。答弁者を間違えましたが、農林畜産課長にお伺いをいたします。

7月の西日本豪雨では、広島県を中心に30のため池の堤が壊れて、水や土砂があふれ出すという被害が相次いで起こっております。ため池は農業用水の供給という本来の目的に加え、洪水を防ぐ役割、流れ込んだ水を一旦とめ、下流の水の水位の上昇を抑える役割を担っていると言われております。西日本豪雨では、長雨によって堤の土が多く滑り落ちる被害が多発しました。国はため池の堤に亀裂などが入っていないか、8月末までに点検するように自治体に指示を出しております。

国は、2013年から15年の間に、ため池の安全性について調査を実施しております。全国に20万のため池があるということを発表しておりまして、その7割は何と江戸時代以前に以前につくられたということがわかっているというふうに記述されております。ため池は生き物の多様性を維持する機能もあると最近よく言われるようになりまして、トンボの幼虫とか水草とか湿地を好む植物などがすみかとして命をつないでいるとも言われています。そこでため池の安全と保全という視点から質問をします。

1番、これまでの調査の結果で、そのため池の数あるいは堤の安全性というのはどういうふうに把握しておられますか。

2番目、安全対策の必要なものがあれば工事計画の有無について聞かせていただきたいと思います。

3番目、ため池の所有者とか管理者等は明確になっておりますか。

4つ目、ため池の保全対策、これ、伊自良湖はちょっと除きますけど、考えられる内容はありますか。

以上です。お願いします。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 1点目の御質問についてお答えをいたします。

これまでの調査及び8月末までの調査は、2013年度に県営ため池等整備事業において、岐阜県ため池台帳に登録のある山県市内の23カ所のため池に対し、一斉調査点検を実施いたしました。点検の結果、緊急性を伴う改修が必要なため池はないと判断されております。また、今年度7月30日現在、点検を行った結果でも異常はございませんでした。

2点目の御質問についてお答えをいたします。

さきに述べましたとおり、これまでの点検の結果、安全対策の必要なものはありませんでしたので、現在、工事計画はございません。

3点目の御質問についてお答えをいたします。

23カ所のため池の所有者、管理者は山県市でございしますが、日常の管理につきましては、受益者である地元水利組合が行っております。

4点目の御質問についてお答えをいたします。

農業用ため池の機能の保全対策として考えられる内容につきましては、岐阜県の地震後の農業用ダム・ため池の緊急点検要領に従い、震度5弱以上の地震が発生した場合は、堤高15メートル未満のため池を対象に、異常が認められないか点検を行うように規定されております。また、大雨や台風の後にも堤体に異常がないか確認を行っております。日常管理を行っている水利組合も、毎年の堤体管理で、草刈り作業の後には、漏水等異

常が認められないか点検を行っております。

こういった日ごろの管理の中で、のり面の陥没、亀裂、はらみ等の異変や漏水を見落とさないよう行うことが、ため池の貯水機能を維持するだけではなく、異常を発見し、災害を未然に防ぐ手段であり、保全対策として考えております。

また、水辺の環境保全対策といたしまして、議員の御指摘のとおり、ため池には農業用水をためておく役割だけではなく、生物多様性の維持機能があり、魚や貝、昆虫等の多くの生き物が生息する里地の一部を形成しております。しかし、近年は外来種の侵入などの要因により、ため池環境は崩れつつあります。その保全対策といたしまして、外来種の駆除を実施しております。これまでの事例では、伊自良湖ため池で平成18年12月、平成27年11月と、岩佐地内の北池で平成24年11月に、ブラックバス、ブルーギルの捕獲及び駆除活動を水利組合、地域住民等の協力を得て行いました。このような外来種の駆除が生態系の保全と考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 再質問いたします。23のため池のうち、洪水吐き、余水吐きとも言っておりますけれども、それはどの程度あるのでしょうかというのが1点目の質問です。

2点目、今までは安全安全と言ってきましたけど、保全も含めて大事だよと言われる時代に入ってきておりまして、動物や植物の生態系の保全対策としてお聞きしますと、係の方が見てあれするという、そういうことをおっしゃっていただきましたので、それでもいいかなと思っていますけど、一度機会があれば、ため池、23のものについて調べるような機会があったらいいのではないかなと。よく知っている人、生物とか植物、そういうものに堪能な人に見ていただくようなことは検討できないかということをやっと再質問いたします。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 再質問についてお答えをいたします。

1つ目の御質問ですが、市内23カ所のため池につきましては、全てに洪水吐きがございます。

2つ目の御質問ですが、現在のところ、特に保全に注意を払わなければならないような、学術上貴重な生物や植物の存在は把握しておりませんが、地元住民等から情報提供等、御要望があれば調査をいたしまして、学術上貴重な生物や植物が確認されれば、自然観察のための見学道等の整備を検討してまいりたいと考えます。またその際に、

ため池を守る堰堤等の設置が必要となれば、県への要望をしまいにしたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 再々質問をして質問を終わりたいと思います。

再々質問ですけど、ため池って、皆さんあんまり関心ないと思うんですけど、私の家からいうと、こういう角度で、直角ぐらいの角度で1つ大きなため池がありました。それが50年代に、ちょうど雪崩で例えると表層雪崩のように山がずーっと下ってきて、埋めてしまって高くなった。現在30年以上たっておるのか、わからん。もうこのぐらいの木がいっぱいその池に立っておるんです。それ、何が言いたいかというと、こういうため池などの自然のものは、一旦破壊されるともう戻らないということを学者が言っていて、せっかくのそこで生息していたものも失われてしまうよということを言っているらしいです。私、この角度でもう一つあるんですよ、同じような池が、ため池。それは先ほどあったように、洪水吐きがちゃんとついていますので、水位の高さなどは調整できるんですけど、大水が来てやられたら、まず同じようにやられる危険性がありますよね。大体、広島などのやつを見てみますと、扇状地ですもんね。だーっとこうやって流れる大体、時間軸で言うともう1億年を超えた時間でこうやって見ないと、わからない状況ですよ。だから非常に、先ほどもあったように江戸時代以前にほとんどがつくられているということです。やっぱり安全性というかそういうものはなかった、必ずしも十分できていなかった。そこへ持ってきて、最近はそういうふうに自然の動植物も大事に保全したほうがいいねということで、私のところのあそこには、こちらと一緒にですけど、ぐうぐうっ、ぐうぐうっといって鳴くカエルがいるんですよ。子供のころから、あれはウシガエルやと教えられて育ってきましたけど、ウシガエルではないと思うんですけどね、ウシガエルそのものは外来種なんで。一度そういうものはほかには聞こえないんですよ、ほかで聞くことはできない。それから、ヨシやヤシも生えていますので、例えばの話ですけど、そういうものをうまく点と点でつないでいくと、非常に観光にもなると言われておりますので、そういうこともやってもらって、特に女性が人気にならないと人が寄ってこない時代だそうなんです。里山の水辺版と言われるような貴重な生き物がおれば、そこをインスタ映えになるようにインスタグラムに投稿してつくっていくようなことを考えて、こうやって線に結んでいくということも可能ではないかなと、お金も余り要らないそうですね。50万円ぐらいで専門の人が張りついてくれて月に2回ぐらい、映像ですからね、あれ。映像でうまい映像をこうやって撮ってく

れて、そうして流してくれる。それからおいしいものも、その食材でつくったものというような限定でぱっと一緒に出すと、ものすごく人気があって、大体1日に8,000ぐらいの可能性はありますよというお話もあります。内容によりけりだと思いますけど、そういういったところにもため池は生かせる可能性があるということでもよろしくお願ひしたいと思います。そういう方向もあるのではないかということをお話ししました。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） ただいまの御質問ですが、ため池機能だけでなく環境整備ということでございますけれども、今のところそういった貴重な生物等の把握はしておりませんのですけれども、地元ですとか、あとはその県内の関係機関、専門的な環境的な保護をしておる部署等とで情報提供をいただきまして、そういった貴重なものがあるということであれば、そういった水辺の親水的な整備等考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。議場の時計で10時55分から開始いたします。

午前10時43分休憩

午前10時55分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位9番 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 日本共産党の福井一徳です。議長から御指名いただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

再び、保育園の民営化に関連してということですが、この間、いろいろ議員は運動会とか体育祭とかいろんなところに御招待されて見に行くんですが、やっぱりいつも見て思うのは、この子供たちがこれから山県市の20年、30年先、きちんと背負ってくれるということなので、やっぱり保育の問題というのは将来にかかわって、非常に重要な問題だというふうに思いますので、前回に続いて保育園の民営化に関連して質問したいと思います。

2018年春からの施行に向けて、2017年の3月末に新しい保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、そして幼稚園教育要領がそろって告示されました。実際にこの中身は本になって出ています。この改定と並行して小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の新たな学習指導要領が公示されました。また、これらと歩調を合わ

せるように、学校統廃合や子供を競争に駆り立てると思われるような小中一貫教育の推進や、高大連携、大学の再編など高等教育の再編、教員養成、研修制度の見直し、学校運営と教育委員会制度の改正など、子供と日本の教育にとってさまざまな問題を含んだ教育再編と見直しが矢継ぎ早に進められています。

さて、6月の市議会で、私は、保育の民営化問題を取り上げました。この春、山県市では組織改編で、子育て支援課の創設が行われました。その目的は、包括的な子供支援施策の推進体制の強化であります。その主な課題として、子育て世代包括支援センターの設置、子供の貧困対策の検討、包括的な子育て支援施策の推進にかかわる管理、調整、これら子育て支援事業にとって重要な課題だと思われます。ところがその筆頭に保育園の民営化の検討が掲げられていました。

2月にこの案が報告された議員の協議会で、私は報告者の理事兼総務課長に、民営化が大前提なのかと、この間の混合保育等の解消や保育士の確保、労働環境の改善が最重要課題ではないかと質問しました。渡邊理事兼総務課長は、項目にある民営化の検討は民営化するとの前提ありきではない、今後のあり方を見直すということだと答弁されました。しかし、前回、第2回の市議会で、子育て支援課の安川課長に対する私の一般質問に、保育の質の維持、保育士の育成や確保に十分配慮しながら民営化について検討していきたいと述べつつ、具体的な運営主体を社会福祉法人や学校法人を想定し、形態も幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、認定保育所のいずれかで想定していると踏み込んだ答弁をされました、というふうに受け取りました。また、今後は検討委員会などを設置していく方針で、具体的なスケジュールは現段階では決まっていないとの答弁でした。

そこで、子育て日本一を公約に掲げられている市長に4点お尋ねをいたします。

1点目、理事兼総務課長の答弁と子育て支援課長の安川課長の答弁には食い違いがあるのではないかと感じたんですが、総務課長が言われたように、項目にある民営化の検討は民営化するとの前提ありきではないということでしょうか。

2点目、子育て支援課の安川課長の保育の質の維持、保育士の育成や確保に十分な配慮をしながら検討をという答弁にある保育の質とは、具体的にどのようにお考えでしょうか。

3点目、保育士の育成や確保について、山県市の現状の問題点や課題、今後の対策について、どのようにお考えでしょうか。

4点目、政府は3歳から5歳の幼児教育・保育無償化などについて、来年10月からの実施を目指しています。我が党は従来から幼児教育、保育の無償化の要求を主張すると

ともに、その財源を消費税に頼ることには一貫して反対をしており、財源組み替えの提案もしてきました。ところで、報道によると、来年10月からの幼保無償化をめぐり、既に一部の自治体では独自の支出で保育料減免や無償化していることから、自治体の減免や無償化に充てていた財源を自由に使えるようになると報道されていました。この場合、山口市は現在1億700万円がこれに該当します。もし、実施された場合はこの全額を、全額とは言わないにしても、保育士の確保や子育て支援に優先的に配分する考えはあるでしょうか。

以上の4点について、市長にお伺いいたします。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、保育園の民営化の検討の趣旨でございますが、この保育園の民営化につきましては、施設の今後のあり方を見直す中で、民営化も1つの方向性として検討をしていくというものでございますが、その検討とは民営化を前提にしたものではありませんが、民営化ありきではございません。

次に、2点目の、具体的な保育の質についてでございますが、保育士としての資質はもちろん、子育て支援事業や地域と連携した保育内容、保護者ニーズに十分応えられる保育サービスなど、保育園における子供たちの健やかな成長に係る全ての環境であると考えております。

次に、3点目の、保育士の育成や確保についての現状の問題点や課題、今後の対策についてでございますが、現在、保育士の配置基準は満たしておりますが、女性の社会進出や、女性の働きやすい職場環境の整備の推進などによりまして、山口市においてもゼロ歳から2歳児の入所がふえており、ゼロ歳児については、保育士が3人に1人、1歳、2歳児につきましては6人に1人の保育士が必要となることから、増加となりますと今後、保育士の不足による受け入れができなくなる保育園ができることが懸念されます。

そのような状況に対応するためには、保育士のさらなる処遇改善や、働きやすい職場環境づくりに取り組む必要があるとともに、山口市の充実した子育て支援の情報などをさらにPRを行いまして、山口市の保育園で働いてみたいと思っただけのような取り組みを行うことも必要ではないかと考えております。

次に、4点目の、幼保無償化による財源の配分についてでございますが、幼保無償化については、現在、国において幼保無償化に伴う市町村に対する費用負担の割合等について検討されている段階でございまして、具体的な内容についてはいまだ示されておられません。このため、現在、幼保無償化の財源として各市町村に交付される金額を算定で

きる状況ではありませんが、山口市の場合は、既に3歳児から5歳児までの保育料を無料化しておりますので、国からの交付金については、金額は不明ながら山口市の増収となるものと考えられますので、その増収分について、具体的にどの事業の財源とするかなどにつきましては、子育て支援事業のみならず山口市全体的な施策の中で、財政状況も踏まえながら今後判断していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今、4点についてお答えをいただきました。

施設の今後のあり方等を見直していくと、その中で民営化を前提にしたものである、ただ民営化ありきではない、ちょっとこのところ、少し理解ができないんですが、あり方を検討する中での民営化も1つの選択肢だという意味合いかなというふうに思うんですが、それが前提として議論しているわけではないと、していくわけではないというような意味合いだと思います。

2つ目は、保育士の質の向上を含めて、地域連携だとか、ニーズに応える対応全て、保育の事業全ての環境づくり、これが保育の質を決めるんだということだと。

それから、3点目の現状については、保育士の配置基準については当然だと思いますが満たしていると、今後、女性が働きやすい働く環境づくりということが必要だし、ゼロ歳から2歳の入所が今後ふえてくるということにあっては、保育による受け入れができなくなるという点で、保育士の処遇改善、働きやすい環境づくりも含めて、保育士の確保を図るということと、山口市の魅力をアピールして人を集めるということでした。

4点目の財源については、具体的にまだ交付される金額算定については決まっていないと、ただ、現在3歳から5歳の無料化をしているのでその分については山口市の、私が1億700万円というふうに指摘した、その分は山口市の増収、その金額かどうかわかりませんが、交付される分については増収になるので、子育て支援事業のみならず全体の中で検討していくということが今の答弁だったかというふうに思います。

現在、保育士の不足の問題というのは、以前にもちょっと触れましたけれども、約全国で43万人の方が保育士として働いてみえるんですね。資格があるけれども、保育士として働いていない人が76万人もいると、なかなか山口市でも保育士を確保するのが難しいという話を前、課長も答弁されていましてから、資格があるんだけど、残念ながら保育という仕事についていない、49歳以内までの人で53万人ですから、同じぐらいの人が実際には仕事についていないと。厚生労働省が2013年にそういう方々、資格を持っているけど働いていない人、潜在保育士ということで意識調査をやっている、なぜ働い

ていないかというのは、賃金が希望と合わない47.5%でトップです。責任の重さとか事故への不安、赤ちゃんは命を預かる仕事だということで、そういうことに対する不安が40%あると。なかなか休暇がとれないとか、とりにくい、そういう職場環境ということを挙げている人が37%。

それで、一方で厚労省が保育士等確保の対策検討会というのを設けていて、2015年の資料の中では、じゃ、実際に保育士の賃金が希望と合わないということなので、調査の結果が載っています。全職種で平均勤続12.1年の人で月額決まって支給される現物給与が32万9,600円と。じゃ、保育士の平均はというと、勤続が7.6年なんですね。それで21万6,100円ということで、普通の平均の66%、月額にして11万円ぐらい少ない。ちなみにホームヘルパーは5.6年の勤続で、22万700円ということで、こういう資料が出ているんですけども、これは実際に例えば保育士、本当に全員に月額の金額を6,000円でしたかね、アップをするとか、経験年数7年程度で4万円アップするというのが出ているんですけど、なかなか現状としては、そういう差が埋まり切っていない。こんな例もありました。足立区で独自に人件費を加算するということで、私立の保育園にそういう補助をしているんですけども、一部の法人では、保育士の給与に回らなくて、役員に高額報酬を払っていたというようなことも出たりして、なかなかいろいろ難しい問題が出ています。

地元の中日新聞に、実はこういう記事が載りました。6月18日です。正規の保育士の方、愛知県。名城大学の准教授で養輪明子さんという先生が膨大な調査をされて、新聞にも載りました。正規が5,335人、非正規が5,311人ということで、これだけの調査は全国でも初めてだということでした。この中にやっぱりあるのは、保育士の数が目いっぱい少なく、なかなか保育をしている最中にいろんなクラスの便りとか、保育の振り返りなんかの書類作成とか、そういうことはできないと、終わってからやるということはどうしても残業がふえていたり、人がやっぱり足りずに現状厳しいのがあると。だからぜひ配置基準等のやっぱり見直しもしてほしいというようなことが具体的な記事に載っていました。

先ほど、市長が山口市では、保育士については基準を満たしているということをおっしゃいました。これは実際にお聞きをしたら、平成28年の6月1日時点で、正規の保育士が39人、臨時の保育士が53人、直近の平成30年の6月1日、子育て支援課にお聞きしたら、正規の保育士が40人、うち産休が3人いるということでした。臨時の保育士が63人、この臨時の保育士の中で7時間の保育士の人が45人、71%ということでした。6時間勤務の人が11人、この人は17%、合わせて9割近くが大体6時間か7時間の勤務で働

いてみえる。あと、保育園では、正規の調理員が2人と臨時の調理員が11人ということで、先ほど市長がおっしゃったように、一応数の上ではきちっと賄われているということです。

一方で、もう既に半数以上が臨時の保育士になっているんですね。正規ではないんです。これは恐らく行財政改革の裏でいろんな公務員の人員削減とかそういうことがあって、赤字を抱えているということの中で、職員の削減の中で、こういう臨時保育士にかわってくるという経過があったんじゃないかなと。首を切るわけではないですから、退職したときには臨時職員に切りかえてというようなことも含めて、来ているんじゃないかなというふうに思うんですが。

それで、現在この山口市、これから将来を検討するときに、私、いろいろ調べたんですよね。東京にも連絡したりしたんですけど、世田谷区で区の教育委員会がアンケート調査をして、膨大なデータを書いているんですね。今後どうするかというようなことについて、極めて自治体としてはきちっとまとまった報告だという話があったので、これも読んでみました。

それと、私、もう一つ思ったのは、山口市の子ども・子育て支援事業計画。この中もこれも全部読んでみたんですけど、この中にこれは重要だなと思ったのは、このアンケートは就学前の児童の人全員を対象にしているんですね。それから、小学生の人、小学生を持つ保護者779人、先ほど言いました就学前は870人です。全員に調査をしてアンケートをとって、その結果に基づいて、ずーっと書かれているんです。これはなかなかすばらしい中身だと思うんですが、この中身を読んでいくと、現在山口市の1号、2号、3号認定に当たる保育のニーズ、この調査によると、現在山口市の7つある公立の保育園、それから、1つある私立の幼稚園、この2つの体制で、山口市についてはこれからもこれがきちんと確保できますという調査結果が載っているんですね。

私は、今の時点でそういう調査結果があり、それからこの間の議会の質問の中でも山口市の保育の質は非常に最高のレベルを誇っている、そういうふうに認識しているというふうに課長さんもおっしゃっていましたが、この間の議会のいろんな質疑の中でもすばらしい経験をしているんだというお話がありました。そういう状況を考えたときに、なぜ、じゃ、民営化をしないといけないのかということについて、ちょっとよくわからないんですよね。そのあたりを市長はどのように捉えられているのかと。

多くの場合は、例えば民営化をして人件費の削減をしたりしてコストカットするとか、いろんなこともあったりしています。岐阜市なんかもうずーっと調査したんですけど、民営化されたところでは、ずーっと保育士が当然臨時にかわるんですが、なかなかきつい

職場でおやめになると。そうすると、また若い保育士さんを採用すると、その繰り返しのなかでなかなか勤続が増していかないので、保育士の中に経験の蓄積がない。一方で、若い人なのでコスト的には安上がりするというような意見もあつたりとかということもあるんですね。非常にそういういろんな可能性、問題を秘めている中で、山口市自身は現在の体制で十分要するにやっていけるよと、それから、いろんなことにも、保育の中身、質に挑戦をしているということを考えると、今の流れで一生懸命頑張るということでもいいのではないかなと。なぜそこに民営化が入るのかということについて、改めて市長に再質問したいと思います。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 保育所の民営化につきましては、現在、公立の保育所全てがそうでございますけれども、やはり民営化することによって、また私学の今まで以上なサービスの提供をしていただけることが起こるのではないかと、そんな期待もしております。ちょうど市町村の合併が始まったときに、県内のある市で、合併しますと私立の保育所がありまして、よその、隣の1つの市になりまして、隣のまちへ非常に子供たちがその私立のほうへ初め、1年目、そういった話を聞きましたので、私は私学を決して否定するものではありませんし、公も民もそれぞれ切磋琢磨しながら保育の幼児教育の質の向上を図っていくために、そういった民営化について検討をしているところでございます。以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） それでは、今、保育所の民営化について、私学の今まで以上のサービスの提供をしてもらえるのではないかとということで、合併したところの市の経験も出されておりました。まさに私はそういう保育の質の問題、ここを我々がどう考えるかということだというふうに思っています。

現在、こういう指摘もあるんですね。国のこういう指針に基づいて、具体的に公立も私立も運営をしていくわけですね。この指針の中では、新しい指針の中で各保育所の実情において創意工夫を図って、保育の機能及び質の向上に努めなければいけないというのが指針で出てくるんですけど、この指針は規制緩和でプールがない、園庭がなくてもいいというふうになっておるわけですね。そうすると、保護者は子供のことを思って、保育を創造的にする条件をしようといったときに、そういうもの、プールがない、園庭がないという状況の中で、創意工夫で何とかしなさいというふうに言われている。これは現場の中でいくと、そこでは解決しない問題がいっぱいあるんだということも指摘されています。

それから、保育の質及び職員の専門性の向上のために努めなきゃいけないということもこの中にずーっと書かれていて、職員の研修機会の確保ということについても、施設長は職員の勤務体制の工夫等によってこういうことができるように努めてくださいというふうに書かれているんですね。ところが、現場でやっている人たちは、こういう研修を保証するためには保育士の配置基準の要するに改善なり、そういう事務時間の確保のための補助金なりというようなことがやっぱり聞こえていない中で、現場でとにかく解決しなさい、指針としては出るけれども、そういう問題がいっぱいあるんだということ、具体的に実際の現場で働いている人たちから声が出されています。私はそういう中身をやっぱりきちっとまず把握をして、そういう中でこの問題を議論していくということが非常に大事だというふうに思っています。

再々質問を市長にするんですが、これも実は5月19日、愛知に流出とまらずということで、岐阜離れ深刻と。この中に、私どももお世話になっていると思うんですが、岐阜経済大の竹内治彦教授が、住みやすい地域ということを売りにして、勤め先は愛知でも住居は木曽川を越えて岐阜で暮らしてもらうと。そのための魅力づくりが欠かせないんじゃないかというようなことの具体的なコメントも含めて、これは全国でそういう問題になっています。

再々質問は、市長にぜひ検討していただきたいという提案をしたいと思うんですが、私が名古屋からこちらに、地元の山県市に来たときにすごく驚いたのは、小中学校の給食が自校方式だと。今、ほとんど都市ではセントラル方式なんですよ。集中してつくって配送するという形になっておるんですけども、自校方式をやっている。しかも、ランチルームで、いつも市長さんおっしゃるように、ランチルームで一堂に会して食事をしている。恐らく山県市の場合222平方キロですので、地理的な問題とかいろんなことがあったかもしれませんが、自校方式をずっと進めている。実は、セントラル方式のところがやっぱり改めて自校方式がいいんじゃないかって、この間やってきて、20年ぐらいいやってきて、そういう議論がいろいろあるんですけど、やっぱりそこにはもう戻れない。山県市はこれをずっと続けている。これは、子育て支援にとって、私はものすごく魅力的な中身だと思うんですね。こういうことをきちっとやっぱりアピールしていくということが大事だと。

同時に、保育園もおとといですかね、質疑の中で市長がおっしゃっていました。3歳児以上の無料化というのは、自治体で見ると1%ぐらいしかないんだと、極めて画期的なことをやっているんです。私も提案されたときに、出された提案について、賛成討論をしました。非常にいいことだと。それが実際には、そういう世帯が転入してくるとい

う明らかにそういう成果になって、数字になってあらわれている。これはすばらしい取り組みだと思うんですけども、恐らく全国でも保育園でそこにプラスをして直営でやっている、これも実は非常に少ない。実際にはいろんな形で民営化されているという中でいえば非常に少ない。そうすると、やっぱりこうした中であって、今度は3歳児以上の保育料は全国無料になるかもしれませんね。なるかどうかまだあれですけど、なるかもしれません。そうしたときに3歳児の無料化があつてとそういうふうにしてきたんだけど、それだけではやっぱり足りないときに、私はこういう中であって、直営による山梨市の保育園の運営というのをきちっと守って、保育の質の向上をやっぱり図っていく。そのためには今、臨時保育士の方たちがみえるんですが、その中の一定数を臨時から正規にやっぱり切りかえるということも含めて、財源的なことも含めて考えて、保育の質の向上を図る、そういう検討がぜひ必要ではないかと。

先日、高富保育園の園長先生のところにお伺いしてきました。いろんな保育園の園長をやられていて、全体を概要されているということで、そうしたら臨時保育士の人が正規募集に応募したがない。それは市長さんが前、ぜひそういう人も応募してほしい、同僚議員の質問に対する答弁がありました。やっぱり背景には、正規保育士を減らしてきたので、正規の仕事はかなりきつくなっているというのがあるんですね。それを身近で見ている。毎日こういう書類を書いた中、それはとても大変だと。だから今の状況でいいというふうに言われていると思うんですけど、そういう意味では一定の部分を正規の保育士に、全部やるというのは難しいと思うんですよ。そういうのを切りかえることも含めて、全国に山梨市日本一の誇れる保育を進めていく、そういう方向でぜひ検討していただきたいと思うんですが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 暫時休憩します。

午前11時23分休憩

午前11時23分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） まず1点目の、今あるような形をずっと継続していったらどうかというお話でございますけれども、先ほどお話を申し上げたとおりでございます。

それから、2点目の臨時保育士でございますが、私の認識では、先ほどの、ことしですと40人と63人の差があるわけですのでございますけれども、まず各クラスを持ちます職員

は正規の職員で持つ、そして加配ですね。ちょっとクラスに、例えば年長ですと30人に1人のクラスですが、その中に少しフォローする子供が必要だというときには加配を行っておりますが、その加配がおおむね臨時職員で対応しておるわけでございまして、そういった状況で、これは山口市のみならず全体的にこうした形態にあるのが今の保育所の形態ではないかということを思っております。特段そういった状況の中から、毎年保育士は募集をいたしておりますし、そういった中から希望があれば、そしてまたその結果、正規の職員になっていただくということもございます。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。質問を変えてください。

ちょっと暫時休憩します。

午前11時26分休憩

午前11時28分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○8番（福井一徳君） それでは、2番目の質問に入りたいと思います。

理事兼総務課長と市長にお尋ねをしたいと思います。

2020年度の会計年度任用職員制度の導入について、2017年の5月11日に会計年度任用職員制度の導入を柱とする地方公務員法、地方自治法の一部を改正する法律が成立をしました。2016年に実施した総務省の調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約64万人とされて、今や自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員であるということでした。

山口市においては、週35時間の方が100人、30時間以上35時間未満の方が72人、30時間未満の方が155人ということで、合わせて327人の方が働いてみえと。実に常勤職員の数を上回っているわけですがけれども、今、山口市が市民のサービスを担う上で、臨時・非常勤の職員の皆さんの存在抜きには語れないというのは事実だろうというふうに思います。

ところが、今回の会計年度任用職員制度、2020年から導入について、詳細についてはほとんど知らされていません。全国でもこの期間に合理化されるのではないかと、雇用、雇いどめもされるのではないかとというような不安の声も聞こえています。そうした不安を払拭する意味でも、この制度の導入について、その内容を明らかにすることが必要じゃないかと。

そこで、1点目、理事兼総務課長にお尋ねをします。今回このような臨時・非常勤職

員の方々の新たな雇用制度である会計年度任用職員制度の創設の趣旨と概要、従来の制度との違いについてお尋ねします。

2点目、市長にお伺いします。こうした新しい会計年度任用職員制度の導入に当たって、現在の雇用条件や賃金などの条件改善に関する市長の考え方、新制度に移行するに当たり、臨時・非常勤職員の方々の扱いについて基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

総務省の通知によりますと、本制度に係る地方公務員法及び地方自治法の一部改正の趣旨は、各地方公共団体によって任用、勤務条件等に関する取り扱いがまちまちであるため、今回の改正によって統一的な取り扱いを定めるものとされております。また、その概要は、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時職員や非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備するものとされております。

従来の制度との違いでございますが、勤務条件の取り扱いが整理され、例えば有給休暇や産前産後休暇、育児休暇、介護休暇などが適用されたり、手当の支給においては、各地方公共団体の実情等に応じて期末手当を支給できるものとされました。

本市におきましては、既に取り入れている勤務条件もございますが、今回の法律改正の趣旨を踏まえ、民間の給与水準及び県内市町の対応などを参考に適切な整備を進めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

今回の地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設は、これまで各地方公共団体によってその取り扱いがまちまちであった任用、勤務条件等について、統一的な取り扱いを定めることになるため、大変有意義であると考えております。

本市におきましても、今回の法律改正の趣旨を踏まえ、臨時職員や非常勤職員の方々にとって働きやすい環境となるよう、県や県内市町の対応を参考に、今後適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今、具体的なこの新しい制度の中で、任用条件について、全国的に統一的な基準をつくっていかうということと、公務の能率的な運営を進めていくということで、制度そのものを明確にして、給付についても明らかにしていくというような話でした。さまざまな手当だとか、期末手当等についても支給ができるというようなことが手引に書いてありますけれども、そういうことも含めて、働きやすい環境をつくっていくんだということで、市長もそうしたこの制度そのものについては有意義なので、この趣旨を踏まえて、山口市の中でもそういう制度をきちっと整備をしていきたいという御答弁でした。

平成28年の3月の議会での市長の答弁の中で、国の通知に沿った制度運営に倣って、近隣自治体の動向にも注視しながら非正規職員の賃金水準、期末手当やその他手当、退職一時金などの規定を定めていきたいという御答弁があつて、恐らくこれに連動した中身ではないかなと。そのときに言われていたのは、再任用制度については16万円程度と20万円強、当時ですね、のそういう対応で、ここについても進めていくというような御答弁がされていました。

この制度そのものについて、まだ具体的な中身検討はこれからされていくということだというふうに思うんですが、例えばこの任用制度の中で、以前もちょっとお聞きしたんですが、フルタイムとパートタイムという区分があるんですね。このフルタイムというのは、現在は山口市は7時間というのが規定になっているんですけど、フルタイムとパートタイムの区分というのはどういうふうになるか。パートタイムの場合は期末手当の対象じゃなくなる、出してもいいけれども、フルタイムについては支給するというふうにあるんですけど、これ、いろいろ条件によってやっぱり違ってくるのではないかなというふうに思うのと、それからこの制度は会計年度というふうになっているので、原則としては1年だと。例えば継続する場合でも、また真っさらで1年契約ということが趣旨なんだというふうにここで書かれているんですね。

そうすると、現在働いている人たちがひょっとしたらもう1年で契約がなくなっちゃうんじゃないかとか思えば、そういうような、事実そんなことはないかも知れませんが、そんなようなことも十分考えられるので、そこらあたりの、雇いどめではないですけど継続性というか、今働いている人がもう一度、例えばずーっと継続をしてやっていくという場合に、同じスタートラインでということがこの文書に書いてあるんですけど、そうは言っても、要するに継続性のある程度認めるか。それは保育士のところの給与体

系でありましたよね、勤続5年以上たつと50円増しとか、10年たつと100円増し。これは要するに勤続を認めているということなんですね。今度の任用制度でいくと、これはあくまで1年ということなので、そこらあたりというのは制度的にどのように整理をされるのかということと、それが2つ目ですね。

それから、3つ目、具体的運営なので課長にお伺いしたいと思うんですけど、この具体的な通知の中には、29年8月23日に出ているんですが、保育士について特別に言及しているんですよね。これは当該職員の勤務経験などにより、一層向上した能力を踏まえた職務を行うことを考慮し、給与額等を設定することが考えられるので、こうした考えも踏まえて、適切に給料または報酬の水準を決定するよう留意してくださいとわざわざ保育士についてというふうに書かれているので、この点については今後どのようにしていこうというふうに検討されようとしているのか、その3点について、現時点でわかっている範囲で教えていただきたいと思います。

〔「議長、休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時39分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） それでは、御質問にお答えします。

1点目の、フルタイムとパートタイムについてどういう給付の差を設けるのかというような御質問かと思いますが、現時点ではまだ検討中でございますので、他市の状況等を考慮して適切に対応したいというふうに考えております。

2つ目の、継続年数によって賃金の加算がどうなるのかというような御質問かと思いますが、現在、確かに勤続年数によって賃金の加算がされている場合がございます。基本的には同一の職務の内容に再度任用され、職務の責任や困難度が同じ場合は、職務の内容と責任に応じて報酬を決定します職務給の原則からいきまして、同一賃金とすべきであり、加算は行わないこととなります。しかしながら、一方で、議員も御指摘のとおり、厚生労働省の同一労働同一賃金ガイドラインというものがございまして、そちらによりますと、勤務の継続によります能力向上に応じた部分につきましては、正職員と同様に昇給させることが望ましいということも言われております。

現在は、5年間の勤続で時給を50円、10年間以上で100円加算しておりますので、制度

改正後も同様な対応を、基本的に対応のほうを検討していきたいというふうに考えております。

次に、保育士に限定して、先ほど申し上げましたような、経験年数に応じて賃金の加算を検討したらどうかというような御質問だと思いますが、そちらに関しましても、先ほど申し上げましたとおり、ほかの職種の職員と同様に今後検討していきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今、再質問でお答えしていただきました。フルタイムやパートタイムの差については適切に考えていく。先ほどちょっと質問をしましたのは、例えば7時間というのはフルタイムに対応するのか、それはパートタイムになるのか、職員が7時間45分なので、そこらあたりがどういう扱いにされるかということも含めてお聞きをしたいと思うので、その点があります。

それから、勤続年数については加算、現在あるので、これは制度は基本的に継続していく方向で検討したいというお話でした。

保育士の加算についても、他の職種同様にそこは現状のところをきちっと捉えながら、どういう形で制度としてつくられるかというのはこれからの議論だということにももちろん思いますし、議会にそういう条例としても提案されてくるかなというふうに思いますので、今はそういう方向で検討しているという状況をお聞きしましたので、一気にことし1年単位だからやめというようなこともないと、この手引でいえば再任用だから継続するから当然のごとくということではないんですが、その逆も余りなくて、当初言われたこの制度の趣旨が、市長もおっしゃられましたけど、有意義なので、この趣旨を踏まえて進めていきたいということなので、そこはそういう趣旨で進められていくかなというふうに思いますので、最後に1点だけ、課長にお伺いしたいんですが、7時間勤務の方はフルタイムの扱いになるのか、パートタイムの扱いになるか、そこだけ1点。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

7時間の職員がフルタイムかパートタイムかというような御質問かと思えますけれども、その点に関しては、フルタイムの定義をしっかりと今後していきたいと思えますので、パートタイムの方、フルタイムの方、いろいろおられると思えますけれども、それぞれの臨時職員の働きやすさというのを考えながら、その辺の定義をしっかりと、賃金体系も一緒に、今後適切な対応をしていきたいと思えますので、御理解いただきたいと思

います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

〔「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 暫時休憩します。

午前11時43分休憩

午前11時45分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（石神 真君） これにて、一般質問は全て終了いたしました。

20日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午前11時46分散会

平成30年 9 月20日

山県市議会定例会会議録

(第 5 号)

平成30年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第5号 9月20日（木曜日）

○議事日程 第5号 平成30年9月20日

日程第1 常任委員会委員長報告

議第66号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

認第1号 平成29年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

認第2号 平成29年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第67号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第68号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第69号 平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第70号 不動産の譲与について

議第71号 訴えの提起について

議第72号 新市まちづくり計画の変更について

議第73号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について

議第74号 北山辺地総合整備計画の変更について

議第75号 市道路線の認定について

議第76号 岐阜市と山県市の重複する市道路線の管理に関する協定の協議
について

議第77号 都市宣言の制定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第66号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

認第1号 平成29年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

認第2号 平成29年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第67号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第68号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第69号 平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 議第70号 不動産の譲与について
- 議第71号 訴えの提起について
- 議第72号 新市まちづくり計画の変更について
- 議第73号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第74号 北山辺地総合整備計画の変更について
- 議第75号 市道路線の認定について
- 議第76号 岐阜市と山県市の重複する市道路線の管理に関する協定の協議について
- 議第77号 都市宣言の制定について

日程第3 討 論

- 議第66号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成29年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成29年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第67号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第68号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第69号 平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第70号 不動産の譲与について
- 議第71号 訴えの提起について
- 議第72号 新市まちづくり計画の変更について
- 議第73号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第74号 北山辺地総合整備計画の変更について
- 議第75号 市道路線の認定について
- 議第76号 岐阜市と山県市の重複する市道路線の管理に関する協定の協議について
- 議第77号 都市宣言の制定について

日程第4 採 決

- 議第66号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成29年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号	平成29年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第67号	平成30年度山県市一般会計補正予算（第3号）
議第68号	平成30年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第69号	平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第70号	不動産の譲与について
議第71号	訴えの提起について
議第72号	新市まちづくり計画の変更について
議第73号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第74号	北山辺地総合整備計画の変更について
議第75号	市道路線の認定について
議第76号	岐阜市と山県市の重複する市道路線の管理に関する協定の協議 について
議第77号	都市宣言の制定について

日程第5 議員の派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

議第66号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について
認第1号	平成29年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
認第2号	平成29年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第67号	平成30年度山県市一般会計補正予算（第3号）
議第68号	平成30年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第69号	平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第70号	不動産の譲与について
議第71号	訴えの提起について
議第72号	新市まちづくり計画の変更について
議第73号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第74号	北山辺地総合整備計画の変更について
議第75号	市道路線の認定について
議第76号	岐阜市と山県市の重複する市道路線の管理に関する協定の協議

について

議第77号 都市宣言の制定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第66号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

認第1号 平成29年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

認第2号 平成29年度山口市水道事業会計決算の認定について

議第67号 平成30年度山口市一般会計補正予算（第3号）

議第68号 平成30年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第69号 平成30年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第70号 不動産の譲与について

議第71号 訴えの提起について

議第72号 新市まちづくり計画の変更について

議第73号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について

議第74号 北山辺地総合整備計画の変更について

議第75号 市道路線の認定について

議第76号 岐阜市と山口市の重複する市道路線の管理に関する協定の協議
について

議第77号 都市宣言の制定について

日程第3 討 論

議第66号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

認第1号 平成29年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

認第2号 平成29年度山口市水道事業会計決算の認定について

議第67号 平成30年度山口市一般会計補正予算（第3号）

議第68号 平成30年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第69号 平成30年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第70号 不動産の譲与について

議第71号 訴えの提起について

議第72号 新市まちづくり計画の変更について

- 議第73号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
 議第74号 北山辺地総合整備計画の変更について
 議第75号 市道路線の認定について
 議第76号 岐阜市と山県市の重複する市道路線の管理に関する協定の協議について
 議第77号 都市宣言の制定について

日程第4 採 決

- 議第66号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 認第1号 平成29年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
 認第2号 平成29年度山県市水道事業会計決算の認定について
 議第67号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第3号）
 議第68号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 議第69号 平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 議第70号 不動産の譲与について
 議第71号 訴えの提起について
 議第72号 新市まちづくり計画の変更について
 議第73号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
 議第74号 北山辺地総合整備計画の変更について
 議第75号 市道路線の認定について
 議第76号 岐阜市と山県市の重複する市道路線の管理に関する協定の協議について
 議第77号 都市宣言の制定について

日程第5 議員の派遣について

○出席議員（14名）

- | | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 寺 町 祥 江 君 | 2番 | 加 藤 裕 章 君 |
| 3番 | 古 川 雅 一 君 | 4番 | 加 藤 義 信 君 |
| 5番 | 郷 明 夫 君 | 6番 | 操 知 子 君 |
| 7番 | 村 瀬 誠 三 君 | 8番 | 福 井 一 徳 君 |
| 9番 | 山 崎 通 君 | 10番 | 吉 田 茂 広 君 |

1 1 番	上 野 欣 也 君	1 2 番	石 神 真 君
1 3 番	武 藤 孝 成 君	1 4 番	藤 根 圓 六 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
理 事 兼 総務課長	渡 邊 佳 宏 君	理 事 兼 地方創生監	柴 田 雅 洋 君
理 事 兼 企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	山 田 正 広 君
市民環境 課 長	奥 田 英 彦 君	福祉課長	桐 山 藤 夫 君
健康介護 課 長	藤 田 弘 子 君	子育て支援 課 長	安 川 英 明 君
農林畜産 課 長	三 嶋 克 之 君	水道課長	浅 野 晃 秀 君
建設課長	大 西 一 也 君	まちづくり・ 企業支援課長	長 野 健 一 君
会計管理者	長 野 裕 君	学校教育 課 長	鬼 頭 立 城 君
生涯学習 課 長	土 井 義 弘 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理 事 兼 事務局長	竹 村 勇 司 君	書 記	棚 橋 輝 英 君
書 記	鷺 見 芳 文 君		

午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（石神 真君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

本件について、常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 上野欣也君。

○総務産業建設常任委員会委員長（上野欣也君） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月11日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました認第1号、議第67号及び議第70号から議第77号の所管に属する認定案件1件、補正案件1件、その他案件8件の10議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、認第1号 平成29年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（総務産業建設関係）では、歳入の農林水産業費県補助金の収入未済額756万7,000円の内容について。ふるさと応援寄附金推進事業の返礼品に追加された20品目の選定基準について。広報やまがた発行について、自治会配布数が減少した理由及び事業費が増額した理由について。有線テレビ管理事業について、有線テレビの光ファイバー化の進捗状況及びケーブルなどが災害により損傷した場合の復旧に要する費用の負担について。移住・定住・交流促進事業の空き家調査と空家等利活用促進支援事業による空き家調査の違いについて。地域振興イベント事業負担金におけるふるさと栗まつりの来場者数について。乾乗合タクシー運行事業の乗客数がふえた理由について。衆議院議員総選挙費の不用額159万2,000円の内容及び経費削減に伴う業務への支障の有無について。鳥獣被害防止柵設置助成事業の事業費が減額した理由について。狩猟免許取得助成金の実績が1人であったが、今後、どのように人材を確保していくのかについて。森林整備地域活動支援交付金の事業内容について。清流の国ぎふ森林・環境基金事業について、今回の台風などにより森林環境整備についての関心が高まっているが、市の方針を確立すべきではないか。地籍調査事業について、事業費が減少しているが、今後の予定について。道路改良工事について、入札差金等による不用額が大きい、要望が強い事業なので、他の要望箇所への対応について、また、設計金額が正しいかどうかの確認について。建築物耐震診断補助金は建物に対する補助金であるが、ブロック塀に対する

補助について。新築等祝金事業・住宅等取得祝金事業の申請者が減少したが、募集方法などの今後の対応について。議第67号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第3号）

（総務産業建設関係）では、総務管理費、文書広報費、ラッピング業務委託料400万円の内容、ラッピングしたトラックが走り出す時期及び公用車へのラッピングの予定について。総務管理費、文書広報費、ラッピング業務委託料及び商工費、観光振興費、山県さくら観光プロデュース事業委託料について、名山めぐりのキャラクターである山県さくらを使って認知度を向上させる事業を行うということだが、その名山めぐりの山の管理の状況について。議第70号 不動産の譲与についてでは、今後、他の自治会が同じような方法を申し出た場合の対応について。議第73号 山県市過疎地域自立促進計画の変更についてでは、追加された県営土地改良事業（東沖地区）の内容について。議第77号 都市宣言の制定についてでは、「次代を担う若い世代」という表現について、重複部分があるのではないかと。都市宣言に関して、どのような行事を計画しているのか。原発の危険のほうが多いので、「核兵器のない」の次に「及び原発のない安全で」と加えてはなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました認第1号、議第67号及び議第70号から議第77号の議案は全会一致で、原案どおり認定、可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 古川雅一君。

○厚生文教常任委員会委員長（古川雅一君） 厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月12日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第66号、認第1号、認第2号及び議第67号から議第69号までの6議案の所管に属する条例案件1件、認定案件2件、補正予算案件3件の6議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第66号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでは、小規模保育事業A型及びB型の区分基準について。条例の一部改正することによる保育の質への影響について。認第1号 平成29年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（厚生文教関係）では、歳入の部における、諸収入、雑入における収入未済額113万9,230円の内訳について。歳出の部の総務費においては、固定資産土地鑑定評価委託事業における事業費が対前年度に比べて250万円ほど増額となった理由及び固定資産税の課税における評価方法について。デジタル空中写真撮影業務委託事業における成果品の具体的な活用方法について。徴税事務（課税収入状況）における固定資産税の過年度不納欠損額の内容について。通

知カード、マイナンバーカード委託交付金における事業費財源内訳表の数値と事業成果の説明文との数値の乖離について。市民からのマイナンバーカード申請件数等について。歳出の部の民生費においては、結婚支援事業における婚活カップル成立数8組のうち、結婚された数及び山口市に定住されるに至った件数について。シルバー人材センター補助金における会員数の減少と事業費の増加との関係について。シルバー人材センターの事業成果における研修・講習、調査研究の内容について。緊急通報システム設備事業における対象となる人数及び実際に設置されている人数について。老人福祉施設入所者措置費生活費扶助事業における受益者及び市の負担割合について。出産一時金における支給人数に対する事業費の算出内訳について。放課後児童健全育成事業における指導員不足に伴う事業開催場所への子供の移送手段及び今後の改善見通しについて。放課後児童健全育成事業における指導員の人数及び賃金体系について。結婚、誕生記念証等作成事業における記念証写真等撮影用バックパネルでの写真撮影人数及び子育て支援PRポスターの配布場所について。保育園費における需用費の不用額435万9,385円の内訳と給食材料の効率的な購入との関係について。児童館（子どもげんきはうす）事業費における報酬及び臨時児童厚生員賃金が対前年度比でふえている主な理由について。高富児童館指定管理事業費における相談件数が対前年度に比べて大幅に減っている理由について。生活保護扶助費における不用額となった953万1,000円の具体的な内容及びその要因について。歳出の部の教育費においては、小学生就学援助費における対前年度比で増額となった主な理由として、新1年生への入学前支給制度が新たに創設されたことによるものか。就学援助費受給者に占める生活保護対象世帯の有無について。小学校、中学校各種業務委託料における保守点検業務契約の年間点検回数及び支払い時期について。山高未来プロジェクト負担金における山県高校の活性化に向けての支援事業の内容について。中央公民館改修事業等における美山中央公民館の音響設備改修工事第2期分1,836万円の工事内訳について。国際交流事業における今後の事業展開について。富波運動場天然芝新設事業における維持管理費用及び施設の有効利用について。社会体育施設の指定管理料に対する施設の利用状況について。国民健康保険特別会計の歳出の部においては、保険給付費の不用額の詳しい内訳について。介護保険特別会計の歳出の部においては、地域包括支援センター運営業務委託事業における2つの包括支援センターが管轄する65歳以上の高齢者の人数及び総合相談支援の実績件数について。後期高齢者医療特別会計の歳出の部においては、後期高齢者健康診査事業における受診率向上への啓発及び医療機関における取り組みについて。認第2号 平成29年度山口市水道事業会計決算の認定についてでは、水道事業会計における課題及び改善に向けての長期計画の概算見込みに

ついてなどの質疑内容がありました。

なお、今回の決算審査を通じて、決算成果説明資料の数字等の記載については、対前年度比との比較が審査の着眼点となるため、特段の理由により数字の積算がわりにくい場合は、欄外に注記として補足説明文を記載していただくことにより、決算審査が円滑に行えるよう配慮していただきたい旨の意見もありました。

討論においては、議第66号 山県市家庭的保育事業等の設置及び管理に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について並びに認第1号 平成29年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（厚生文教関係）に対する反対討論がありました。

採決の結果、議第66号 山県市家庭的保育事業等の設置及び管理に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び認第1号 平成29年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（厚生文教関係）は、賛成多数で可決及び認定すべきものと決定しました。

また、認第2号、議第67号から議第69号については、全会一致で、原案のとおり認定及び可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（石神 真君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 議長に指名されましたので、質疑を行いたいと思います。

総務産業建設委員会委員長の今報告を受けまして、議第74号 北山辺地総合整備計画の変更についてについてお尋ねをいたします。

これは、私が質疑の中でも美山のキャンプ場の改修に関して4,800万ぐらいという非常に大きな金額なので明細の表示が必要じゃないかという提起をしました。答弁の中では、たくさん書くのは省略をして……。

〔発言する者あり〕

○8番（福井一徳君） 違うんです。私が質疑で言ったことについてです。

それで、改めて……。

○議長（石神 真君） 福井議員、あくまでも委員長報告に対しての質疑ですので。

○８番（福井一徳君） そうすると、委員長……。

○議長（石神 真君） 委員長報告に対する質疑ですので、それを質疑してください。

○８番（福井一徳君） 委員長報告の中では、この議題の報告がないんですが、どういうことでしょうか。

○議長（石神 真君） それでは、上野委員長、今の福井議員の質問に対して意見があったかなかったかをお答えいただければ結構だと思います。

総務産業建設委員会委員長 上野欣也君。

○総務産業建設常任委員会委員長（上野欣也君） 今の御質問にお答えいたします。

それについては、特別な発言はございませんでしたので、ここに特記いたしませんでした。特記事項は、発言の中で主になるものを特記しております。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

福井議員、そういうことであります。

○８番（福井一徳君） ということは、質疑できないということですか。

○議長（石神 真君） 福井議員、今言われたように、議第74号の、福井議員が委員長報告に対して疑問をいだいて質疑をしたということではありますが、それに対して、委員長の答えとしては、特に特段その委員会で質疑、討論はなかったと、そういうお答えです、福井議員の質問に対して。よろしいですか。それで、これについては一応終わりと。

○８番（福井一徳君） ということは、ここに表示されている予算額が違うんだけど、それでもなしですか。

○議長（石神 真君） ちょっと、暫時休憩します。

午前10時19分休憩

午前10時20分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君、よろしいですか。

○８番（福井一徳君） はい、了解しました。

○議長（石神 真君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（石神 真君） 日程第3、討論。

これより、認第1号、認第2号及び議第66号から議第77号までの討論を行います。

討論の通告がありますので発言を許します。

反対討論。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 議長から御指名をいただきましたので、反対討論をします。

認第1号の平成29年度の山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についてと、それから、議第66号、そして、議第74号の3つについて、あわせて討論したいと思います。

平成29年度決算ではエアコン設置費用が計上され、山県市全ての小中学校に念願のエアコンが実現しました。山県市の生徒たちが普通の環境で勉強に励むことができました。ことしは気温が39度にも上がり、熱中症や高温注意報が出る日々が続き、豊田市では、エアコンが設置されていない小学校で熱中症による小学生が亡くなるという痛ましい事故が起きました。

山県市では、エアコン設置費用が当初10億円かかると見積もって、運転費用も要るので、財政状況も勘案してとの市長答弁でしたが、私が2カ月かけて岐阜県内の実態調査や費用実績などを調べ、山県市での概算予測も試算をし、早期実現を訴えました。そうした中で、実際に検討したら約2億でエアコン設置が実現をいたしました。10億円の見積もりで設置課題の壁をつくっていたようにも思えますが、ことしの状況を考えると、よかったなと思ったのは市長も含めてではないでしょうか。全ての課題に対して、市民の立場に立った行政の検討がいかに重要かを示す中身だと思います。

29年度では、エアコン設置のような評価できる内容もあります。また、私が質疑や一般質問で取り上げてきた山県市の地場産業の強化育成にかかわって、山県市のパルプ産業の強化拡大に向けた期待が持てる地域経済牽引関連事業の事業に関する決算も含まれています。

しかし、一方で、29年度から指定管理に出された四国山香りの森公園及び香り会館の決算が含まれています。当初、指定管理者の指定に関する議案について、山県市としてどのようなビジョンのもとに指定管理運営委託をしていくのか、年間2,000万を支払って委託する指定管理者を決定するに当たり、重要な判断が求められる議案でした。

質疑の中では、従来の運営の実績、経費の概要などの明細は聞いたものの、指定管理を議決するに当たり、公募選定委員会で選定した事業者の事業提案について、重要な判

断資料として議会に求めました。ところが、行政文書なので開示請求をしてほしい、かつ提案文書が企業ノウハウにかかわるので重要な部分は非開示するという答弁でした。

総務省の平成22年12月28日の通達では、指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより住民サービスの質の向上を図っていくと記され、2項に、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を議会の議決を経て指定するとなっています。議決する議会に資料は企業ノウハウだから非公開という執行側の対応は本末転倒であり、指定管理のあり方にも関係し、議会の軽視にもつながりかねません。そのような経緯で実行された四国山の指定管理事業に関する決算は認められません。

また、従来から一貫してマイナンバー制度に反対してきた立場から、個人情報情報を国が統合し、個人のプライバシー侵害のおそれや世論の大反対にあってできなかった国民を管理する総背番号制を横文字にしてつくり上げたようなマイナンバー制度にかかわる予算の執行にも反対するものです。

また、決算にあるシルバー人材センター補助金について、総会の資料などをいただきました。山県市の場合、事業が大きく進展し、各地からの視察もあるような成果が報告されていました。そこで、このように事業が順調に大きくなっている現状を考えますと、毎年同額の補助金を数年間交付していますが、その減額等見直しがあつて当然です。県の協会から同額が出るので、山県市も同様に補助金を出すということでは市民に説明が付きません。このような補助金の支出の見直しもしないままの執行は認められません。

以上の理由により、平成29年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定については反対の立場を表明いたします。

2点目、議第66号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

第28条に規定する小規模保育事業A型及びB型の認可基準について、ゼロから2歳児に関し、従来の定員20名以上が緩和され、19名以下でも補助金や財政支援が受けられる新しい制度であります。A型は6人以上19人以内で、全員保育士の資格が必須条件です。B型は、保育園の設備基準プラス1名の職員で、2分の1以上が保育士であればいいことになっています。実際に山県市での当該事例がないものの、今回の条例では設備の基準も緩和されており、子育て支援課長も委員会答弁で、保育の質という点では懸念されると思うとの認識でした。

一方で、一昨日の市議会の私の保育の民営化に関する一般質問では、林市長みずから、

民営化によって今まで以上のサービスを提供してもらえるのではないかと答弁されました。今まで以上のサービスを提供してもらえる明確な根拠も示されず、民営化に幻想を抱くような姿勢は改めて極めて問題があるのではないかと指摘したいと思います。国が決めたからとそれに従うという姿勢では、山県市の公立保育園の保育士初め、関係者の努力によってつくり上げてきた高い水準の保育の質をみすみす手放すことになりかねません。国の施策によって3歳以上の保育料無償化になった場合に、山県市がどこで保育のよさをアピールし、他市との差別化を図り、移住促進につなげていくのか。明確な展望と方針がない中で、保育の民営化について、今回の規制緩和の一環である山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、明確に反対の意思を表明したいと思います。

3点目、議第74号 北山辺地総合整備計画の変更について。

この北山辺地総合整備計画の変更は、平成30年から31年にかけて、グリーンプラザみやまコテージ村及びキャンプ場の改修工事に辺地債を活用するために新たに制定されたものです。今回の計画の参考資料には、オートキャンプ場に関する部分の金額表示がありませんでした。辺地法による辺地債の目的は、その他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るとしてしています。辺地債の目的からすると、6,000万に及ぶ総合整備計画の策定、そのうち4,800万円、グリーンプラザのオートキャンプ場の整備が美山北部地域の住民の生活文化水準の著しい格差の是正にどのように結びつくのか、議会答弁では納得できませんでした。辺地債は8割が地方交付税に算入されるとの説明でしたが、しよせん辺地債は借金です。残りは市の財政からの持ち出しです。

いつも市長は議会答弁で厳しい財政を強調して、市民の要望について実現できない理由にされていますが、4,800万円のオートキャンプ場の整備事業が補正予算に計上され、議決されました。その際に、市議会で質疑を行ったこの事業についての緊急性や必要性については、議会答弁も整備計画でも観光による交流人口の増大など抽象的な内容で、辺地債を起債までして事業としてする納得のいく材料ではありませんでした。しかもこの施設は、山県市民からなかなか予約がとれないという声が寄せられており、市民の利便性の確保が要望されていますが、驚くことに市長は今回の議会で、そんなことをやりだしたら他市にも波及して大変になるので、そのような対応は検討しないと明言をされました。2期目の指定管理2年目という時期に大型投資をする一方で、施設の利用料は指定管理者の収入になります。このような予算の使い方のための整備計画及びそのための計画の変更については認められません。

また、先ほど質疑ではできませんでしたでしたが、平成30年2月26日に提出をされている総

合整備計画参考資料、そして、今回の議会で提案された平成30年8月31日に提出されている総合整備計画参考資料、このところでは、宿泊棟屋根塗装工事、この金額が2月議会に出された416万9,000円になっていますが、今回8月31日に出されている資料では328万3,000円と金額が変更されています。そうした理由についてもよくわかりませんが、こうした予算の使い方については認められないので反対をいたします。

以上です。

○議長（石神 真君） 次に、賛成討論はありませんか。

寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、議第77号 都市宣言の制定について、賛成の立場で討論をします。

昨年、核兵器禁止条約が国連で成立し、条約の採択に被爆者の方々と連携し大きく貢献した国際NGO核兵器廃絶国際キャンペーンがノーベル平和賞を受賞しました。

一方、ことしで広島、長崎への原爆投下から73年を迎えた日本では、憲法改正をめぐる議論が続いています。今を生きる私たちは、過去の歴史をいま一度見詰め直し、これからの未来を考えていかなければならないところにも立たされており、今回山県市が制定しようとする宣言は意義深いものであると考えます。

核のない平和な世界への実現には、一人一人の強い願いと行動が不可欠です。戦争を経験された世代、そして、戦争を経験していない世代も市民の皆さん一人一人が平和の大切さを認識していただけること、そして、それがこの先の未来へと引き継がれていくようにと願いが込められた山県市非核平和都市宣言に今後の取り組みの期待も込めまして賛成討論とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 以上で発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 次に、賛成討論はありませんか。

賛成討論のほうですね。

操 知子君。

○6番（操 知子君） 議長の許可を得ましたので、認第1号に対して賛成の立場として討論を行います。

私は、今議会において、認第1号 平成29年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、農林畜産課長へ6案件、総務課長へ1案件の質疑を行いました。

森林面積84%、農地6%を占めるこの山県市において、山県市の豊かな自然を生かした産業は、やはり山県市にとって重要な観光資源であり、また、そこで暮らす市民の皆様方にとっても大切な生活であります。しかし、その反面では、有害鳥獣による被害や森林環境が及ぼす市民生活への支障、また、災害へも変化をします。平成31年度においても、時代の課題に合わせて引き続きさらなる施策を望みます。

以上、私からの賛成討論とさせていただきます。

○議長（石神 真君） ほかに賛成討論はありませんか。

〔「次、反対討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 済みません。次、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（石神 真君） 日程第4、採決。

これより、採決を行います。

議第66号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石神 真君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

認第1号 平成29年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石神 真君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

認第2号 平成29年度山県市水道事業会計決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

議第67号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第68号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第69号 平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第70号 不動産の譲与について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第71号 訴えの提起について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第72号 新市まちづくり計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第73号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第74号 北山辺地総合整備計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石神 真君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報

告のとおり可決されました。

議第75号 市道路線の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第76号 岐阜市と山県市の重複する市道路線の管理に関する協定の協議について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第77号 都市宣言の制定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議員の派遣について

○議長（石神 真君） 日程第5、議員の派遣についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び山県市議会会議規則第160条第1項の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定されました。

○議長（石神 真君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じます。提案されました全議案につきまして、慎重に御審議をいただき、決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成30年第3回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間にわたり、大変御苦勞さまでした。

午前10時42分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 石 神 真

5 番 議 員 郷 明 夫

6 番 議 員 操 知 子